



刑事施設におけるグループワークの様子
【写真提供：法務省矯正局】



交通安全啓発ポスター
【出典：警察庁HP】

第4編

各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

- 第1章 交通犯罪
- 第2章 薬物犯罪
- 第3章 組織的犯罪・暴力団犯罪
- 第4章 財政経済犯罪
- 第5章 サイバー犯罪
- 第6章 児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪
- 第7章 女性犯罪・非行
- 第8章 高齢者犯罪
- 第9章 外国人犯罪・非行
- 第10章 精神障害のある者による犯罪等
- 第11章 公務員犯罪

第1章 交通犯罪

第1節 交通犯罪関係法令の改正状況

1 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年5月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合が、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合が、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された。

さらに、令和2年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和2年7月施行）。

2 道路交通法

道路交通法については、令和元年法律第20号による改正で、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和2年4月に、②は元年12月にそれぞれ施行）。

令和2年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前6か月以内に、運転技能検査を受けなければならないが、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和2年6月に、②は4年5月にそれぞれ施行）。

また、令和4年法律第32号による改正では、①特定自動運行に係る許可制度が創設され、②新たな交通主体である㉞電動キックボード等の特定小型原動機付自転車や㉟自動配送ロボット等の遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されるとともに、③運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定が整備されるなどした（①及び②㉞は令和5年4月に、②㉟は同年7月に、③は7年4月までにそれぞれ施行）。

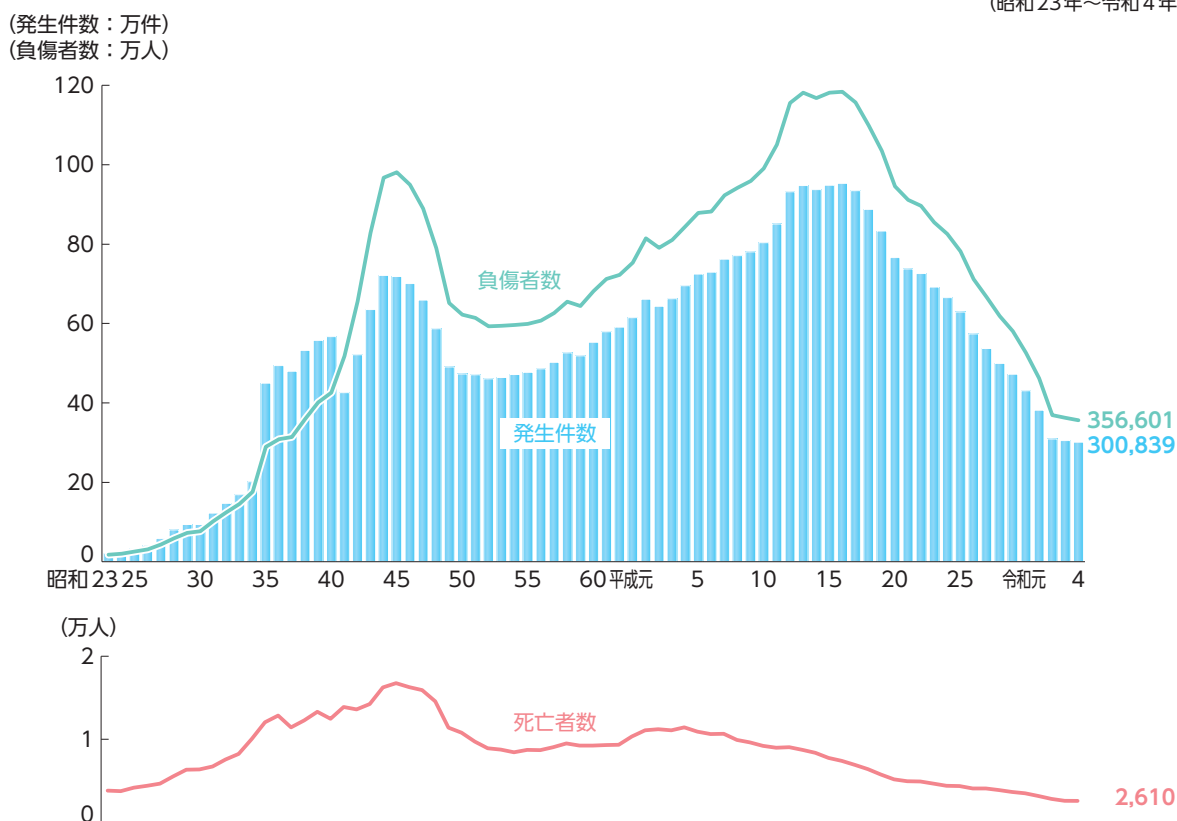
第2節 犯罪の動向

1 交通事故の発生動向

交通事故（道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。）の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移（23年以降）は、4-1-2-1図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料4-1参照）。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少し続けており、令和4年は、それぞれ30万839件（前年比1.4%減）、35万6,601人（同1.5%減）であった。死亡者数も、平成4年（1万1,452人）をピークに減少傾向にあり、令和4年は2,610人（同26人減）と、6年連続で昭和23年以降最少を更新し続けている（CD-ROM資料4-1参照）。

4-1-2-1 図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移

(昭和23年～令和4年)



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
 3 「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、2万円以下の物的損害及び1週間以下の負傷の事故を除く。
 4 「死亡者」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

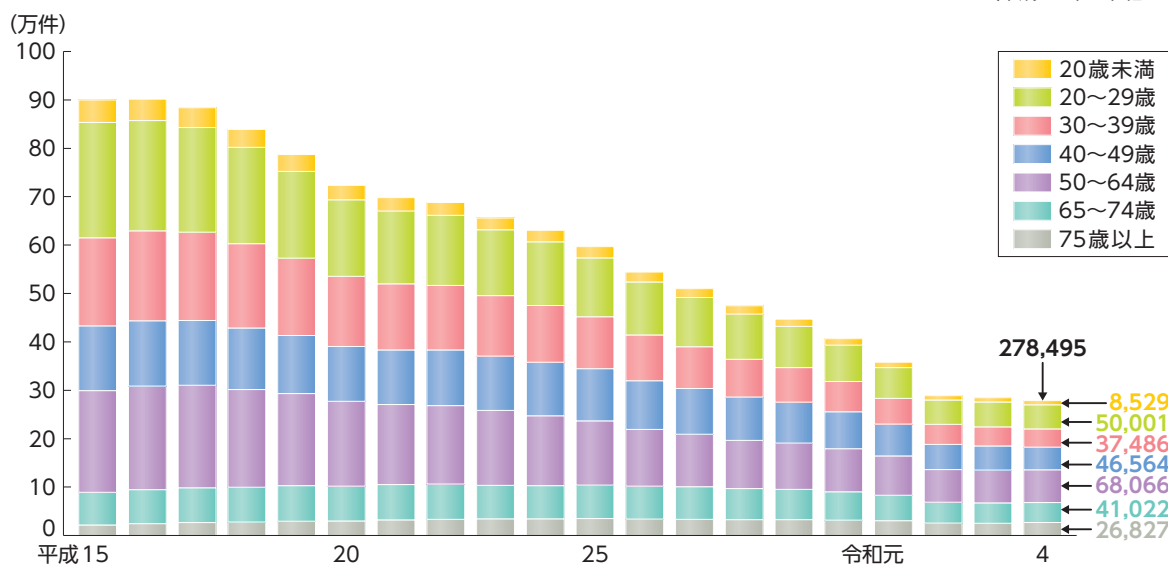
交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、4-1-2-2図のとおりである。少年が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成13年から減少し続けており、令和4年は8,529件（前年比3.8%減）であった。また、20～29歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数も、平成13年から減少傾向にあり、令和4年は5万1件（同2.0%減）であった。65～74歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成19年（7万3,609件）まで増加し続けた後は減少傾向にあり、令和4年は4万1,022件（同2.6%減）であった。75歳以上の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成25年（3万4,759件）まで増加し続けた後は減少傾向にあるが、令和4年は2万6,827件（同5.1%増）であった（CD-ROM参照）。

交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、上昇し続けており、令和4年は24.4%（前年比0.6pt上昇）であった。

なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、令和4年は56.4%（前年比1.3pt低下）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2図 交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）

（平成15年～令和4年）



- 注 1 警察庁交通局の統計及び資料による。
 2 「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
 3 第一当事者が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
 4 事故発生時の年齢による。

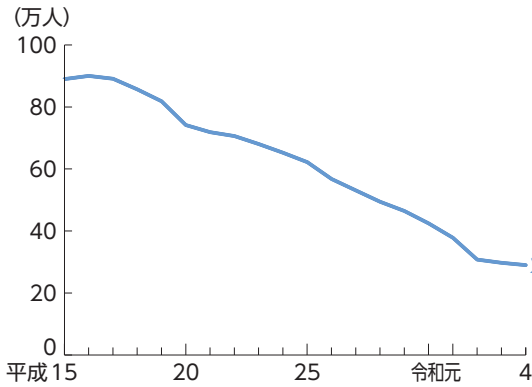
2 過失運転致死傷等・危険運転致死傷

過失運転致死傷等の検挙人員の推移（最近20年間）及び危険運転致死傷の検挙人員の推移（平成15年以降）を見ると、4-1-2-3図のとおりである。過失運転致死傷等の検挙人員は、16年（90万119人）をピークにその後は減少し続けており、令和4年は28万9,952人（前年比2.4%減）であった。危険運転致死傷の検挙人員は、平成14年から25年まで、270人台から420人台で推移した後、26年5月に自動車運転死傷処罰法の施行により処罰範囲が拡大されるなどすると、27年以降、その検挙人員は590人台から730人台で推移しており、令和4年は737人（同6.2%増）であった。

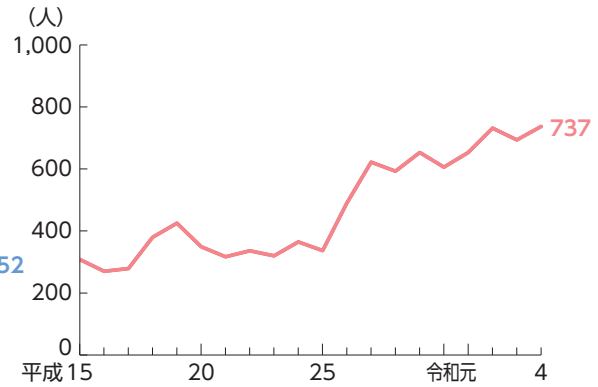
4-1-2-3 図 過失運転致死傷等・危険運転致死傷 検挙人員の推移

(平成15年～令和4年)

① 過失運転致死傷等



② 危険運転致死傷



注 警察庁の統計による。

令和4年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、4-1-2-4表のとおりである。同年の危険運転致死傷の検挙人員737人のうち致死事件は49人（前年比4人増）で、4年の過失運転致死傷等の検挙人員28万9,952人のうち致死事件は2,074人（同182人減）であった（CD-ROM参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第3編第1章第2節3項参照。

4-1-2-4 表 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

(令和4年)

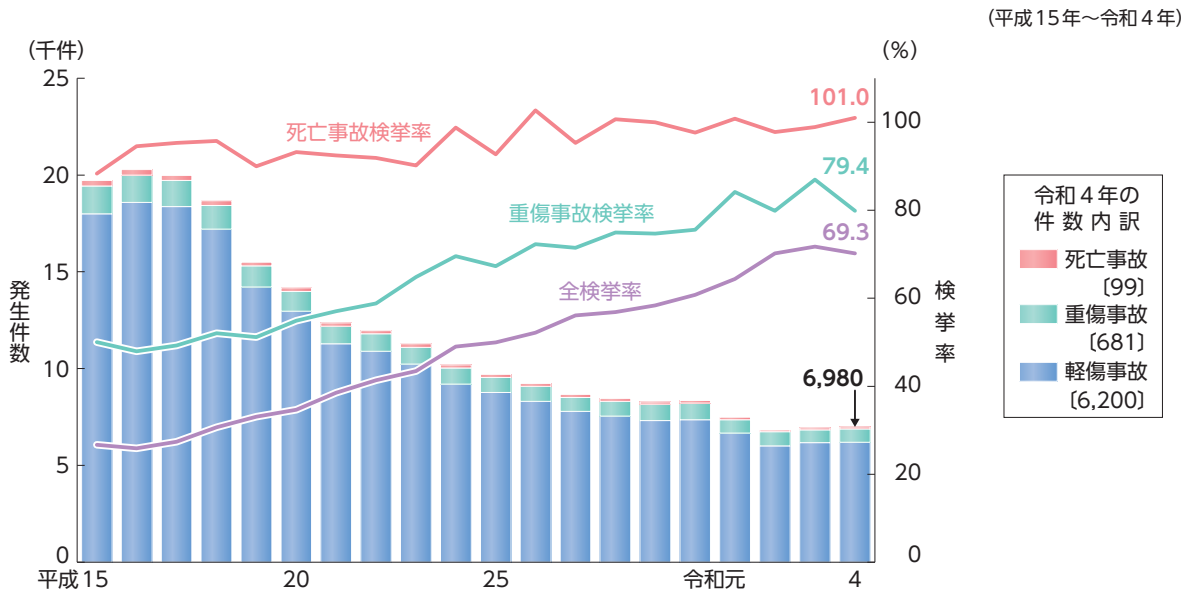
罪 名	検 挙 人 員	致 傷 致 死	
		致 傷	致 死
自動車運転死傷処罰法	284,588	282,490	2,098
危険運転致死傷(2条)	430	391	39
危険運転致死傷(3条)	246	236	10
無免許危険運転致死傷(6条1項)	48	48	...
無免許危険運転致死傷(6条2項)	8	8	-
過失運転致死傷	282,779	280,741	2,038
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	98	95	3
無免許過失運転致死傷	968	961	7
無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	11	10	1
刑 法	6,101	6,076	25
危険運転致死傷	5	5	-
自動車運転過失致死傷等	186	177	9
重過失致死傷	4,492	4,479	13
過失致死傷	1,418	1,415	3

- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法4条に規定する罪をいう。
 3 「無免許過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法6条4項に規定する罪をいう。
 4 「無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法6条3項に規定する罪をいう。
 5 「刑法」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係る事案に限る。
 6 「刑法」の「危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。
 7 「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条1項前段及び2項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、4-1-2-5図のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあったが、令和4年は3年に引き続き増加し、前年比58件（0.8%）増の6,980件であった（CD-ROM参照）。全検挙率は、平成16年に25.9%を記録した後、翌年から上昇し続けていたが、令和4年は69.3%（前年比2.4pt低下）であった。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90%を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「全検挙率」は、ひき逃ぎの全事件の検挙率をいう。
 3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和4年は508万726件（前年比49万210件（8.8%）減）であった。その取締件数の内訳は、告知事件488万6,106件、送致事件19万4,620件であった（警察庁交通局の統計による。）。

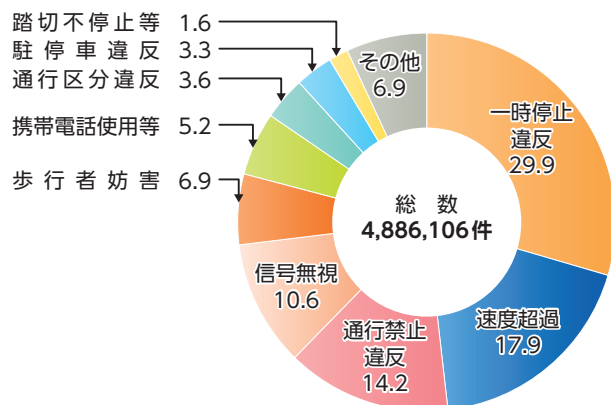
令和4年における道交違反の告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、4-1-2-6図のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第3編第1章第2節3項参照。

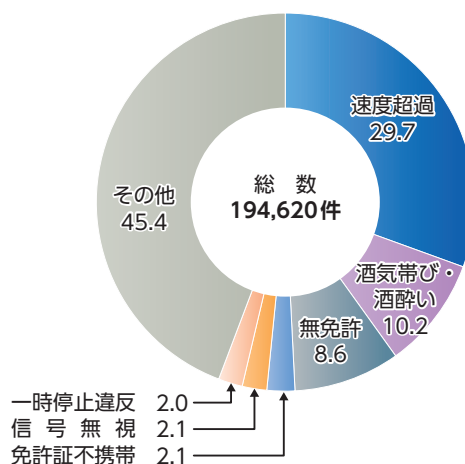
4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和4年）

① 告知事件



② 送致事件



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

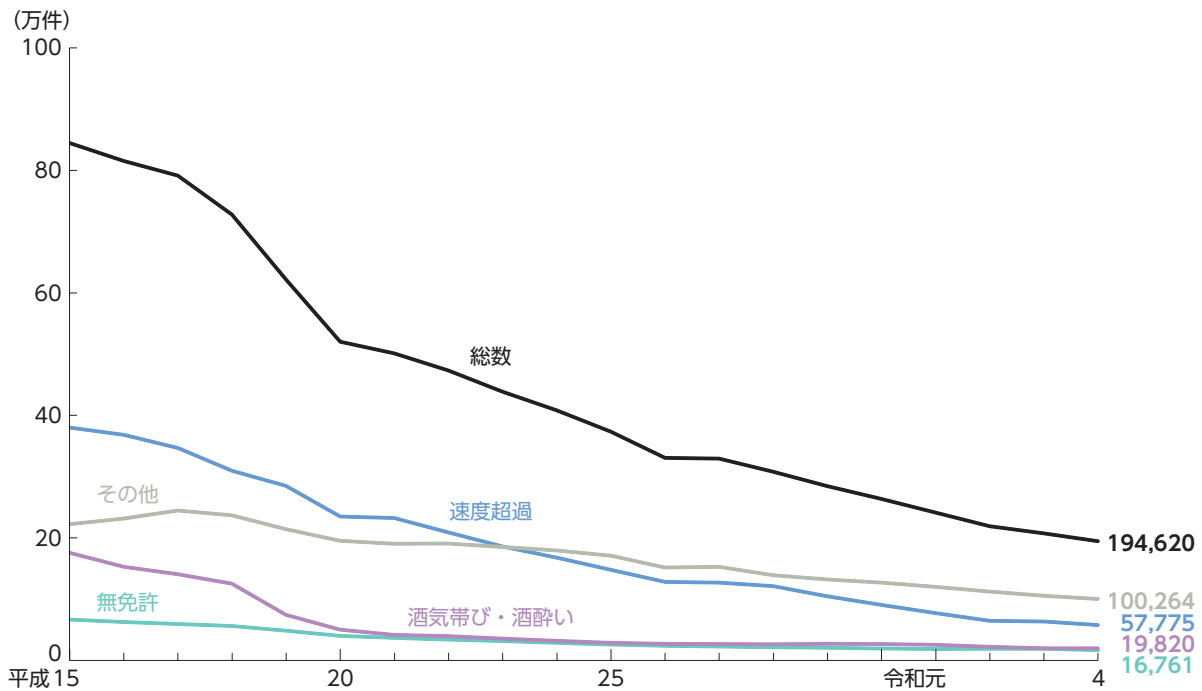
告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和4年は、前記のとおり488万6,106件（前年比47万7,531件（8.9%）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の取締件数の推移（最近20年間）を見ると、4-1-2-7図のとおりである。その総数は、平成12年から減少し続け、令和4年は前記のとおり19万4,620件（前年比6.1%減）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は、平成10年以降、減少傾向にあり、令和4年は1万6,761件（同11.1%減）であった。速度超過は、平成14年以降、減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、9年（34万3,593件）に平成期最多を記録したが、12年以降は、同年、19年及び20年の急減を含み減少傾向にあるところ、令和4年は1万9,820件（同0.1%増）であり、平成9年の約17分の1の水準であった（CD-ROM参照）。令和4年における妨害運転（妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合の加重処罰規定を含む。）は106件（前年比10件増）であった（警察庁交通局の資料による。）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加傾向にあり、令和4年の送致件数は2万4,545件（前年比12.0%増）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-7図 道交違反 取締件数（送致事件）の推移

(平成15年～令和4年)



注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

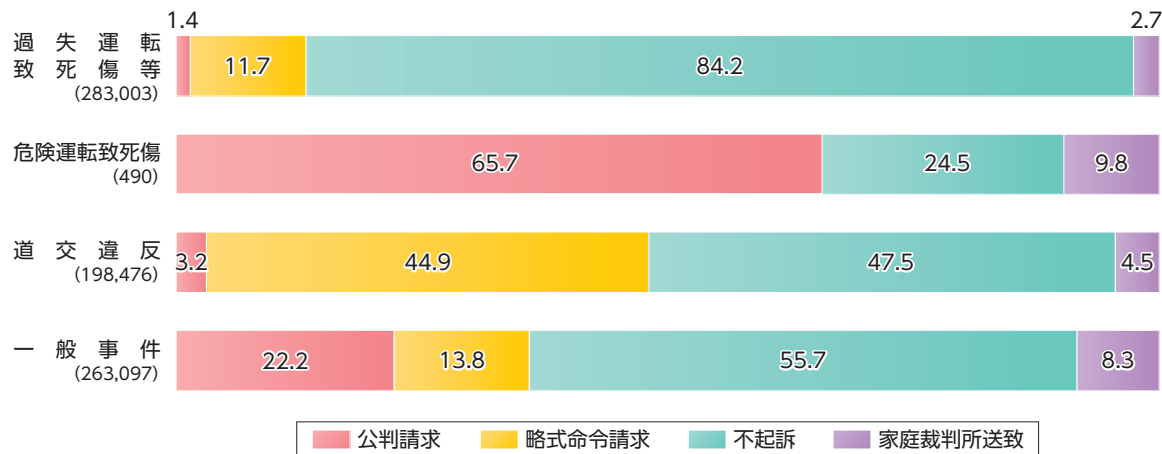
第3節 処遇

1 検察

4-1-3-1図は、令和4年における交通事件（過失運転致死傷等、危険運転致死傷及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1図 交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(令和4年)

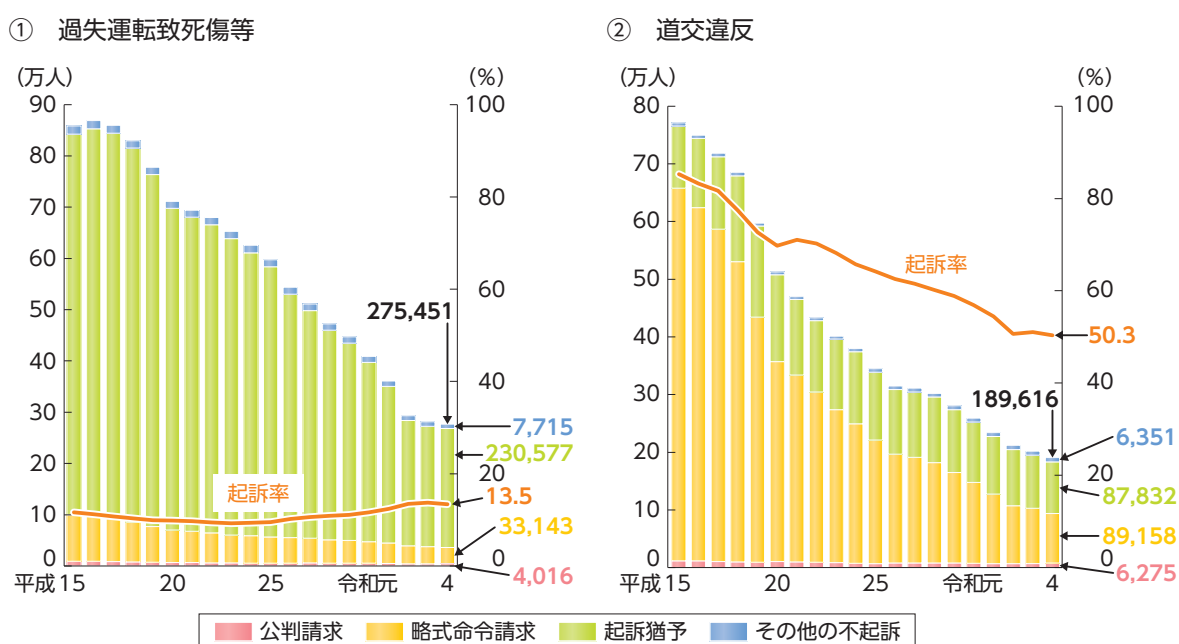


注 1 検察統計年報による。
 2 「一般事件」は、過失運転致死傷等、危険運転致死傷及び道交違反以外の事件である。
 3 () 内は、人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予率は90%前後で推移しているが、起訴猶予人員は、平成17年以降減少し続け、令和4年は前年よりも4,114人減少した。また、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、平成23年までは低下傾向にあり、24年からは緩やかに上昇していたが、令和4年は13.5%（前年比0.2pt低下）であった。道交違反では、起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下傾向にあり、令和4年は47.0%（同0.6pt低下）であった。略式命令請求人員は、平成10年以降減少し続けている。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和4年は50.3%と平成15年（85.3%）と比べて35.0pt低下した（CD-ROM参照）。

4-1-3-2図 過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成15年～令和4年）



令和4年における危険運転致死傷の公判請求人員について、態様別に見ると、4-1-3-3表のとおりである。なお、「無免許」の者（18人）については、無免許運転で、「飲酒等影響」（1人）、「高速度等」（4人）、「妨害行為」（1人）、「赤信号無視」（9人）又は「飲酒等影響運転支障等」（3人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

(令和4年)

総数	飲酒等影響	高速度等	妨害行為	赤信号無視	通行禁止道路進行	飲酒等影響 運転支障等	無免許
322	98	24	11	72	2	97	18

- 注 1 検察統計年報による。
- 2 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。
- 3 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。
- 4 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号、5号及び6号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。
- 5 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法2条7号に規定する罪、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。
- 6 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法2条8号に規定する罪及び令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。
- 7 「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法3条に規定する罪をいう。
- 8 「無免許」は、自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪をいう。

2 裁判

令和4年に交通事件（保管場所法違反を除く。以下この項において同じ。）により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、**4-1-3-4表**のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では9.6%（無免許危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪）事件では52.6%）だったのに対し、同致死事件では100%であった。同致死事件では、言渡しを受けた者21人のうち19人の刑は5年を超えている。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では1.8%（無免許過失運転致死傷事件では17.7%）だったのに対し、同致死事件では3.9%（無免許過失運転致死事件では63.6%）であった。道路交通法違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は17.0%であった。道路交通法違反では、言渡しを受けた者のうち1年未満の刑の者の割合は76.6%であったが、3年を超える刑の者も6人いた。

令和4年に交通事件で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、道路交通法違反につき4人、無免許危険運転致死傷につき1人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審における罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**参照。

4-1-3-4表

交通事件 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

(令和4年)

罪名	総数	10年を超える	10年以下	7年以下	5年以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
						実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予
危険運転致傷	250	-	-	-	8	2 (-)	9	2 (-)	44	8 (-)	145	4 (-)	28	-	-
危険運転致死	21	4	10	5	1	-	-	1 (-)	-	-	-	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条1項)	15	-	-	-	5	2 (1)	2	2 (-)	3	1 (-)	-	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条2項)	4	-	-	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-
無免許危険運転致死(6条2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致傷	2,135	-	-	-	2	2 (-)	18	7 (-)	114	13 (-)	1,359	12 (-)	601 (-)	3	4
過失運転致死	1,002	-	-	1	2	3 (-)	92	22 (-)	249	11 (-)	615	-	7	-	-
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	44	-	-	-	2	-	2	1 (-)	1	-	37	1 (-)	-	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	3	-	-	-	1	2 (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷	464	-	-	-	1	3 (-)	3	11 (-)	25	41 (-)	180	26 (-)	168	-	6
無免許過失運転致死	11	-	-	1	4	1 (-)	3	1 (-)	1	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法	4,826	-	-	-	6	4 (-)	19	13 (-)	48	127 (1)	910	454 (3)	2,371	215 (-)	659

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。

3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。

4 罪名区分の()内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。

5 刑期区分の()内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和4年における交通犯罪（危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）の入所受刑者人員は1,030人（前年比3.7%減）であり、その内訳は危険運転致死傷が49人、過失運転致死傷等が194人、道路交通法違反が787人であった。なお、4年における交通犯罪の入所受刑者人員のうち、懲役受刑者の占める比率は96.2%であった。禁錮受刑者は39人であり、その内訳は全て過失運転致死傷等であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和4年における交通犯罪の保護観察開始人員は、保護観察処分少年が3,426人（なお、交通短期保護観察の対象者（交通犯罪以外の非行名（保管場所法、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）による者を含む。以下この項において同じ。）は1,997人（[3-2-5-1](#)図参照）、少年院仮退院者が107人、仮釈放者が571人、保護観察付全部・一部執行猶予者が116人（うち一部執行猶予者が2人）であった。同年の保護観察開始人員について、罪名・非行名が危険運転致死傷の者は、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）が19人、少年院仮退院者が4人、仮釈放者が35人、保護観察付全部・一部執行猶予者が10人（うち一部執行猶予者はいなかった。）であった（保護統計年報による。）。

第2章

薬物犯罪

第1節 犯罪の動向

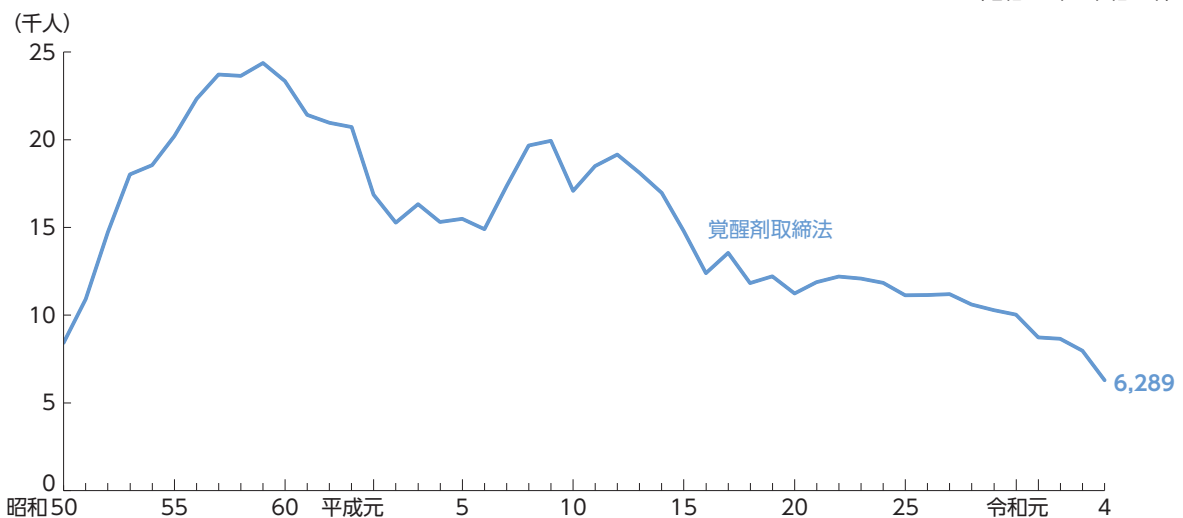
1 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-1 図**のとおりである。29年（5万5,664人）をピークとして減少した後、増減を繰り返していたが、45年から増加傾向となり、59年には31年以降最多となる2万4,372人を記録した。その後、減少傾向にあったが、平成7年から増加に転じ、9年には1万9,937人に達した。13年からは、減少傾向にあり、令和4年は6,289人（前年比21.1%減）で、4年連続で1万人を下回った（CD-ROM参照。なお、検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の20歳以上の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、**5-1-4 図①**参照。

4-2-1-1 図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

（昭和50年～令和4年）



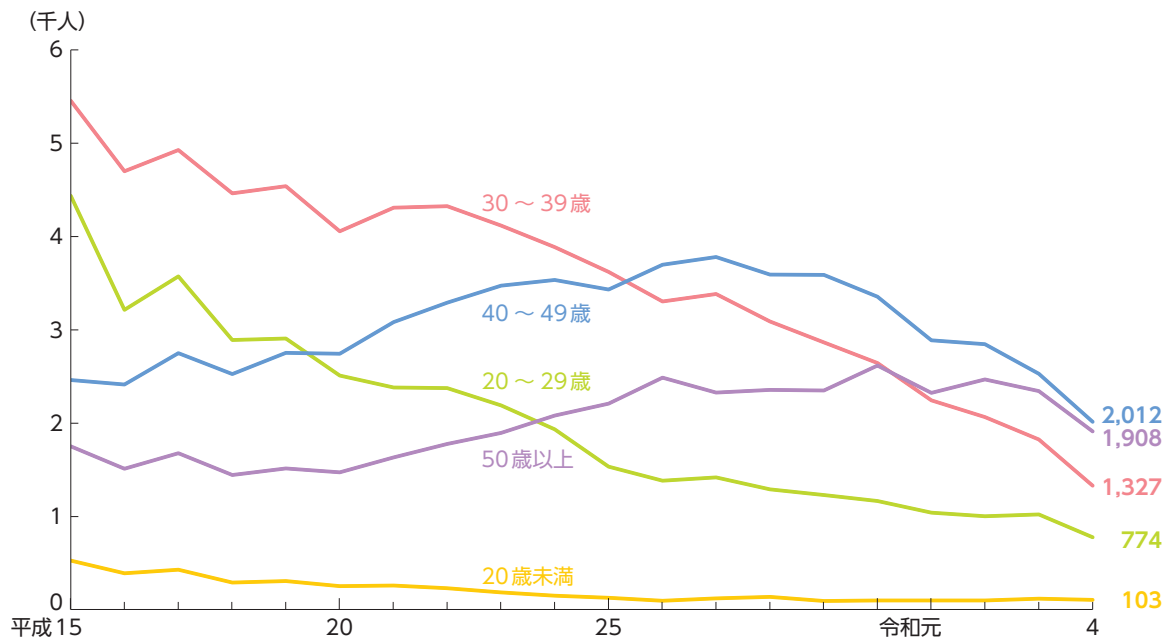
- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、**4-2-1-2 図**のとおりである。20歳未満、20歳代及び30歳代の検挙人員は、減少傾向にある。令和4年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、40歳代が最も多く（32.9%）、次いで、50歳以上（31.2%）、30歳代（21.7%）、20歳代（12.6%）、20歳未満（1.7%）の順であった。

なお、令和4年の覚醒剤取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、大学生が12人（前年比6人減）であり、高校生が12人（同2人増）、中学生は1人（前年と同じ）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-2図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

(平成15年～令和4年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

4-2-1-3表は、令和4年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下この項において同じ。）の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は7.3%であり、暴力団構成員等の比率は35.7%であった。

4-2-1-3表 覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

(令和4年)

区分	総数	密輸入	所持	譲渡し	譲受け	使用	その他
総数	6,124	175	1,945	258	116	3,438	192
営利犯	450 (7.3)	166 (94.9)	195 (10.0)	81 (31.4)	4 (3.4)	-	4 (2.1)
暴力団構成員等	2,186 (35.7)	37 (21.1)	708 (36.4)	124 (48.1)	27 (23.3)	1,240 (36.1)	50 (26.0)

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 ()内は、各違反態様による検挙人員に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

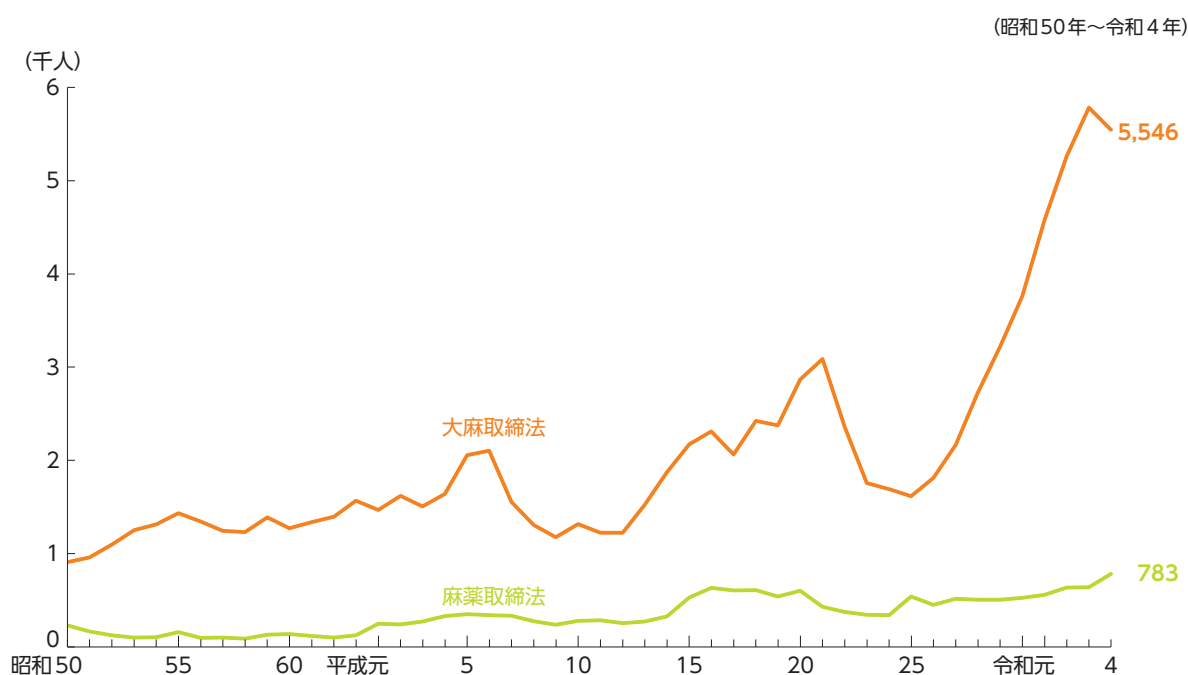
覚醒剤取締法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、外国人の比率は、平成20年以降、5%台から8%台で推移しており、令和4年は7.5%（459人）であった。国籍等別に見ると、韓国・朝鮮（90人、19.6%）が最も多く、次いで、ブラジル（85人、18.5%）、フィリピン（56人、12.2%）、ベトナム（51人、11.1%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍等別の検挙人員を見るに当たっては、各国籍等別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある（本編第9章第1節参照）。

2 大麻取締法違反等

大麻取締法（昭和23年法律第124号）及び麻薬取締法の各違反（それぞれ、大麻及び麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、[4-2-1-4図](#)のとおりである（検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料1-4参照）。大麻取締法違反は、平成6年（2,103人）と21年（3,087人）をピークとする波が見られ、26年から8年連続で増加し、29年から令和3年までは、昭和46年以降における最多を記録し続けていたが、令和4年はやや減少し、5,546人（前年比4.1%減）であった（CD-ROM参照）。

なお、大麻取締法違反の20歳以上の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、[5-1-4図](#)^②参照。

4-2-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

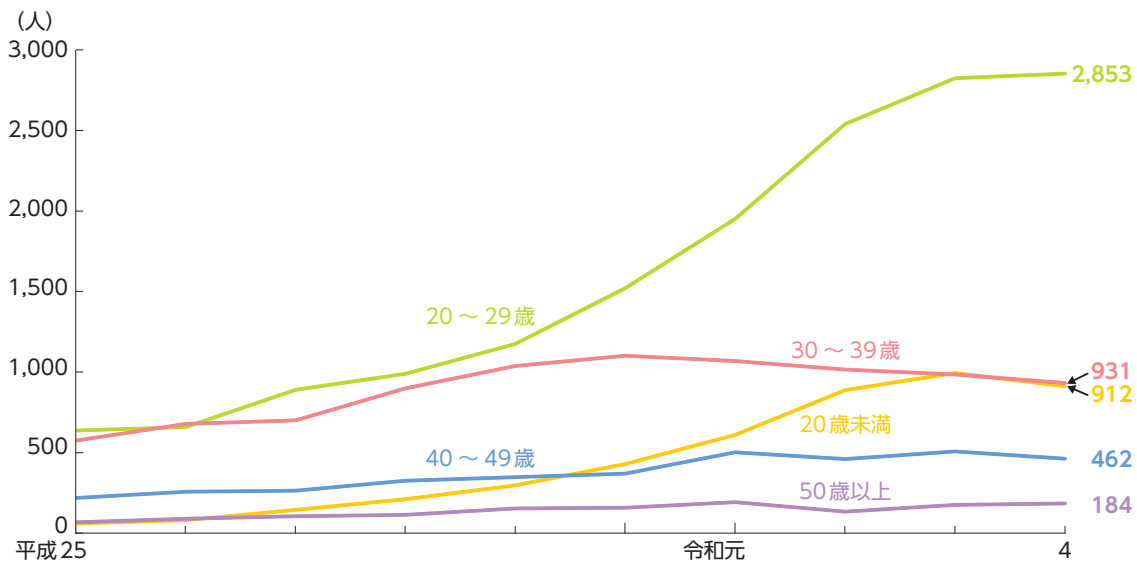


- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「大麻取締法」は、大麻キッドに係る検挙人員を含む。

大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、[4-2-1-5図](#)のとおりである。平成25年以降、20歳代及び30歳代で全検挙人員の約7～8割を占める状況が続いているが、30歳代の検挙人員が令和元年以降4年連続で減少したのに対し、20歳代の検挙人員は、平成26年から増加し続けており、令和4年は2,853人（前年比1.1%増）であった。一方、20歳未満の検挙人員は、平成26年から令和3年までは増加し続けていたが、4年は912人（同8.2%減）とやや減少した。

なお、令和4年の大麻取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、中学生が11人（前年比3人増）、高校生が150人（前年比36人減）、大学生が160人（同72人減）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

(平成25年～令和4年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 4 大麻キッドに係る検挙人員を含む。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、昭和50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も2万7,000人台から3万1,000人台で推移していたが、平成3年からは減少傾向が続き、令和4年は127人（前年比23.0%減）であった（警察庁の統計による。）。

あへん法（昭和29年法律第71号）違反（あへんに係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）は、昭和46年以降、100人台から400人台で推移していたが、60年（443人）をピークとして、その後大きく減少し、平成20年以降は30人未満で推移しており、令和4年は3人（前年比13人減）であった（4-2-1-4図CD-ROM参照）。

3 危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下この項において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下この項において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）の推移（最近5年間）を適用法令別に見ると、4-2-1-6表のとおりである。

令和4年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は242人で、前年（111人）の2倍以上に増加した。そのうち193人（前年比133人増）は、指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員（同法84条28号に規定される所持・使用・購入・譲受けに係る罪による検挙人員のうち、販売目的等の供給者側の検挙人員を除く。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-6表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

(平成30年～令和4年)

適用法令	30年	元年	2年	3年	4年
総数	396	182	150	145	279
医薬品医療機器等法（薬事法）	346	165	131	111	242
麻薬取締法	48	17	19	34	37
交通関係法令	1	－	－	－	－
その他	1	－	－	－	－

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらを用いた。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 5 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等、道路交通法違反の検挙人員である。
 8 「その他」は、各都道府県の薬物防止に関する条例違反等である。

令和4年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、264人であり、年齢層別では、20歳代（136人、51.5%）が最も多かった（警察庁刑事局の資料による。）。

第2節 取締状況

1 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近5年間）は、4-2-2-1表のとおりである（あへんについては、CD-ROM参照）。覚醒剤の押収量は、令和元年に過去最多の2,649.7kgを記録したが、令和2年（824.4kg）に前年の3分の1以下に急減して以降、1000kg未満で推移しており、4年は475.3kgで前年の2分の1以下であった（CD-ROM参照）。

4-2-2-1表 覚醒剤等の押収量の推移

(平成30年～令和4年)

年次	覚醒剤	乾燥大麻	大麻樹脂	コカイン	ヘロイン	MDMA等錠剤型合成麻薬
30年	1206.7	337.3	3.1	157.4	0.0	12,307
元	2649.7	430.1	14.8	639.9	16.7	73,915
2	824.4	299.1	3.6	821.7	14.8	106,308
3	998.7	377.2	2.9	15.1	0.0	80,623
4	475.3	330.7	5.6	42.8	0.0	95,614

(単位は、kg。ただし、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 押収量は、警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した合計量である。
 3 「乾燥大麻」は、大麻たばこを含み、「大麻樹脂」は、大麻リキッドを含まない。
 4 「MDMA等錠剤型合成麻薬」は、1錠未満切捨てである。

2 密輸入事案の摘発の状況

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下この項において同じ。）及び大麻の密輸入事案（税関が関税法（昭和29年法律第61号）違反で摘発した事件に限る。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。以下この項において同じ。）の摘発件数の推移（最近5年間）を形態別に見ると、4-2-2-2表のとおりである。覚醒剤の「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下この項において同じ。）による密輸入」は、前年の約10分の1に急減した令和2年（23件）に引き続き、3年も大きく減少したが、4年は増加に転じ、43件（前年比38件増）であった。同年においては、覚醒剤の「国際郵便物を利用した密輸入」は127件（同94件増）、「航空貨物（別送品を含む。）を利用した密輸入」は127件（同77件増）といずれも増加した。大麻の「航空機旅客による密輸入」も、前年の約3分の1に急減した2年（21件）に引き続き、3年も大きく減少したが、4年は増加に転じ、26件（前年比20件増）であった。大麻の「国際郵便物を利用した密輸入」は、平成30年以降高止まりの状況にあったが、令和4年は83件（同76件減）に減少した。

航空機旅客による覚醒剤及び大麻の密輸入事案の摘発件数は、コロナ禍において入国者数が減少した影響を受けて、2年に急減した可能性が考えられるが、4年はいずれも増加に転じており、今後の動向に留意する必要がある。

4-2-2-2表 覚醒剤等の密輸入事案の摘発件数の推移（形態別）

（平成30年～令和4年）

① 覚醒剤

形態	30年	元年	2年	3年	4年
総数	169 (1,159)	425 (2,587)	72 (811)	95 (1,014)	300 (567)
航空機旅客による密輸入	91 (160)	229 (427)	23 (54)	5 (35)	43 (101)
国際郵便物を利用した密輸入	52 (50)	85 (188)	23 (14)	33 (62)	127 (119)
商業貨物を利用した密輸入	23 (948)	109 (367)	26 (743)	57 (917)	130 (347)
航空貨物	13 (22)	107 (325)	20 (103)	50 (266)	127 (319)
海上貨物	10 (926)	2 (43)	6 (639)	7 (650)	3 (28)
船員等による密輸入	3 (0)	2 (1,605)	— (—)	— (—)	— (—)

② 大麻

形態	30年	元年	2年	3年	4年
総数	218 (156)	242 (82)	204 (126)	199 (153)	148 (431)
航空機旅客による密輸入	49 (92)	60 (28)	21 (0)	6 (10)	26 (3)
国際郵便物を利用した密輸入	148 (45)	167 (49)	144 (77)	159 (80)	83 (44)
商業貨物を利用した密輸入	19 (19)	11 (5)	39 (48)	34 (63)	39 (385)
航空貨物	19 (19)	10 (5)	36 (48)	27 (63)	34 (84)
海上貨物	— (—)	1 (0)	3 (0)	7 (0)	5 (301)
船員等による密輸入	2 (0)	4 (0)	— (—)	— (—)	— (—)

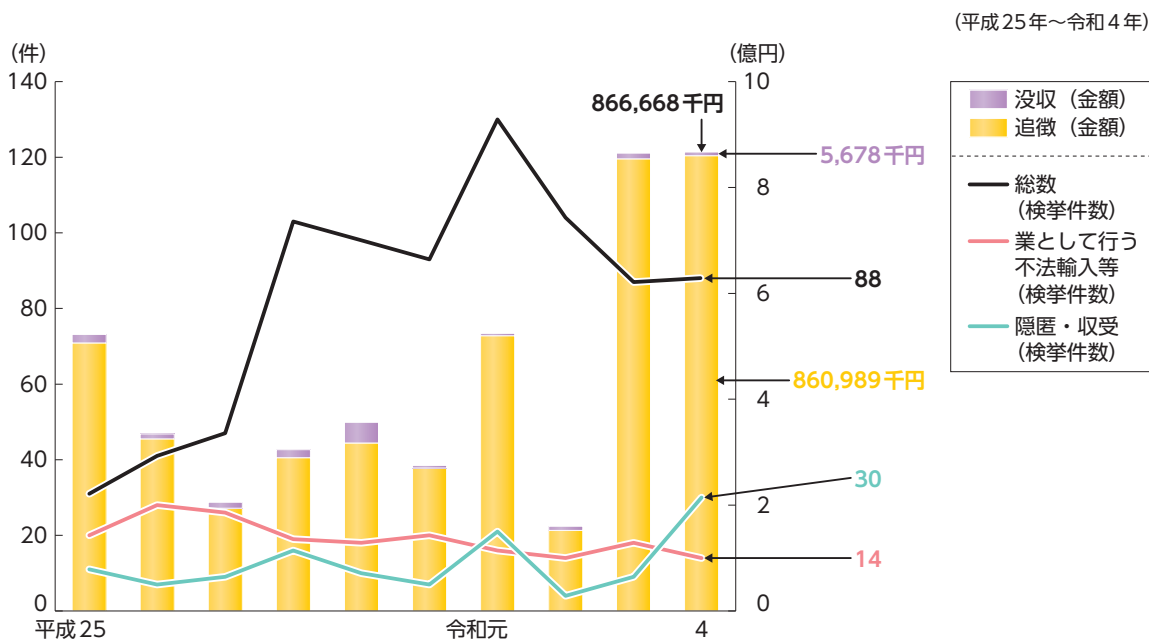
- 注 1 財務省関税局の資料による。
 2 税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3 「覚醒剤」は、その原料を含み、「大麻」は、大麻キッド等の大麻製品を含む。
 4 ()内は押収量であり、単位はkgである。
 5 「航空機旅客」は、航空機乗組員を含む。
 6 「商業貨物」は、別送品を含む。
 7 「船員等」は、洋上取引及び船舶旅客を含む。

令和4年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、アジア（101件）が最も多く、次いで、北米（83件）、ヨーロッパ（40件）の順であり、国・地域別では、米国（58件）が最も多く、次いで、カナダ（25件）、タイ（22件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

3 麻薬特例法の運用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-2-3図のとおりである。

4-2-2-3図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移



- 注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等收受）及び9条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第3節 処遇

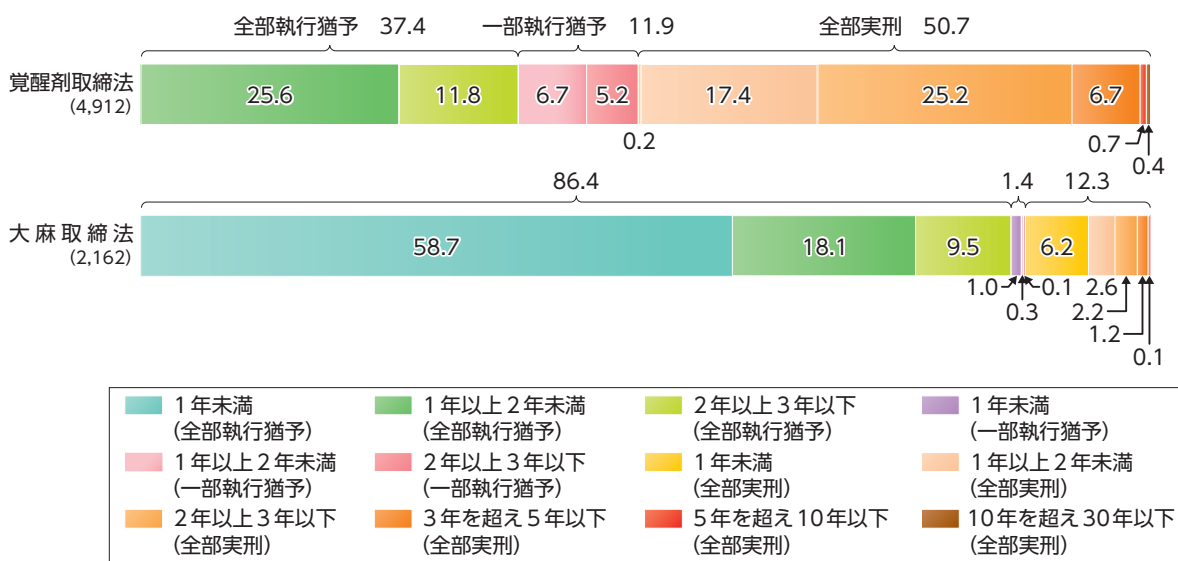
1 検察・裁判

令和4年における起訴率及び起訴猶予率は、それぞれ覚醒剤取締法違反では70.3%、11.0%、大麻取締法違反では45.4%、38.2%、麻薬取締法違反では61.1%、13.9%であり、覚醒剤取締法違反及び麻薬取締法違反の起訴猶予率は、道交違反を除く特別法犯全体（令和4年は48.1%。2-2-4-4図参照）と比較して顕著に低かった（起訴・不起訴人員等については、CD-ROM資料4-2参照）。なお、同年における麻薬特例法違反の起訴率は35.8%、起訴猶予率は49.3%であった。もっとも、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は76.7%（起訴23人、起訴猶予0人及びその他の不起訴7人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者はいなかった（検察統計年報による。）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、令和4年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、4-2-3-1図のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況についてはCD-ROM資料2-3を、覚醒剤取締法違反の科刑状況の推移についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照）。

4-2-3-1図 覚醒剤取締法違反等 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比

（令和4年）



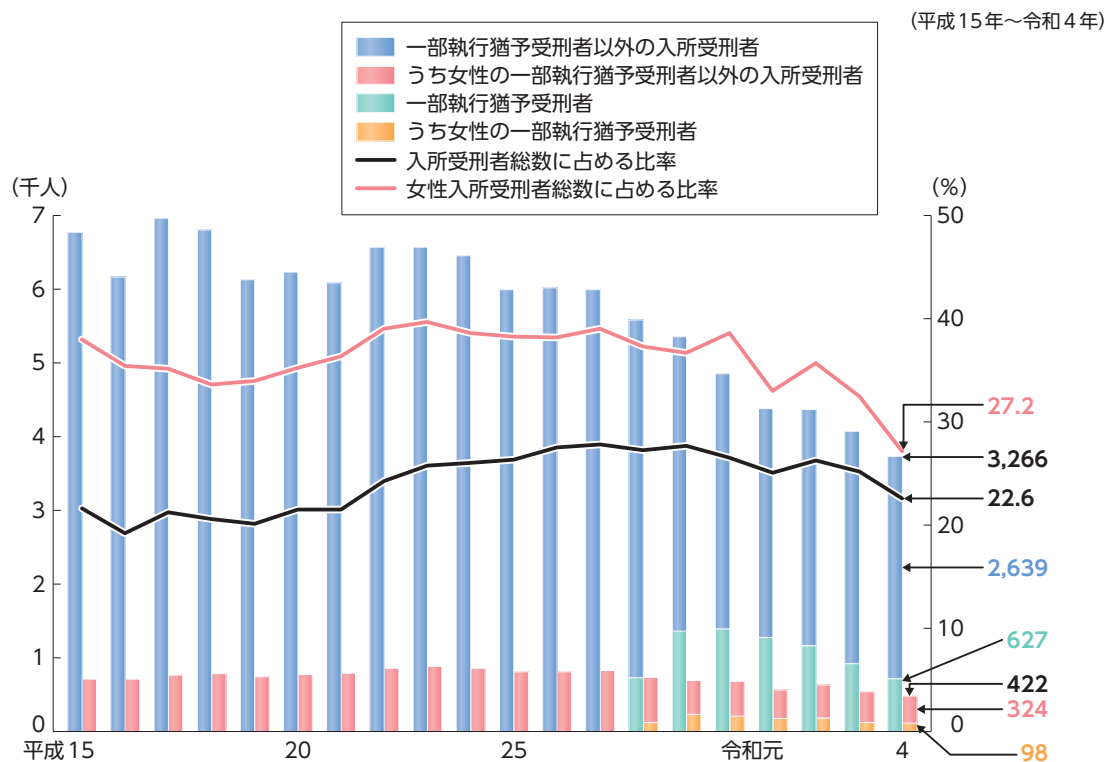
- 注 1 司法統計年報による。
 2 一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 () 内は、実人員である。

令和4年における覚醒剤取締法違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区分別に見ると、少年院送致が34人（53.1%）と最も多く、次いで、保護観察24人（37.5%）、審判不開始3人（4.7%）、検察官送致（年齢超過）2人（3.1%）、不処分1人（1.6%）の順であった。なお、検察官送致（刑事処分相当）、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

2 矯正

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-2-3-2図のとおりである。令和4年における同法違反の入所受刑者人員は、3,266人（前年比805人減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は627人（同295人減）であった（CD-ROM参照）。

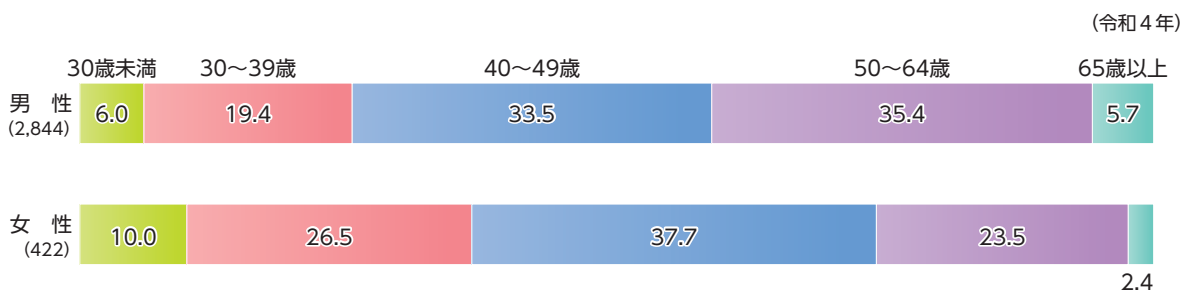
4-2-3-2図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



注 1 矯正統計年報による。
2 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和4年における覚醒剤取締法違反の入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、4-2-3-3図のとおりである。

4-2-3-3図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）



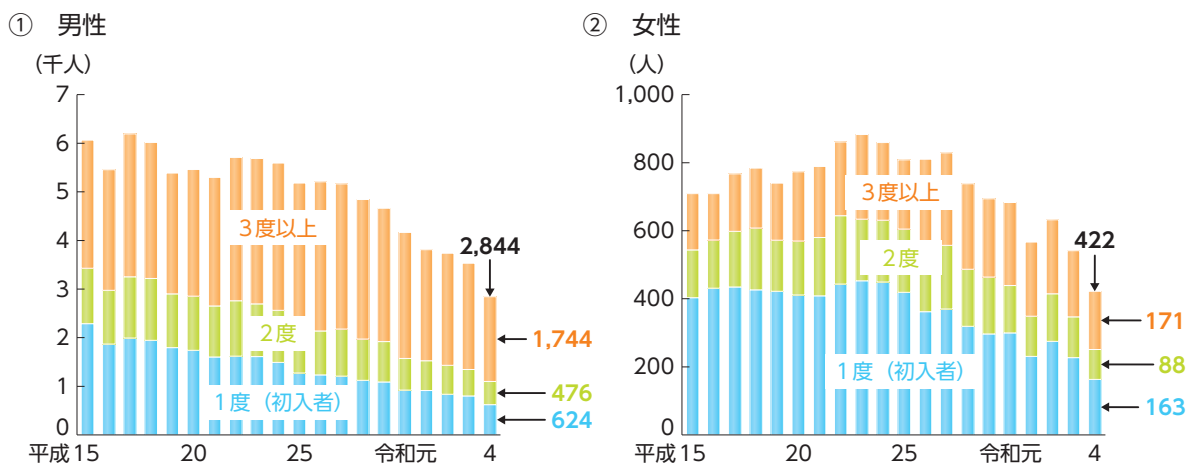
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。
3 () 内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**4-2-3-4図**のとおりである。令和4年の男性の入所受刑者は、2,844人（前年比686人減）であり、3度以上の者が61.3%を占め、同年の女性の入所受刑者は、422人（同119人減）であり、3度以上の者が40.5%を占めた。男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が3度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、3年までは初入者の割合が一貫して最も高かったが、4年は3度以上の者の割合が最も高かった（CD-ROM参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別5年以内再入率については**5-3-8図**⑧を、2年以内再入率の推移については**5-3-10図**③をそれぞれ参照。

4-2-3-4図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別、入所度数別）

（平成15年～令和4年）



注 矯正統計年報による。

3 保護観察

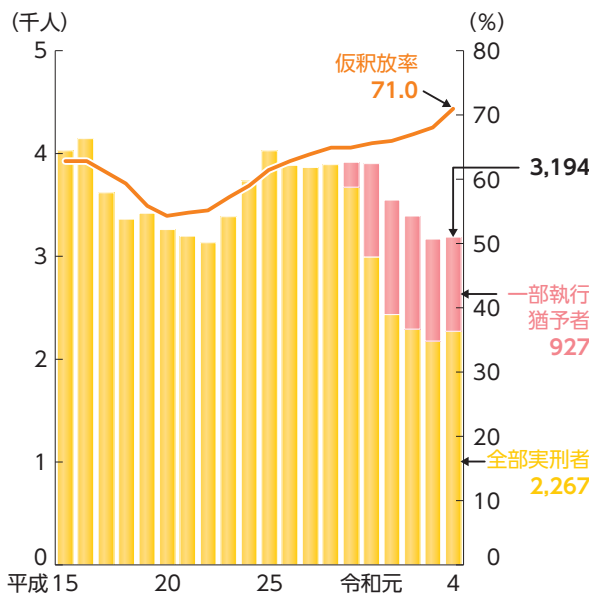
覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（最近20年間）は、4-2-3-5図のとおりである。平成30年から、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）の保護観察開始人員は減少していたが、令和4年は3,194人（前年比24人増）であった。仮釈放率は、平成21年から上昇傾向が続き、令和4年は平成14年以降最も高い71.0%（前年比2.8pt上昇）であり、出所受刑者全体の仮釈放率（2-5-2-1図参照）と比べると8.8pt高かった。保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、28年から減少傾向にあり、令和4年は198人（前年比54人減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、8%台から13%台で推移しており、4年は10.0%であった。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の平成29年（208人）から増加し続けていたが、令和3年から減少に転じ、4年は1,144人（同62人減）であった。

令和4年の保護観察終了者のうち、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）は、それぞれ3.8%、2.0%、25.0%、23.4%であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、取消・再処分率の推移等については、5-4-3図CD-ROM参照）。

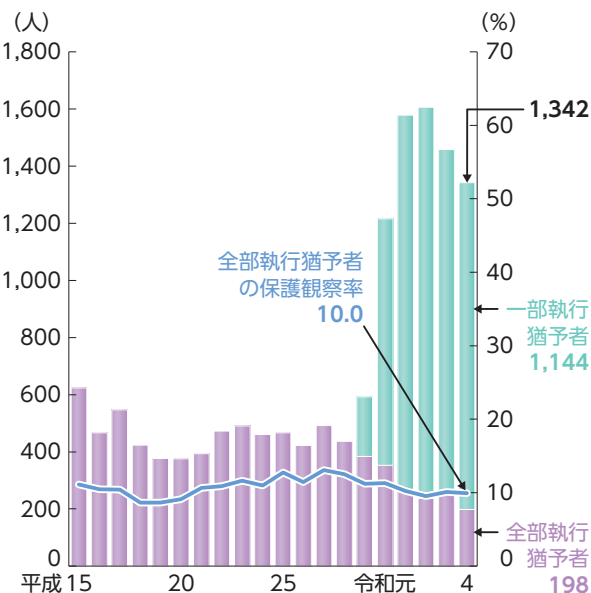
4-2-3-5図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移

(平成15年～令和4年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報、検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

第3章

組織的犯罪・暴力団犯罪

第1節 組織的犯罪

組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-3-1-1図のとおりである。

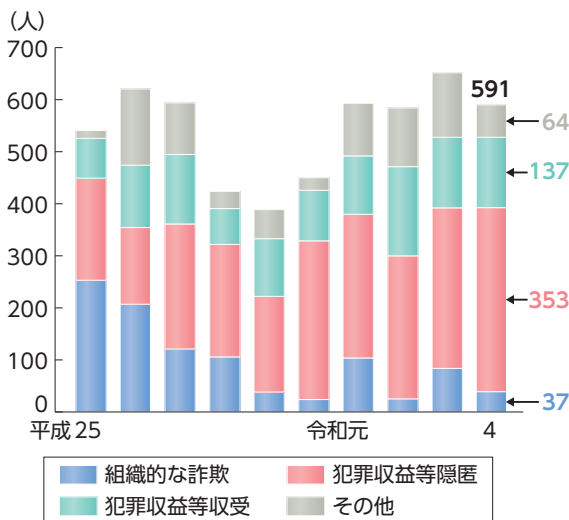
令和4年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は37人（6.3%）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、平成29年法律第67号による組織的犯罪処罰法の改正により、テロ等準備罪が新設された（平成29年7月施行）が、同罪の新設から令和4年まで、同罪の受理人員はない。

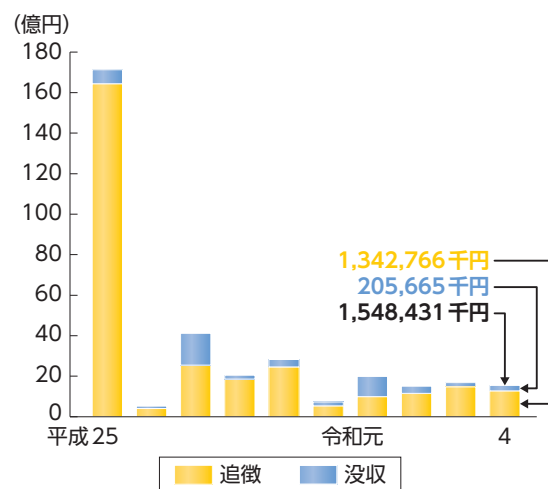
4-3-1-1図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成25年～令和4年）

① 検察庁新規受理人員



② 没収・追徴金額



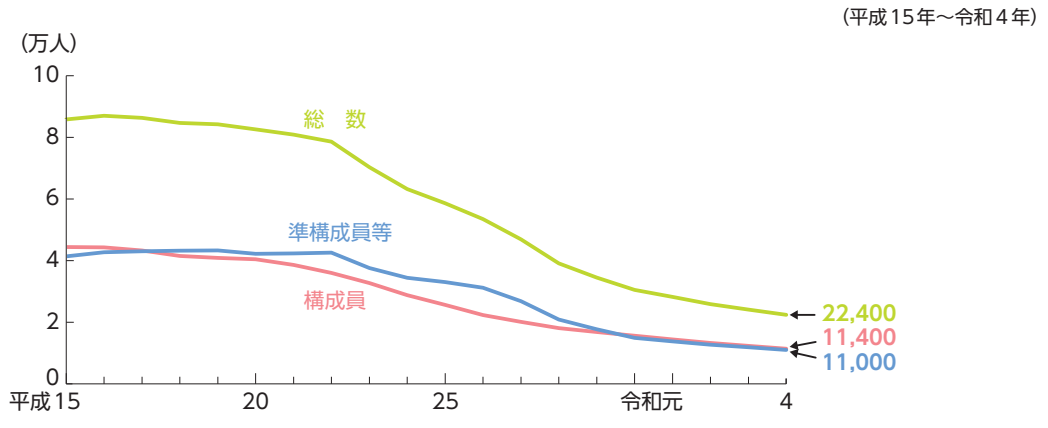
注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第2節 暴力団犯罪

1 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、4-3-2-1図のとおりである。

4-3-2-1 図 暴力団構成員・準構成員等の人員の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 人員は、各年末現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。
 3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和4年末現在、25団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約8,500人（前年末比約600人減）であり、全暴力団構成員の約4分の3を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和4年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は877件（前年比11件増）、再発防止命令は32件（同5件減）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

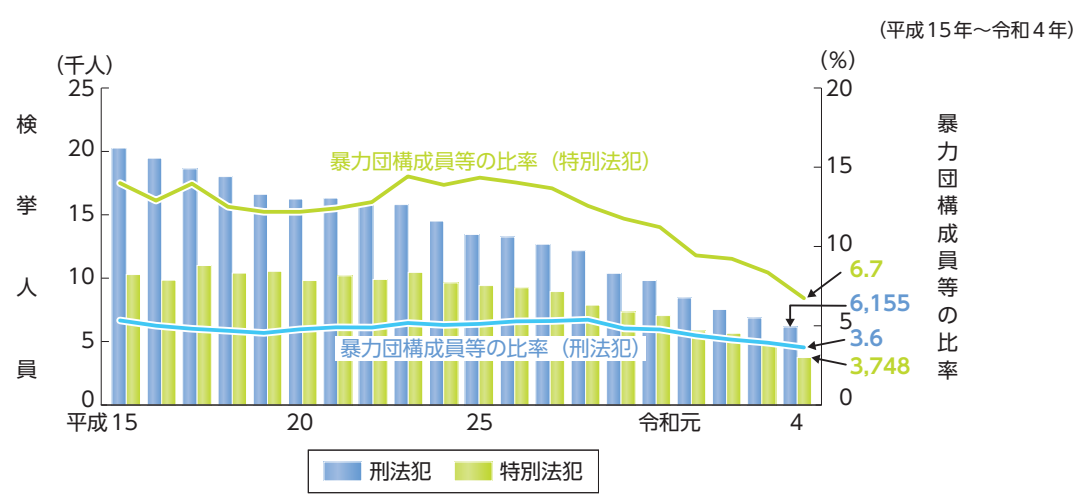
また、平成24年法律第53号による暴力団対策法の改正により導入された特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含む市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和5年6月1日現在、合計3団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、1団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

2 犯罪の動向

(1) 検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、4-3-2-2図のとおりである。

4-3-2-2 図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）



注 1 警察庁の統計による。
 2 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和4年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、**4-3-2-3表**のとおりである。

4-3-2-3表 暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

（令和4年）

罪 名	全検挙人員	暴力団構成員等	
		人数	比率（％）
総 数	225,048	9,903	(4.4)
刑 法 犯	169,409	6,155	(3.6)
殺 人	785	79	(10.1)
強 盗	1,322	146	(11.0)
強 制 性 交 等	1,339	29	(2.2)
暴 行	23,964	602	(2.5)
傷 害	17,532	1,142	(6.5)
脅 迫	2,993	370	(12.4)
恐 喝	1,159	453	(39.1)
窃 盗	79,234	847	(1.1)
詐 欺	10,507	1,424	(13.6)
賭 博	542	153	(28.2)
公 務 執 行 妨 害	1,654	112	(6.8)
逮 捕 監 禁	325	93	(28.6)
器 物 損 壊	4,520	160	(3.5)
暴力行為等処罰法	26	9	(34.6)
特 別 法 犯	55,639	3,748	(6.7)
暴力団対策法	5	3	(60.0)
暴力団排除条例	43	42	(97.7)
競 馬 法	11	—	—
風 営 適 正 化 法	959	111	(11.6)
売 春 防 止 法	366	5	(1.4)
児 童 福 祉 法	114	9	(7.9)
銃 刀 法	4,552	79	(1.7)
麻 薬 取 締 法	647	78	(12.1)
大 麻 取 締 法	5,184	619	(11.9)
覚 醒 剤 取 締 法	5,944	2,141	(36.0)
職 業 安 定 法	112	33	(29.5)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 4 () 内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

(2) 銃器犯罪

ア 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、**4-3-2-4表**のとおりである。

4-3-2-4表 暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

(平成25年～令和4年)

年次	対立抗争事件数	銃器使用率	
		銃器使用事件数	銃器使用率
25年	27	20	74.1
26	18	9	50.0
27	—	—	…
28	42	6	14.3
29	9	1	11.1
30	8	1	12.5
元	14	3	21.4
2	10	5	50.0
3	3	1	33.3
4	17	2	11.8

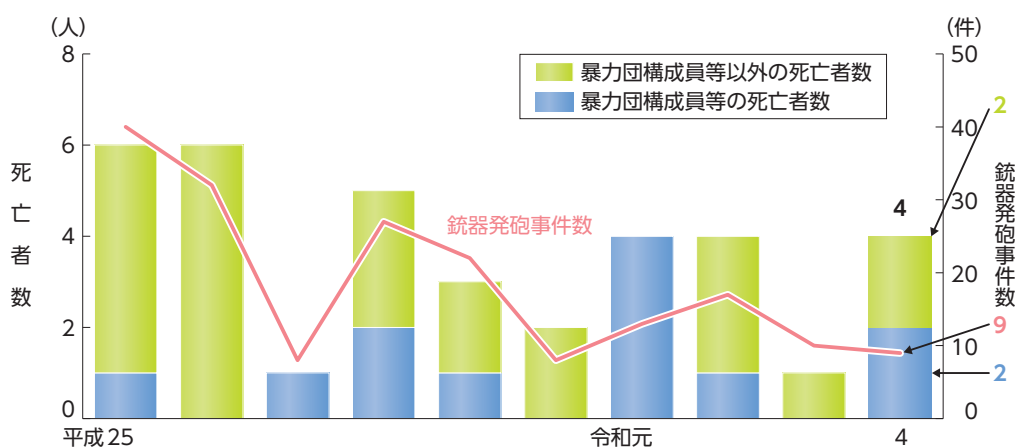
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
 3 「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率である。

イ 銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、**4-3-2-5図**のとおりである。

4-3-2-5図 銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移

(平成25年～令和4年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

4-3-2-6表 銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

(平成25年～令和4年)

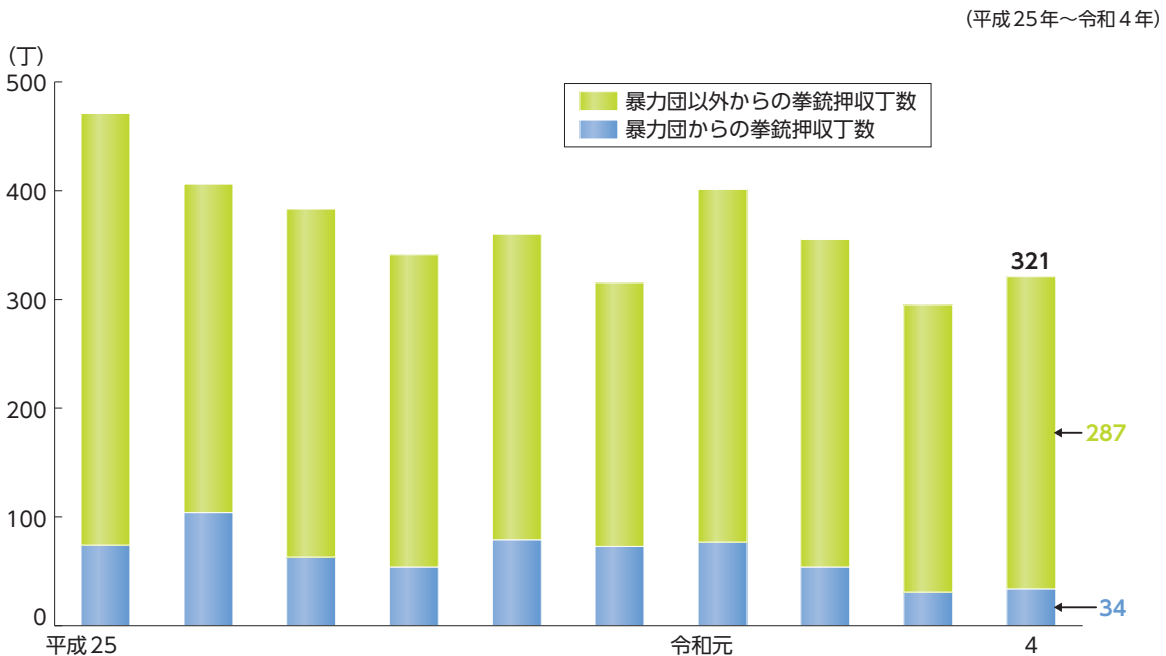
年次	総数	拳銃使用		その他の銃器使用		
		暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	
25年	37	18	15	14	22	4
26	64	14	25	14	39	—
27	25	13	15	13	10	—
28	27	11	14	11	13	—
29	28	14	16	14	12	—
30	22	8	12	8	10	—
元	25	12	14	12	11	—
2	21	12	10	9	11	3
3	20	10	14	9	6	1
4	18	9	9	8	9	1

注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、4-3-2-7図のとおりである。

4-3-2-7図 拳銃押収丁数の推移



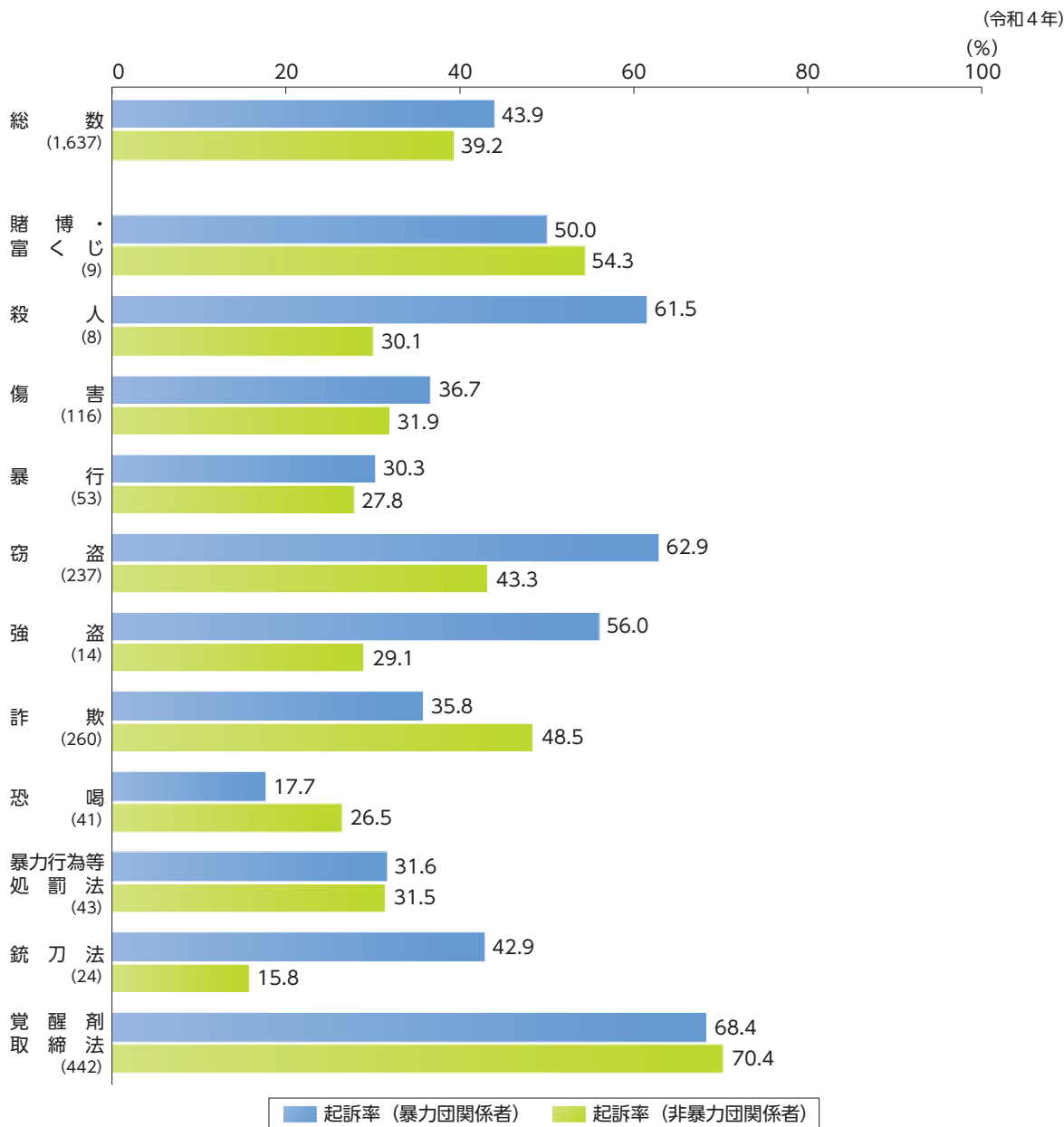
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
 3 「暴力団以外の拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

(1) 検察

令和4年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、4-3-2-8図のとおりである。

4-3-2-8図 暴力団関係者の起訴率（罪名別）



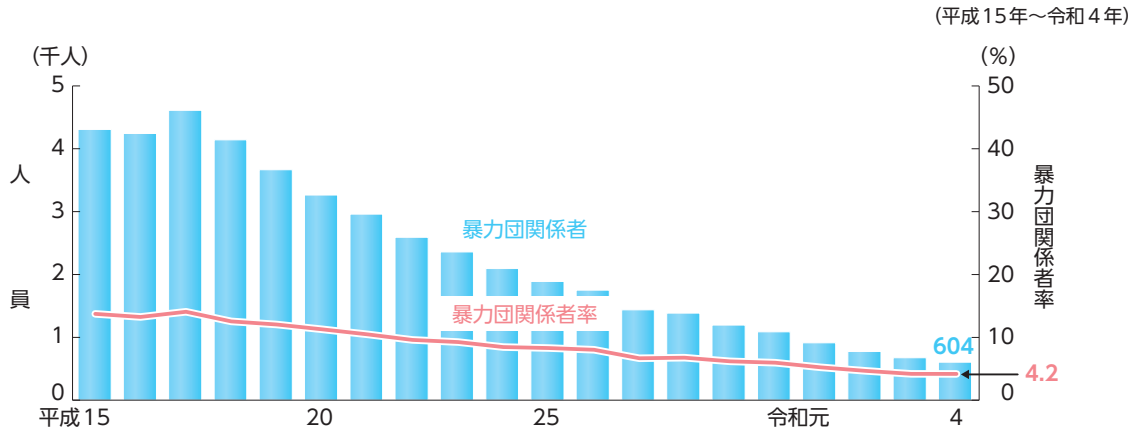
注 1 検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。
 3 「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 ()内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

(2) 矯正

ア 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**4-3-2-9図**のとおりである。令和4年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部196人、組員338人、地位不明の者70人であった（矯正統計年報による。）。

4-3-2-9図 暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
3 「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率である。

イ 入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

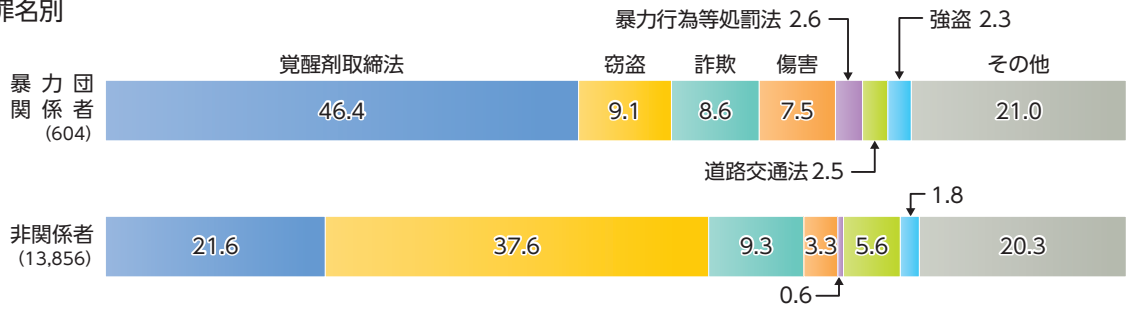
令和4年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、40歳代が34.4%と最も高く、次いで、50歳代（30.1%）、30歳代（17.7%）、60歳代（7.9%）、20歳代（7.0%）の順であった（矯正統計年報による。）。

令和4年における入所受刑者の罪名別・刑期別・入所度数別の構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-10図**のとおりである。

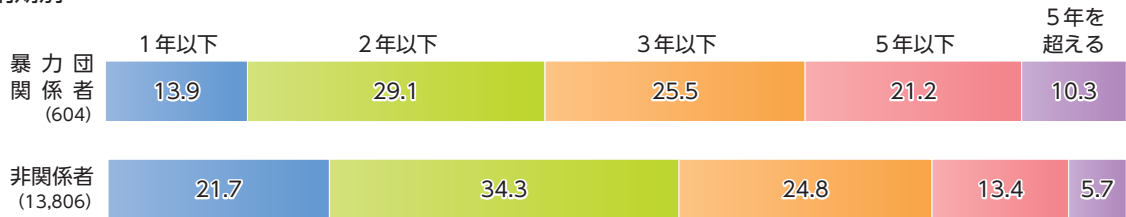
4-3-2-10図 入所受刑者の構成比（暴力団関係者・非関係者別）

（令和4年）

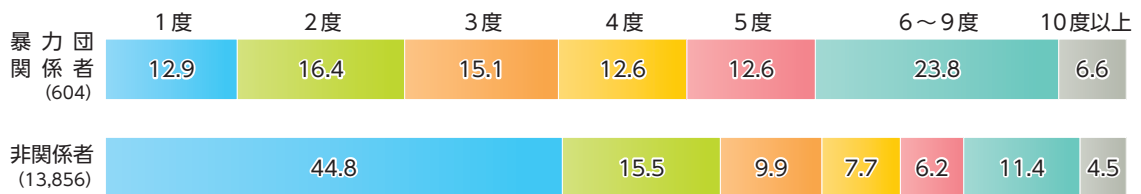
① 罪名別



② 刑期別



③ 入所度数別



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「②刑期別」について、入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
 4 「②刑期別」について、不定期刑は、刑期の長期による。
 5 「②刑期別」について、一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 6 「②刑期別」について、「5年を超える」は、無期を含む。
 7 ()内は、実人員である。

(3) 保護観察

令和4年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時までに暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び仮釈放者の総数に占める比率は、799人、7.5%（前年比0.2pt低下）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は107人であった。4年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者の総数に占める比率は、201人、6.9%（同0.3pt上昇）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は169人であった（保護統計年報による。）。

第4章

財政経済犯罪

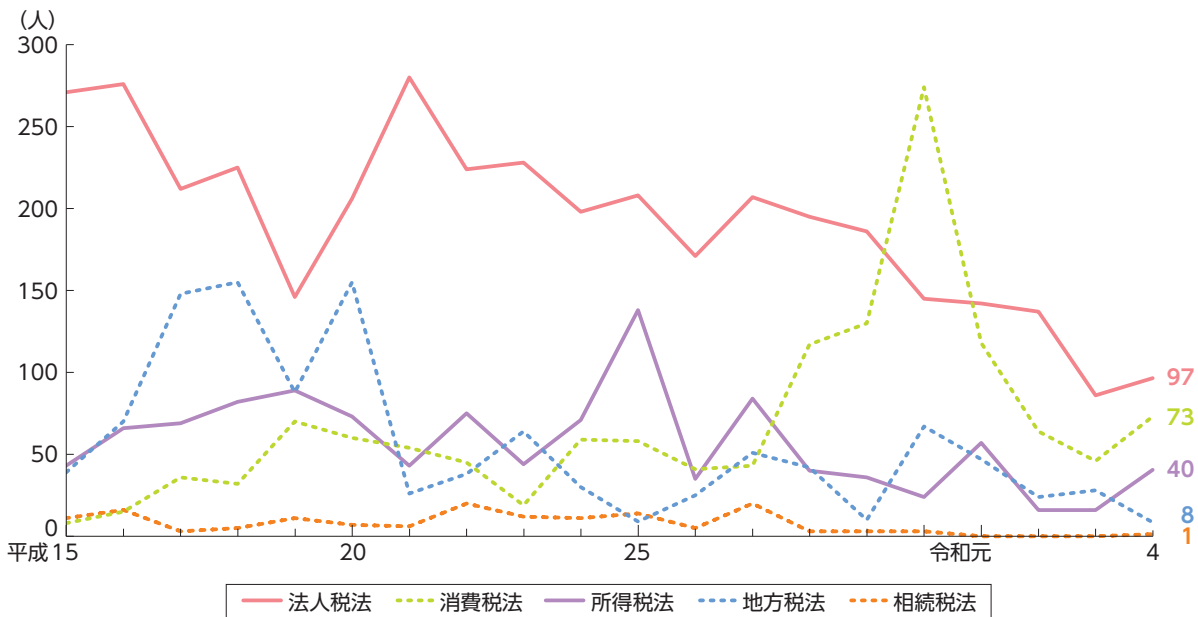
この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-4参照。通常第一審での懲役刑の科刑状況は、CD-ROM資料4-5参照。令和4年に財政経済犯罪により一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による）。

第1節 税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-1-1図のとおりである。消費税法違反については、平成17年以降、おおむね50人前後で推移した後、金の密輸入事件の増加の影響もあり、28年から30年にかけて急増した後、令和元年以降減少していたが、4年は73人（前年比58.7%増）と再び増加した。

4-4-1-1図 税法違反 検察庁新規受理人員の推移

(平成15年～令和4年)



注 検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び1件当たりの脱税額の推移（最近5年間）を見ると、**4-4-1-2表**のとおりである。

4-4-1-2表 税法違反 告発件数・1件当たりの脱税額の推移

(平成30年度～令和4年度)

年 度	所得税法		法人税法		相続税法		消費税法	
	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額	件 数	1件当たりの脱税額
30年度	24	107.13	55	81.27	1	241.00	41	94.98
元	20	83.25	64	88.06	—	…	32	61.72
2	10	106.90	55	69.56	—	…	18	112.83
3	11	81.82	43	81.84	—	…	21	78.81
4	20	122.30	47	90.96	2	144.00	34	88.53

(金額の単位は、百万円)

- 注 1 国税庁の資料による。
 2 「脱税額」は、加算税額を含む。
 3 「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

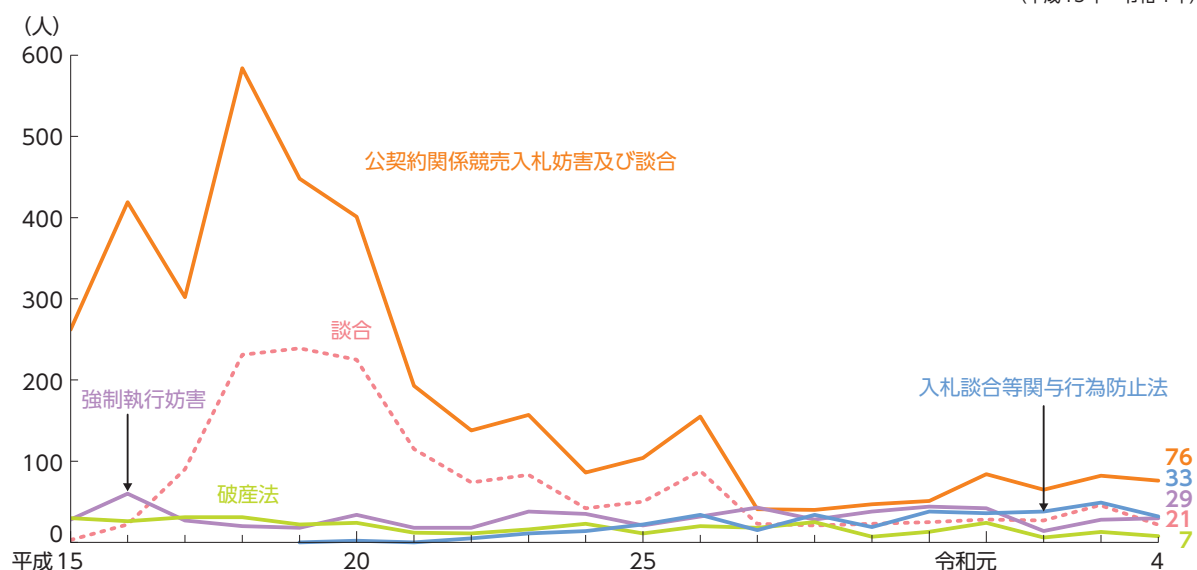
近年、金の密輸入事件が急増傾向にあったことから、金の密輸入に対する抑止効果を高めるために、平成30年3月、関税法が改正され（平成30年法律第8号）、無許可輸出入罪等に対する罰則が強化されるとともに、消費税法が改正され（平成30年法律第7号）、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れた者等に対する罰則の強化が行われた（いずれも同年4月施行）。金の密輸入事件について、令和3事務年度（令和3年7月1日から4年6月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、前事務年度（20件）から更に減少し、13件であった（財務省関税局の資料による。）。

第2節 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**（刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。）、**談合、破産法**（平成16年法律第75号による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-1図**のとおりである。

4-4-2-1 図 強制執行妨害等 検察庁新規受理人員の推移

(平成15年～令和4年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。
 3 「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数である。
 4 「強制執行妨害」は、刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。
 5 「破産法」(平成16年法律第75号)は、同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)違反を含む。

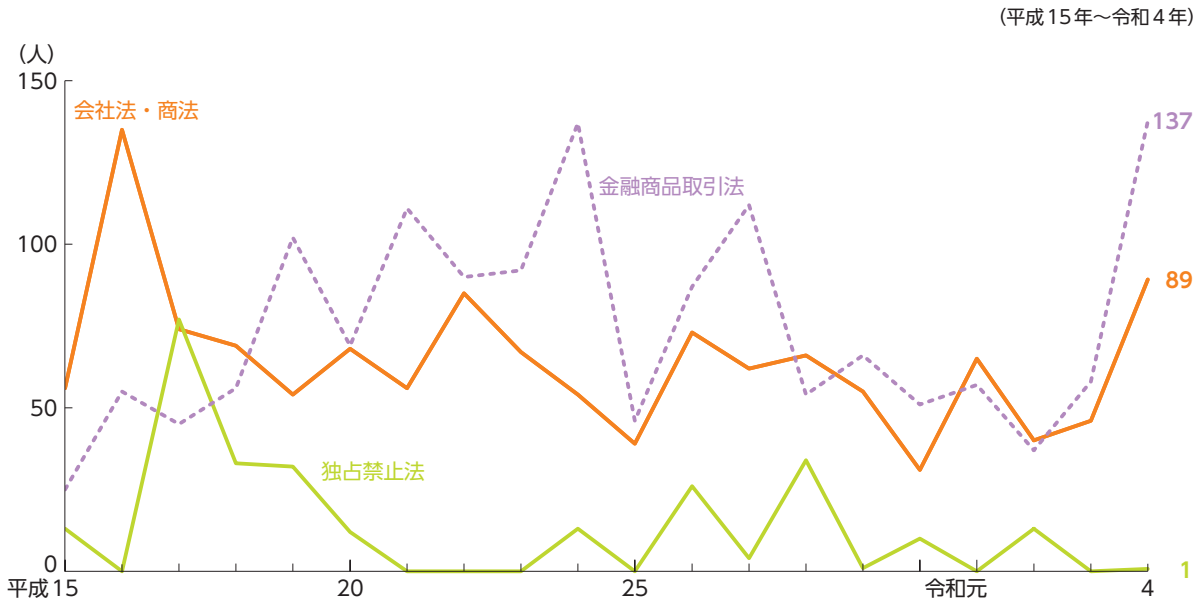
会社法(平成17年法律第86号)・平成17年法律第87号による改正前の**商法**(明治32年法律第48号)、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**(昭和23年法律第25号。平成19年9月30日前の題名は「証券取引法」)の各違反について、検察庁新規受理人員の推移(最近20年間)を見ると、**4-4-2-2 図**のとおりである。

令和元年6月、独占禁止法が改正され(令和元年法律第45号)、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、①課徴金減免制度の改正(減免申請による課徴金の減免に加えた、事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、**公正取引委員会**が課徴金の額を減額する仕組み(調査協力減算制度)の導入、減額対象事業者数の上限の廃止等)、②課徴金の算定方法の見直し(課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等)、③罰則規定の見直し(検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等)等が行われた(①及び②は2年12月、③は元年7月にそれぞれ施行)。なお、4年度における公正取引委員会による独占禁止法違反の告発は、1件・13人(法人を含む。)であった(公正取引委員会の資料による。)

平成29年5月、金融商品取引法が改正され(平成29年法律第37号。30年4月施行)、株式等の高速取引行為を行う者に対する登録制が導入されるとともに、登録をしないで高速取引行為を行った者や自己の名義をもって他人に高速取引行為を行わせた者等に係る罰則が新設された。なお、令和4年度における**証券取引等監視委員会**による金融商品取引法違反の告発は、8件・17人(法人を含む。)であり、その内訳は、「インサイダー取引」7件・12人、「相場操縦」1件・5人であった(証券取引等監視委員会の資料による。)

また、不正競争防止法も、平成30年5月の改正により、不正競争行為として規制されている技術的制限手段(ID、パスワード等)の効果を妨げる装置の提供等の行為について、規制対象行為として、装置・プログラム等の提供等に加えて、新たにサービスの提供等を追加するとともに、保護対象として、音楽・映像の視聴やプログラムの実行に加えて、新たに情報の処理を追加するなどの規律の強化等が行われた(平成30年法律第33号。同年11月施行)。

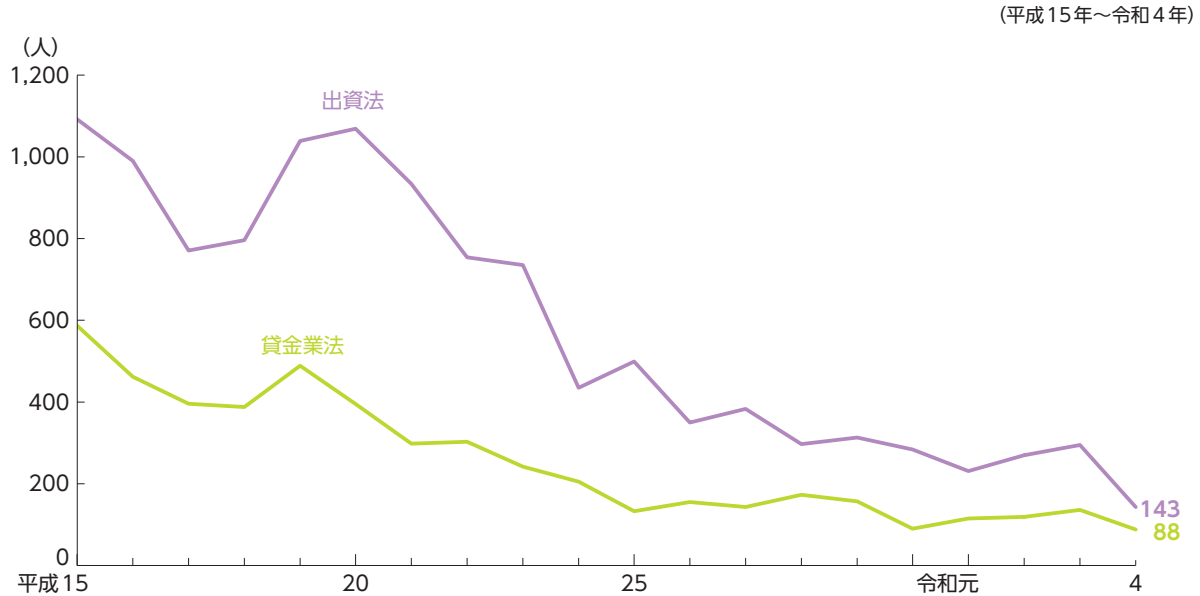
4-4-2-2 図 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移



注 1 検察統計年報による。
 2 「会社法・商法」は、会社法（平成17年法律第86号）違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法（明治32年法律第48号）違反である。

出資法及び貸金業法（昭和58年法律第32号。平成19年12月19日前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-2-3 図のとおりである。

4-4-2-3 図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移



注 検察統計年報による。

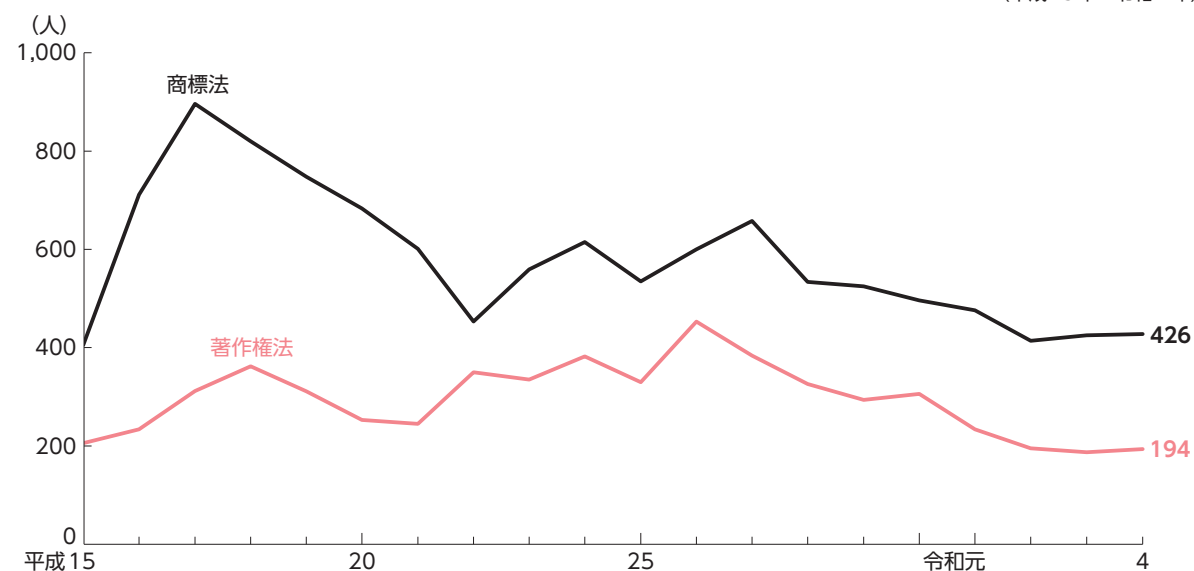
第3節 知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-3-1図のとおりである。

なお、令和2年6月、著作権法が改正され（令和2年法律第48号）、インターネット上のいわゆる海賊版対策の強化として、いわゆるリーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンクを提供する行為やリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為に対する罰則が新設された（同年10月施行）。また、同改正により、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、その対象を著作物全般に拡大し、違法にアップロードされたものと知りながら侵害コンテンツをダウンロードする行為を、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、このうち正規版が有償提供されている侵害コンテンツのダウンロードを継続的に又は反復して行う行為に対する罰則が新設された（3年1月施行）。

4-4-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移

（平成15年～令和4年）



注 検察統計年報による。

第5章

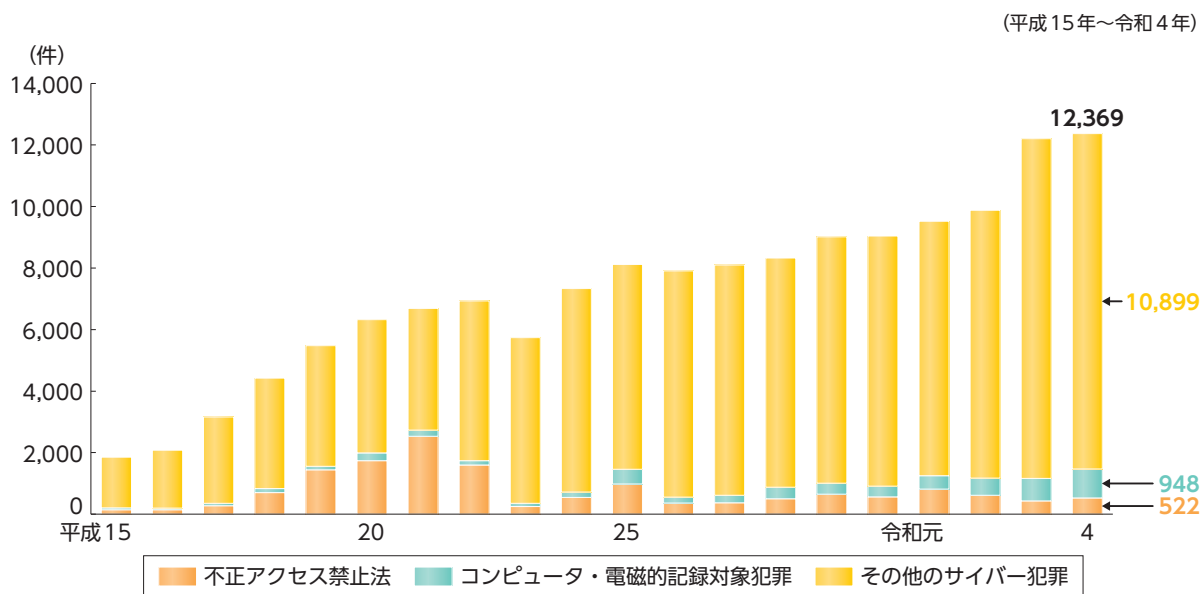
サイバー犯罪

第1節 概説

サイバー犯罪（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。）の検挙件数の推移（最近20年間）は、4-5-1-1図のとおりである（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪については、本章第2節参照。その他のサイバー犯罪については、本章第3節参照。）。サイバー犯罪の検挙件数は、最近20年間では、平成16年以降増加傾向にあり、令和4年は1万2,369件（前年比160件（1.3%）増）であった。

令和4年は、ランサムウェア（感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭又は暗号資産）を要求するプログラムをいう。）の感染被害が拡大するとともに、我が国の暗号資産関連事業者、学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになり、また、インターネットバンキングに係る不正送金被害が下半期に急増するなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いている（警察庁サイバー警察局の資料による。）。

4-5-1-1 図 サイバー犯罪の検挙件数の推移



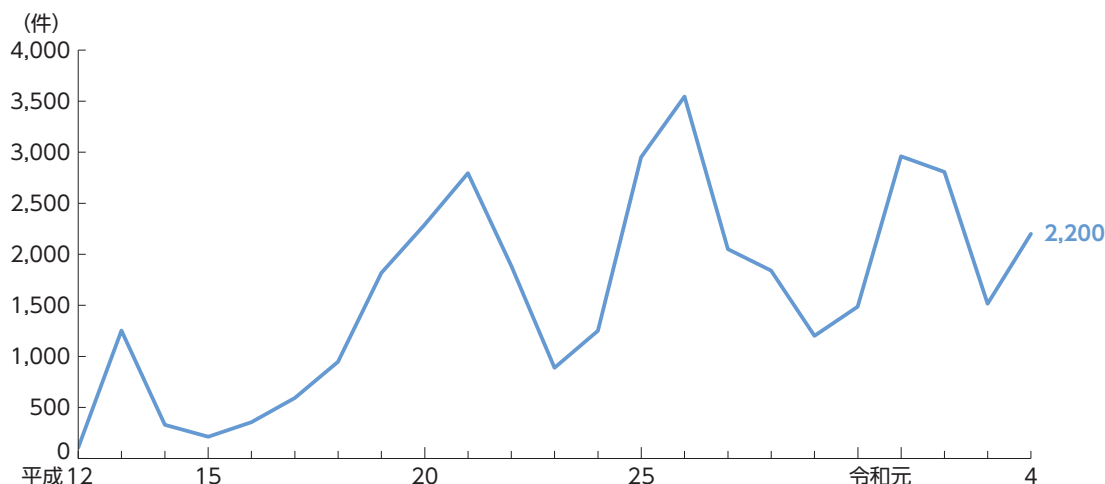
注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
2 「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」は、電磁的記録不正作出・毀棄等（支払用カード電磁的記録不正作出を含む）、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び刑法第2編第19章の2の罪をいう。
3 「その他のサイバー犯罪」は、詐欺、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等のサイバー犯罪である。

第2節 不正アクセス行為等

4-5-2-1 図は、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（同法が施行された平成12年以降）を見たものである。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移し、令和4年は2,200件（前年比684件（45.1%）増）であった。

4-5-2-1 図 不正アクセス行為 認知件数の推移

(平成12年～令和4年)



- 注 1 警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受理して確認した事実のほか、余罪として新たに確認した不正アクセス行為の事実、報道を踏まえて事業者等から確認した不正アクセス行為の事実その他関係資料により確認した不正アクセス行為の事実中、犯罪構成要件に該当する被疑者の行為の数である。
3 平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

令和4年の不正アクセス行為の認知件数について、不正アクセス後に行われた行為別に内訳を見ると、「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（1,096件、49.8%）、次いで、「インターネットショッピングでの不正購入」（227件、10.3%）、「メールの盗み見等の情報の不正入手」（215件、9.8%）、「オンラインゲーム・コミュニティサイトの不正操作」（63件、2.9%）の順であった。「インターネットバンキングでの不正送金等」は、前年と比較して403件（前年比58.2%）増加した（警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び不正指令電磁的記録作成等）、不正アクセス禁止法違反等の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-2-2表のとおりである。不正アクセス禁止法違反の検挙件数は、近年、増減を繰り返しており、令和4年は522件（前年比21.7%増）であった。

なお、罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は、CD-ROM資料4-6参照。

4-5-2表 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(平成30年～令和4年)

年次	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪					支払用カード電磁的記録に関する罪	不正アクセス禁止法
	電磁的記録不正作出・毀棄等	電子計算機損壊等業務妨害	電子計算機使用詐欺	不正指令電磁的記録作成等	不正指令電磁的記録不正作出		
30年	349	84	9	188	68	405	564
元	436	83	12	325	16	286	816
2	563	15	17	511	20	91	609
3	729	14	13	692	10	61	429
4	948	12	11	918	7	-	522

- 注 1 警察庁の統計及び警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を含めて計上している。
 3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第2編第19章の2の罪をいう。

第3節 その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪以外の犯罪（インターネットを利用した詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪）の検挙件数の推移（最近5年間）は、**4-5-3-1表**のとおりである。検挙件数は、平成29年から増加し続け、令和3年は1万1,051件（前年比27.0%増）と、前年に比べ大きく増加したが、4年は前年より減少し、1万899件（前年比1.4%減）であった（CD-ROM参照）。4年の検挙件数を罪名別に見ると、詐欺は前年より減少した（同4.4%減）。性的な事件のうち、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童ポルノ所持、提供等は前年より6.5%増加し、青少年保護育成条例違反は前年より18.0%減少した。

4-5-3-1表 その他のサイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(平成30年～令和4年)

区分	30年	元年	2年	3年	4年
総数	8,127	8,267	8,703	11,051	10,899
詐欺	972	977	1,297	3,457	3,304
脅迫	310	349	408	387	410
名誉毀損	240	230	291	315	286
わいせつ物頒布等	793	792	803	859	782
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,057	2,281	2,015	2,009	2,113
児童買春	672	706	577	544	553
児童ポルノ所持、提供等	1,385	1,575	1,438	1,465	1,560
青少年保護育成条例	926	1,038	1,013	952	781
商標法	375	327	306	344	297
著作権法	691	451	363
ストーカー規制法	269	325	347	325	364
犯罪収益移転防止法	350	584
その他	1,494	1,497	1,860	2,053	1,978

- 注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「その他」は、売春防止法違反等であり、令和2年以前は犯罪収益移転防止法違反を、3年以降は著作権法違反を含む。

令和4年におけるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ただし、インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）を除く。）に起因する事犯の被害児童数の総数は1,732人であり、主な罪名別に見ると、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童ポルノ所持、提供等（658人）が最も多く、次いで、青少年保護育成条例違反が583人、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童買春（321人）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第6章

児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪

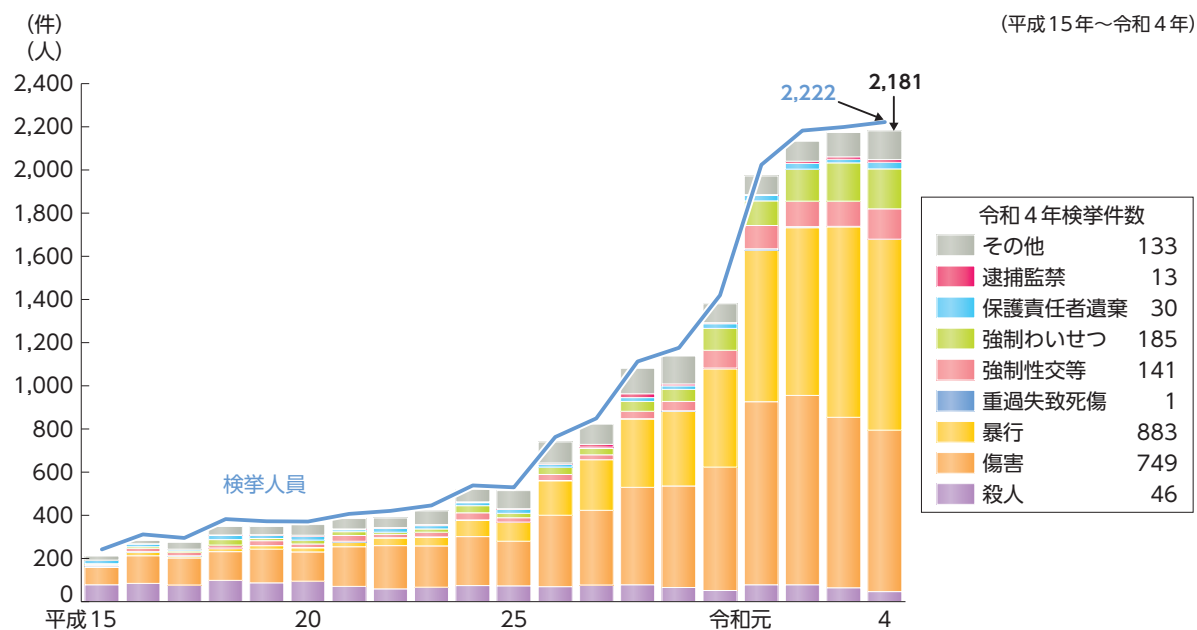
第1節 児童虐待に係る犯罪

児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法2条参照）については、従来から、**児童虐待防止法**を始めとする関係法令の整備等によって、これを防止するための制度の充実が図られてきた。児童虐待防止法について、平成29年法律第69号による改正では、都道府県知事等が、保護者に対し、児童の身辺につきまといたりしてはならないことなどを命ずる、いわゆる接近禁止命令の対象が拡大された（平成30年4月施行）。また、令和元年法律第46号による改正では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことなどが明記された（令和2年4月施行）。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から一貫して増加しており、令和3年度も過去最高を記録し、20万7,660件（前年度比1.3%増）となった（厚生労働省子ども家庭局（当時）の資料による。児童虐待の内容別相談対応件数の推移については、**7-3-5**図参照）。

4-6-1-1図は、児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM参照）。検挙件数及び検挙人員は、平成26年以降大きく増加し、令和4年は2,181件（前年比0.3%増）、2,222人（同1.0%増）であり、それぞれ平成15年（212件、242人）と比べると、約10.3倍、約9.2倍であった。罪名別では、特に、暴行や強制わいせつが顕著に増加している。なお、強制わいせつについては、平成29年法律第72号による刑法の改正により、監護者わいせつ等が新設され、処罰対象が拡大した点に留意する必要がある。

4-6-1-1図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
3 「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも出産直後の事案を含む。
4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
5 「その他」は、未成年者拐取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

4-6-1-2表は、令和4年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別及び罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合が71.6%を占めたが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ80.9%、66.7%であった。また、母親等のうち、実母の割合が93.7%とほとんどを占めるのに対し、父親等のうち、実父の割合は60.3%であった。さらに、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行が8割強を占め、強制性交等及び強制わいせつは1割強であったが、実父以外では傷害及び暴行が6割弱にとどまり、強制性交等及び強制わいせつが3割強を占めた。

4-6-1-2表 児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

(令和4年)

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕	強制的性交等	強制的わいせつ	児童買春・児童ポルノ禁止法	保護責任者遺棄	未成年者拐取	その他
			傷害	傷害致死								
総数	2,222	47	766	7	884	19	142	187	32	39	15	91
父親等	1,592	9	553	3	601	9	139	178	26	13	11	53
実父	960	8	345	—	435	4	53	58	12	6	9	30
養父・継父	405	—	137	—	107	—	56	79	9	4	—	13
母親の内縁の夫	129	—	46	2	37	3	16	16	1	2	1	7
その他(男性)	98	1	25	1	22	2	14	25	4	1	1	3
母親等	630	38	213	4	283	10	3	9	6	26	4	38
実母	590	38	199	3	263	8	2	8	6	25	4	37
養母・継母	12	—	7	—	4	—	1	—	—	—	—	—
父親の内縁の妻	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
その他(女性)	26	—	6	1	15	2	—	1	—	1	—	1

- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 3 「保護責任者遺棄」は、出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 6 罪名の「その他」は、児童福祉法違反、重過失致死傷等である。

第2節 配偶者からの暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和元年法律第46号による改正では、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記された（令和2年4月施行）。また、令和5年法律第30号による改正では、保護命令制度が拡充されるとともに、保護命令違反行為に対する法定刑の引上げが行われた。具体的には、①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者として、配偶者からの身体に対する暴力や生命又は身体に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加え、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するとともに、②接近禁止命令及び電話等禁止命令による対象行為の禁止期間を6か月間から1年間に伸長し、③電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得等を追加し、④被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令を可能とするなど、所要の規定が整備された（一部を除き令和6年4月施行）。

なお、令和5年法律第66号による刑法の一部改正では、配偶者間において不同意性交等罪などが成立することが明確化された（令和5年7月13日施行。同改正の詳細については、第2編第1章1項（5）参照）。

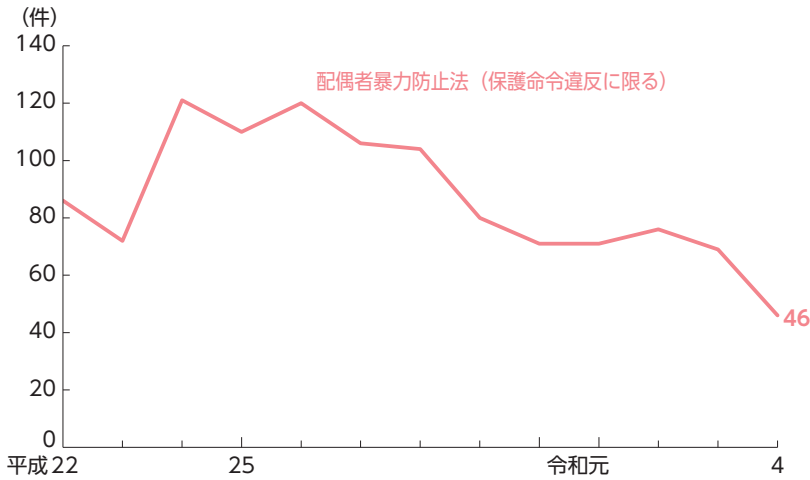
配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（平成22年以降）を見ると、4-6-2-1図のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、27年以降減少傾向にあり、令和4年は46件（前年比23件減）であった。その一方、他法令による検挙件数の総数は、平成23年以降増加しており、令和2年に減少に転じ、4年は8,535件（同99件減）であったものの、平成22年と比較すると約3.6倍であった。特に、暴行及び暴力行為等処罰法違反の検挙件数が大きく増加している。また、令和4年における強姦性交等の検挙件数は、10件（同3件増）であった（警察庁生活安全局の資料による）。

なお、令和4年における配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、8万4,496件（前年比1.8%増）であり、被害者の性別の内訳を見ると、男性が2万2,714件（26.9%）、女性が6万1,782件（73.1%）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が6万2,215件（73.6%）と最も多く、次いで、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係1万6,355件（19.4%）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）5,926件（7.0%）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による）。

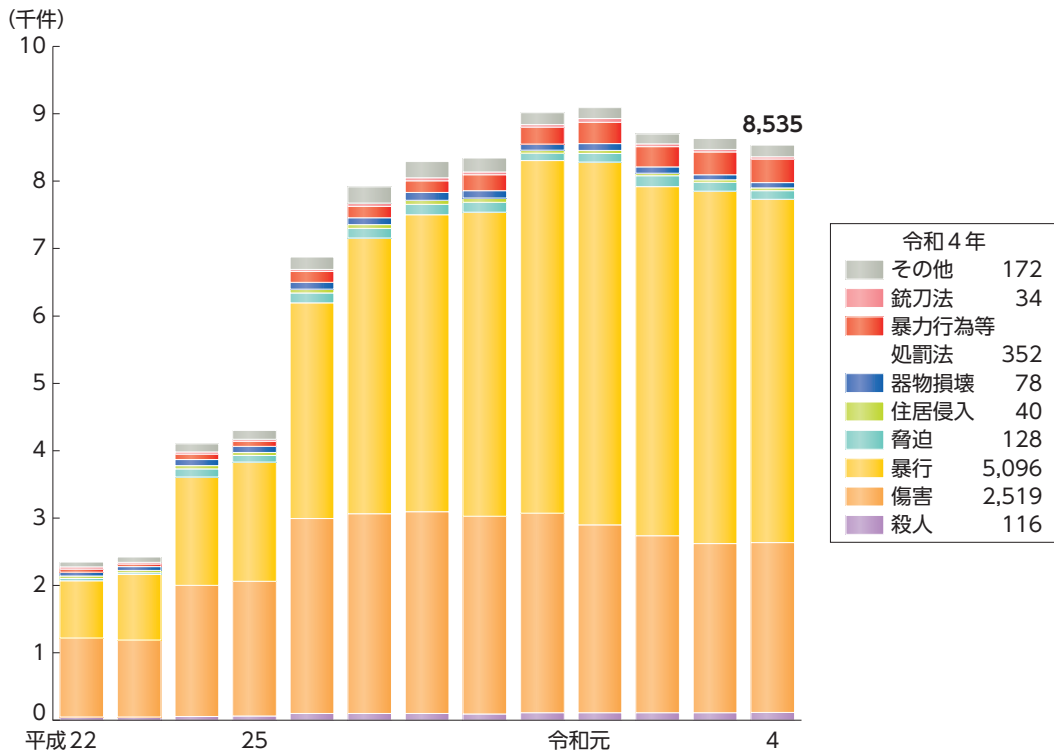
4-6-2-1 図 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和4年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）



② 他法令



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「①配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「②他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「②他法令」について、未遂のある罪は未遂を含む。
 5 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 6 「その他」は、公務執行妨害、逮捕監禁等である。

第3節 ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者とが配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者からの暴力に係る犯罪等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

1 ストーカー犯罪

ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めている。

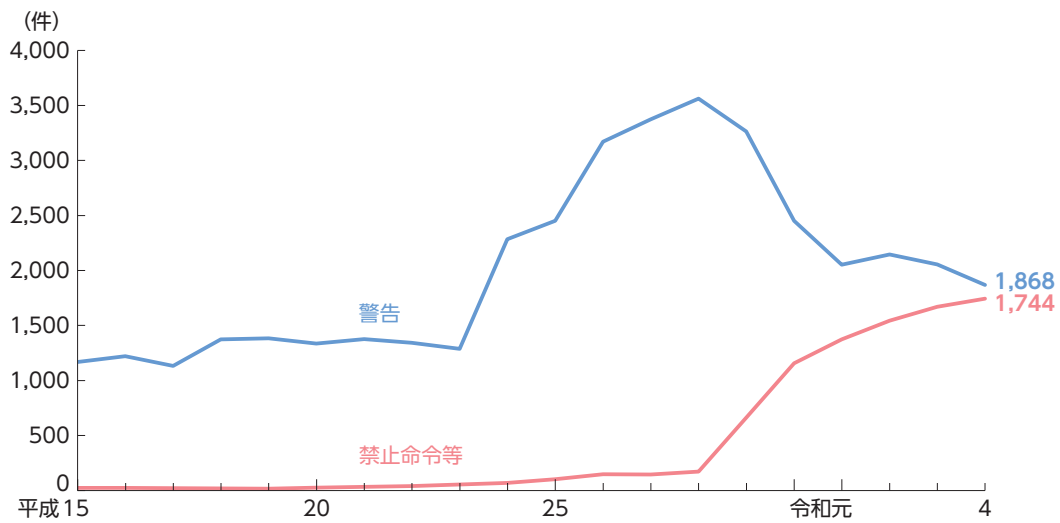
警察署長等は、申出を受けた場合に、つきまとい等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、平成28年法律第102号による改正により、急に加害者の行為が激化して重大事件に発展するおそれがあるなどのストーカー事案の特徴を踏まえて、都道府県公安委員会は、警告の存在を要件とせず**禁止命令等**をすることなどが可能となった（警告前置の廃止及び緊急禁止命令等。平成29年6月施行）。同改正では、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず連続してSNSを利用してメッセージを送信する行為、ブログ等の個人ページにコメント等を書き込む行為等が「つきまとい等」に追加されるとともに、ストーカー行為罪の非親告罪化、ストーカー行為罪等についての法定刑の引上げがなされた（同年1月施行）。

令和3年法律第45号による改正では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為が「つきまとい等」に追加される（令和3年6月施行）とともに、相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為及び相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付けるなどの行為が「位置情報無承諾取得等」として規制対象行為に加えられるなどした（同年8月施行）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、**4-6-3-1 図**のとおりである。警告の件数は、平成30年から2,000件台で推移していたが、令和4年は1,868件（前年比9.1%減）であった。禁止命令等の件数は、前記平成28年法律第102号が施行されたことにより、平成29年から急増し、令和4年は1,744件（同4.4%増。うち緊急禁止命令等は946件）であった。なお、前記令和3年法律第45号による改正により新たに規制対象に加えられた行為への警告等の4年における件数は、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為については、警告が62件、禁止命令等が69件、位置情報無承諾取得等の行為については、警告が12件、禁止命令等が21件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

4-6-3-1 図 ストーカー規制法による警告等の件数の推移

(平成15年～令和4年)

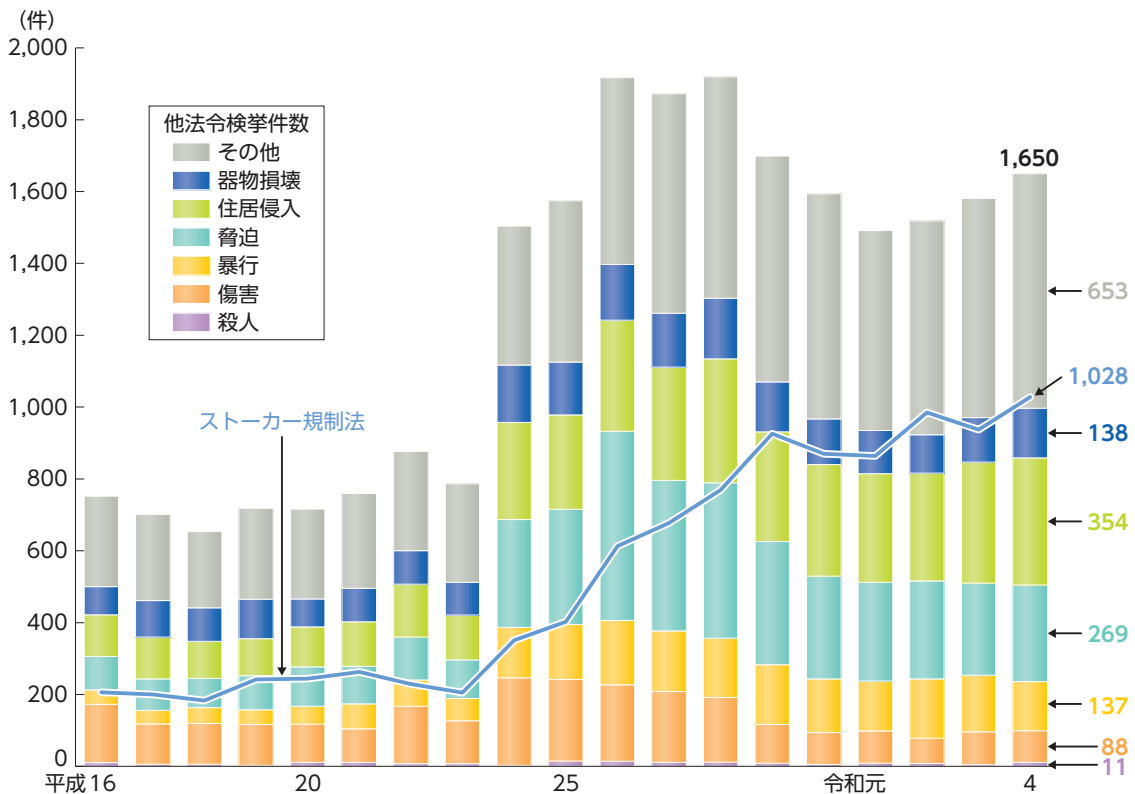


注 警察庁生活安全局の資料による。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移（資料を入手し得た平成16年以降）を罪名別に見ると、[4-6-3-2図](#)のとおりである。

ストーカー規制法違反の検挙件数は、平成24年から著しく増加し、30年以降は860～980件台で推移していたが、令和4年は1,028件（前年比9.7%増）で、著しく増加した平成24年の前年である23年と比べると約5.0倍であった。また、他法令による検挙件数の総数も、24年に著しく増加し、同年以降は1,490～1,910件台で推移しており、令和4年は1,650件（同4.4%増）で、同様に平成23年と比べると約2.1倍であった。

(平成16年～令和4年)



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成16年以降の数値で作成した。
 3 「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 未遂のある罪は未遂を含む。
 6 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 7 「その他」は、迷惑防止条例違反、窃盗、強制わいせつ、銃刀法違反等である。

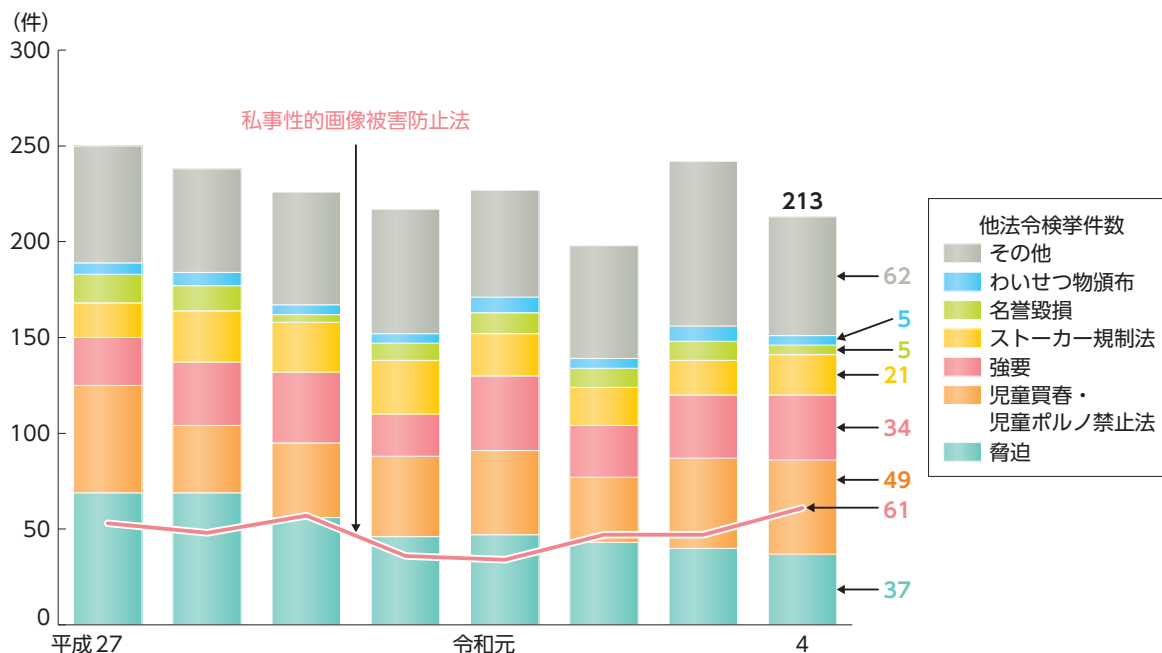
なお、令和4年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1万9,131件（前年比3.0%減）であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が7,115件（37.2%）と最も多く、次いで、勤務先同僚・職場関係2,532件（13.2%）、知人・友人2,420件（12.6%）、面識なし1,804件（9.4%）、関係（行為者）不明1,767件（9.2%）、配偶者（内縁・元配偶者を含む。）1,345件（7.0%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。平成27年以降の私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、**4-6-3-3図**のとおりである。

4-6-3-3図 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成27年～令和4年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を含まない。
 5 「その他」は、暴行、傷害、恐喝、強制性交等である。
 6 私事性的画像被害防止法は、平成26年11月27日に施行され、同法3条の規定（第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供する行為等に対する罰則）は同年12月17日に施行されており、同年における検挙件数は、同法違反0件、他法令7件であった。

なお、令和4年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1,728件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が895件（51.8%）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみの関係）394件（22.8%）、知人・友人（インターネット上のみの関係以外）223件（12.9%）、関係（行為者）不明87件（5.0%）、配偶者（元配偶者を含む。）60件（3.5%）、職場関係者30件（1.7%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第7章

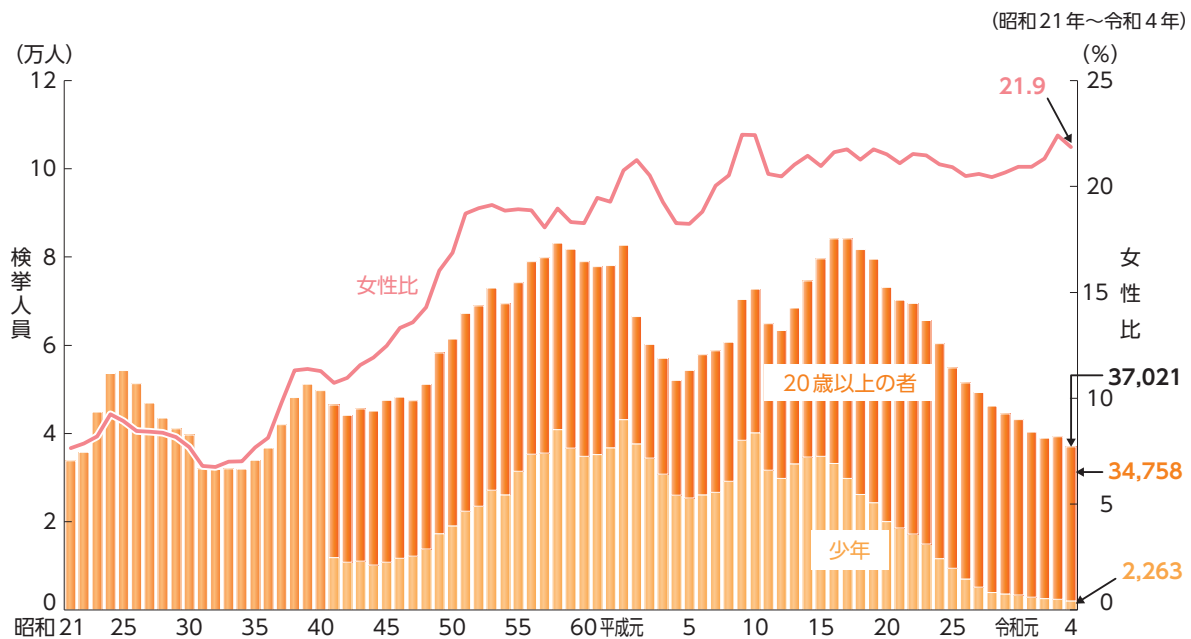
女性犯罪・非行

第1節 犯罪・非行の動向

4-7-1-1図は、女性の刑法犯について、検挙人員及び女性比の推移（昭和21年以降）を見たものである（罪名別の刑法犯検挙人員及び女性比については、1-1-1-6表参照）。女性の検挙人員は、平成17年に戦後最多の8万4,162人を記録した後、18年から減少傾向にあり、令和4年は3万7,021人（前年比2,218人（5.7%）減）であった。女性の検挙人員の人口比も、平成18年から低下傾向にある（CD-ROM参照）。検挙人員の女性比は、近年20～22%で推移しており、令和4年は21.9%であった。

女性の検挙人員の少年比は、平成10年に55.2%を記録した後、低下傾向にあり、令和4年は6.1%（前年比0.1pt低下）であった（CD-ROM参照。なお、少年による刑法犯の検挙人員の女子人口比については3-1-1-4図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については3-1-1-6表をそれぞれ参照）。

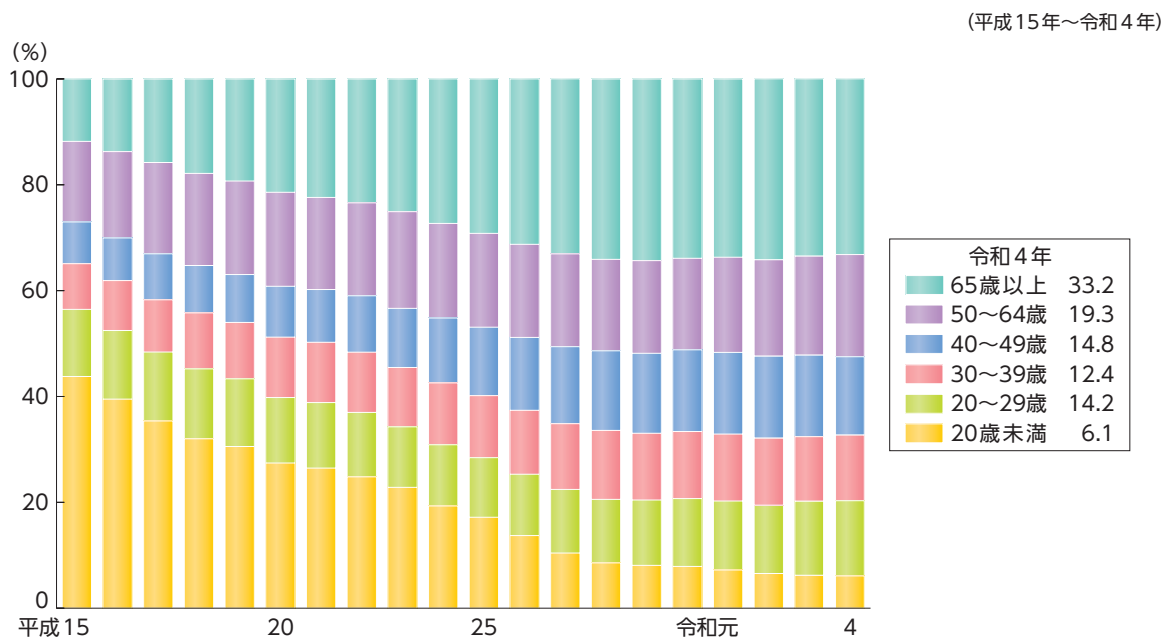
4-7-1-1図 女性の刑法犯 検挙人員・女性比の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
- 注 2 犯行時の年齢による。
- 注 3 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
- 注 4 昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
- 注 5 20歳以上の者と少年の区分については、統計の存在する昭和41年以降の数値を示した。

4-7-1-2図は、女性の刑法犯の検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。65歳以上の高齢者の構成比は、平成14年（10.9%）以降、急激に上昇し続け、29年に34.3%に達した後、30年からやや低下傾向にあり、令和4年は33.2%（前年比0.3pt低下）であった。これは、男性（20.3%）と比べて顕著に高く、高齢者の刑法犯検挙人員（3万9,144人）の約3人に1人が女性であった。なお、全年齢では、女性は約5人に1人であった（1-1-1-5図CD-ROM参照）。

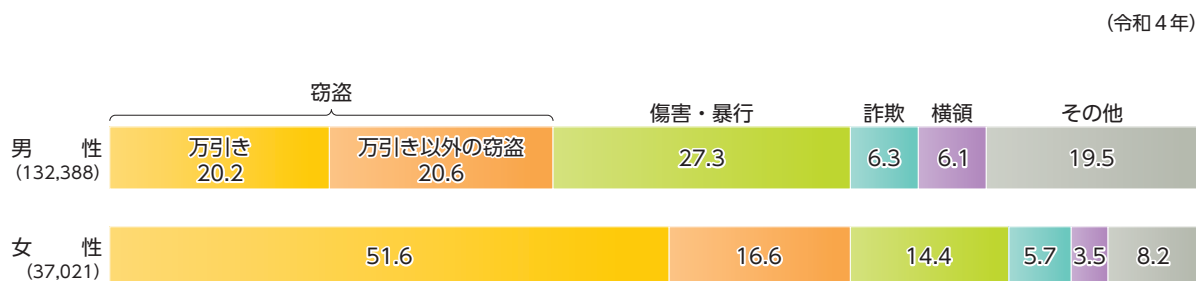
4-7-1-2図 女性の刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

4-7-1-3図は、令和4年における刑法犯の検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の構成比が最も高いが、女性は約7割を占め、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きによる者の構成比が高い。なかでも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、4-8-1-3図参照）。

4-7-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）



注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
3 ()内は、人員である。

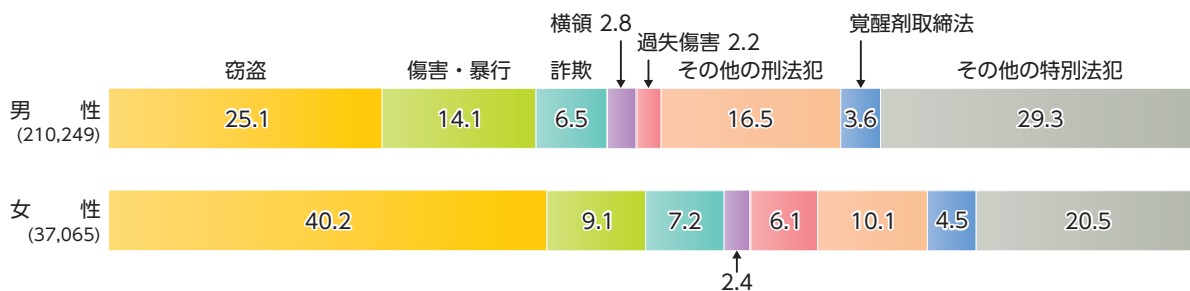
第2節 処遇

1 検察

4-7-2-1 図は、令和4年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

4-7-2-1 図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）

（令和4年）

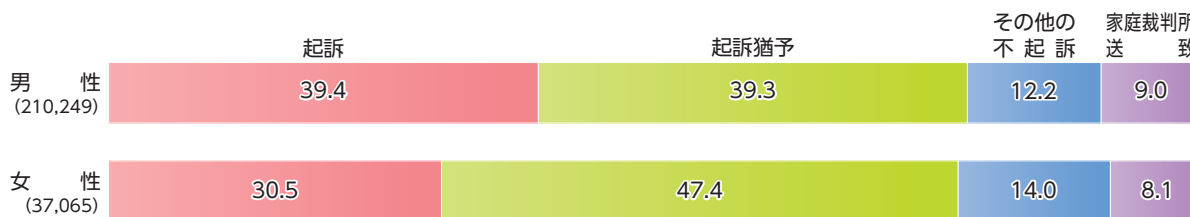


- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、人員である。

4-7-2-2 図は、令和4年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が50.0%、女性が60.9%であった（CD-ROM参照）。

4-7-2-2 図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）

（令和4年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 () 内は、人員である。

2 矯正

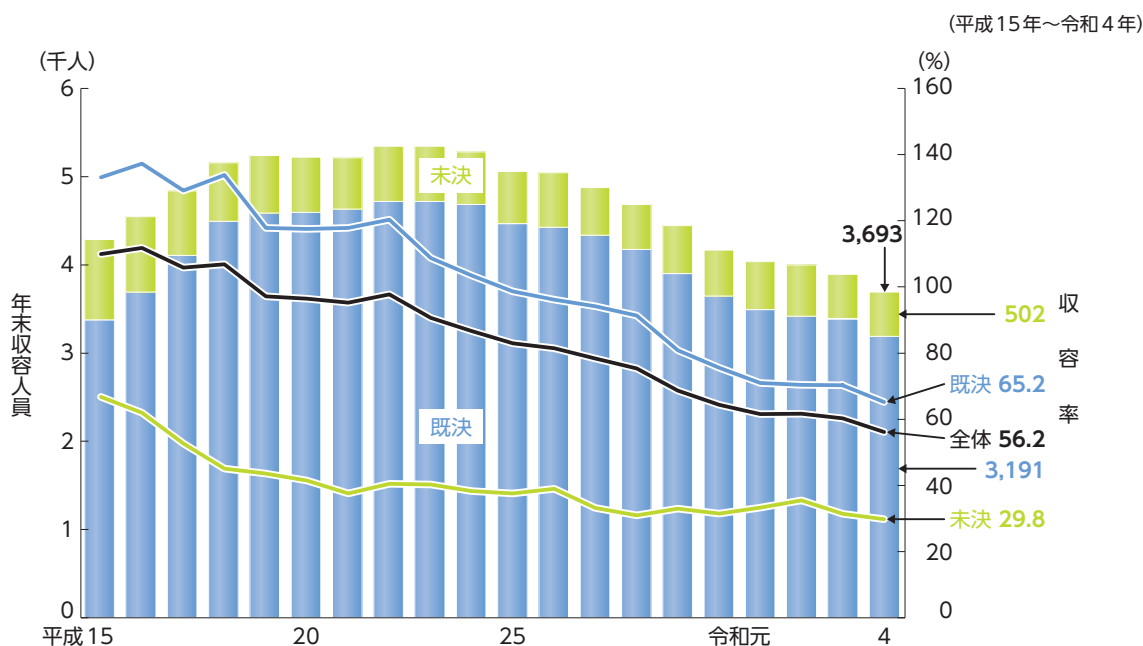
(1) 受刑者

ア 女性受刑者の収容状況

令和5年4月1日現在、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下（1）において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに喜連川社会復帰促進センター、加古川刑務所及び美祢社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

4-7-2-3図は、刑事施設における女性被収容者の年末収容人員及び収容率（年末収容人員の収容定員に対する比率）の推移（最近20年間）を見たものである。女性被収容者の年末収容人員は、平成23年まで増加傾向にあったが、24年からは減少し続けている。収容率は、13年から18年までは100%を超えていたが、女性の収容定員が拡大されたこともあって、23年以降低下傾向にあり、令和4年末現在において、女性の収容定員は6,577人（このうち既決の収容定員は4,893人、未決の収容定員は1,684人）であるところ、その収容率は56.2%（既決65.2%、未決29.8%）であった（なお、男女総数の収容率については、2-4-2-2図参照）。

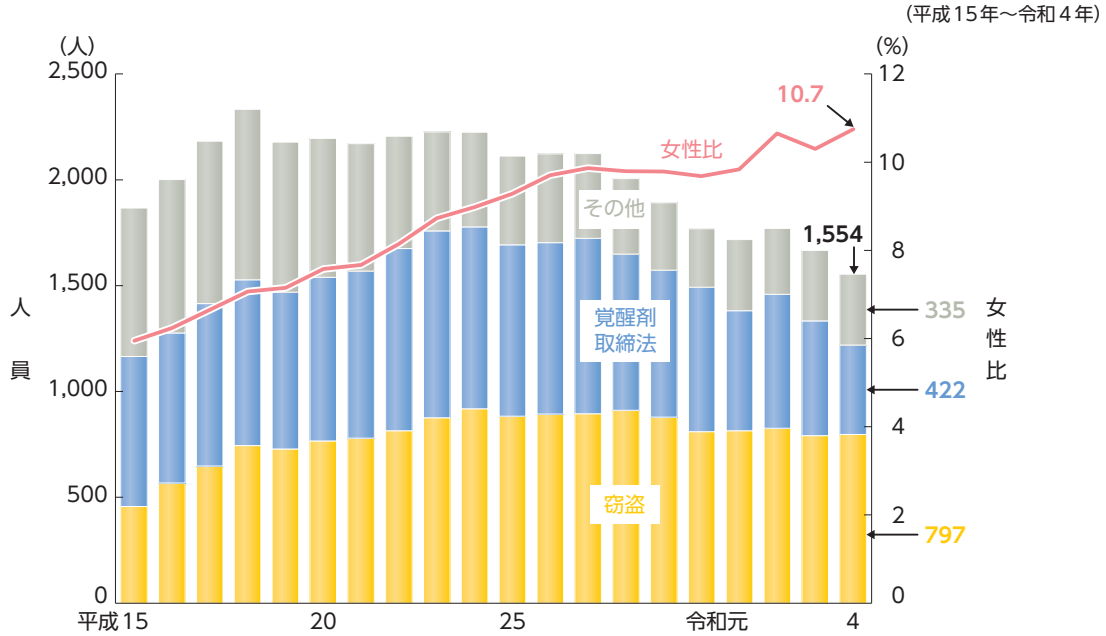
4-7-2-3図 刑事施設の年末収容人員・収容率の推移（女性）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
 3 「収容率」は、各年末現在における収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 4 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 5 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

4-7-2-4図は、女性入所受刑者の人員（罪名別）及び女性比の推移（最近20年間）を見たものである。女性入所受刑者の人員は、平成18年（2,333人）まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移した後、28年から減少傾向にあり、令和4年は1,554人（前年比112人（6.7%）減）であった。罪名別に見ると、24年以降は、窃盗が覚醒剤取締法違反を上回っており、令和4年（797人）は、平成15年（457人）の約1.7倍であった。女性比は、27年（9.9%）まで上昇し続け、28年から横ばいとなっていたが、令和2年（10.6%）に再び上昇して以降、10%台が続いており、4年は10.7%であった（なお、入所受刑者の女性人口比については、2-4-2-3図参照）。

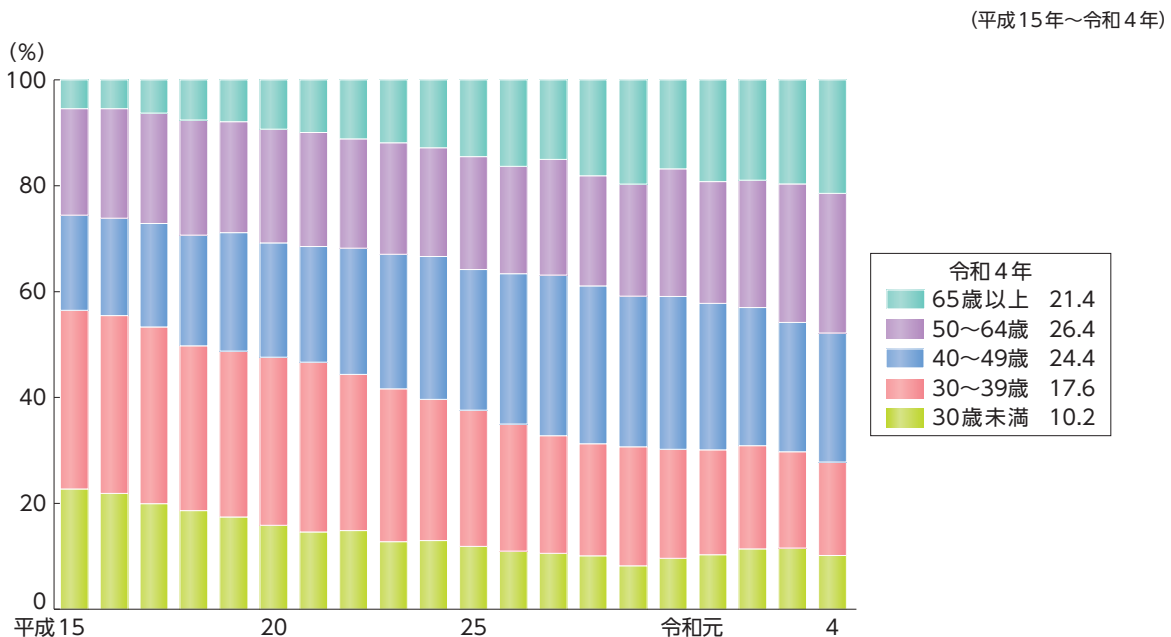
4-7-2-4図 女性入所受刑者の人員（罪名別）・女性比の推移



注 矯正統計年報による。

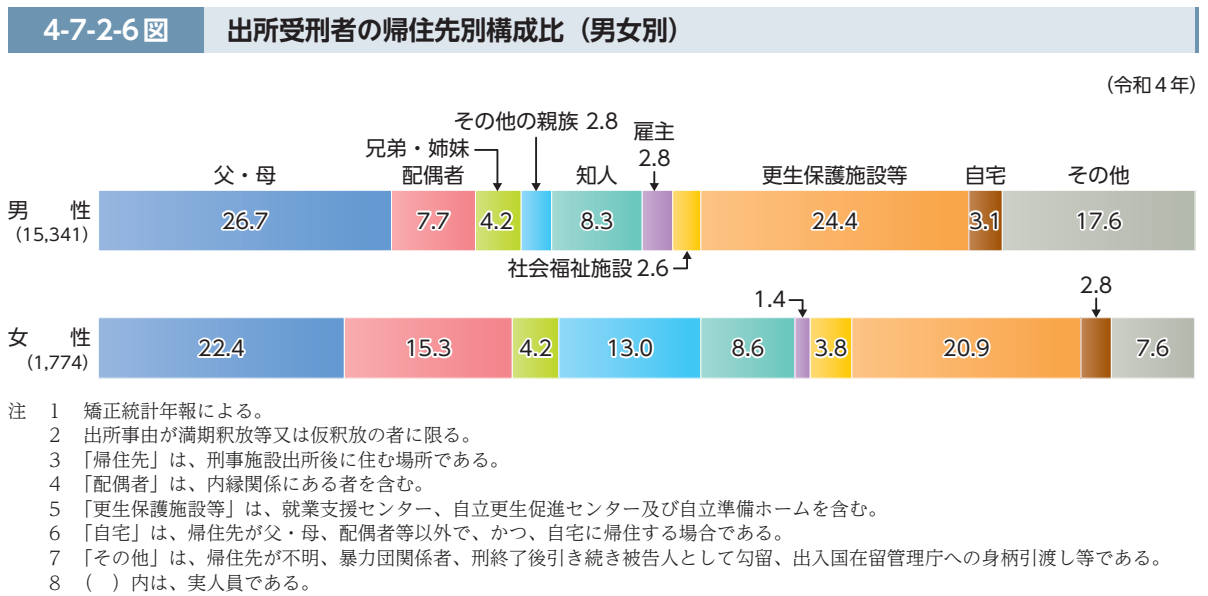
4-7-2-5図は、女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである（入所受刑者の男女別の年齢層別構成比については、2-4-2-5図参照）。30歳未満の若年者層の構成比は、平成25年以降は他の年齢層と比べて構成比が最も低い。40歳代の年齢層の構成比は、24年から令和2年までは他の年齢層と比べて構成比が最も高かったが、3年以降は50～64歳の年齢層の方が高い。同年齢層の構成比は、平成29年から上昇傾向にあり、令和3年以降は他の年齢層と比べて構成比が最も高く、4年は26.4%であった。65歳以上の高齢者層の構成比は、平成17年以降上昇傾向にあり、令和4年（21.4%）は平成15年（5.5%）の約3.9倍であった（CD-ROM参照）。なお、令和4年における女性高齢者の罪名別構成比を見ると、窃盗が8割以上を占めている（4-8-2-3図参照）。

4-7-2-5図 女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移



注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

4-7-2-6図は、令和4年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰住先別構成比を男女別に見たものである。



イ 女性受刑者の処遇

女性受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が推進されているほか、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが策定・実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、女性刑事施設が所在する地域の医療、福祉、介護等の専門職種とネットワークを作り、専門職種の助言・指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものであり、令和5年1月1日現在、喜連川社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとしては、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムが実施されている。

また、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務所札幌刑務支所において、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている。同事業では、同刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センター」において、グループワーク等の集団処遇が実施されており、そのプログラムは、自己の薬物使用の背景への気づきを促し、身体・精神・感情の回復を図るとともに、再使用に至らないための具体的な方策について考えさせるもので、子を持つ女性受刑者に対応した内容、女性特有の精神状態の変化や不定愁訴に関する事項等も盛り込まれ、出所後も継続実施できる構成となっている。

(2) 少年院入院者

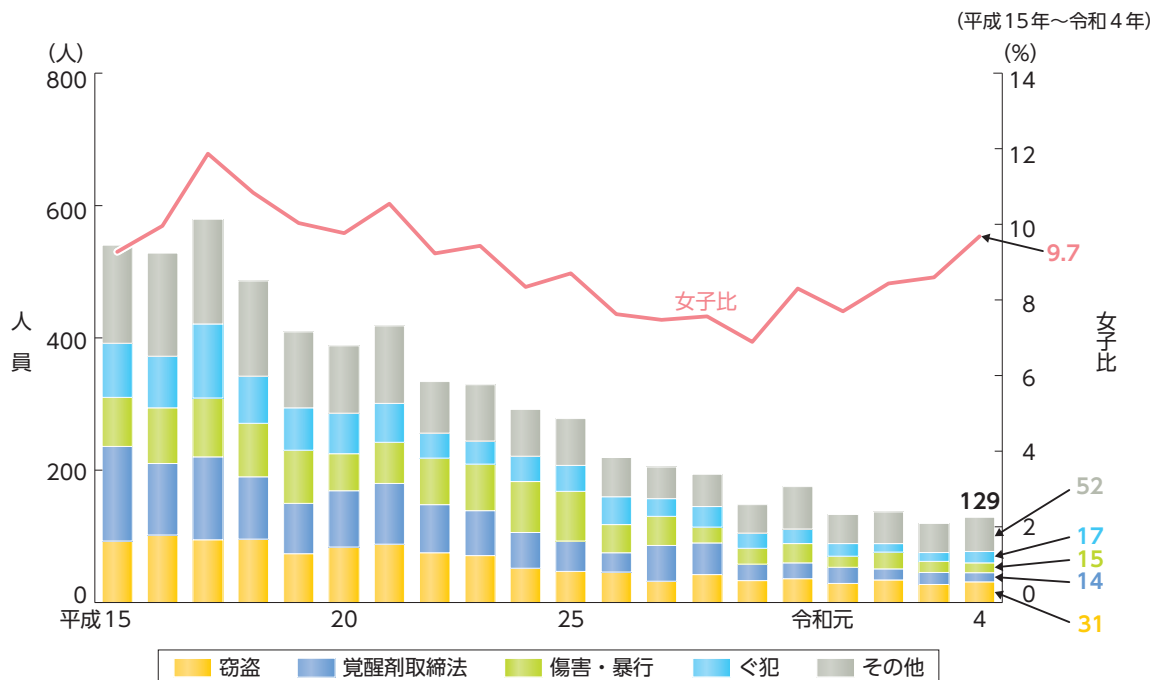
女子の少年院入院者は、女子のみを収容する少年院（9庁（分院4庁を含む。））又は男女を分隔する施設がある第3種少年院（2庁）のいずれかに収容される。

4-7-2-7図は、女子少年院入院者の人員（非行名別）及び女子比の推移（最近20年間）を見たものである。女子の少年院入院者の人員は、平成18年から減少傾向にあるところ、令和4年は129人（前年比10人（8.4%）増）であった。女子比は、平成18年以降、緩やかな低下傾向にあったが、平成30年以降上昇傾向にあり、令和4年は9.7%（同1.0pt上昇）であった（男子の少年院入院者の人員については、3-2-4-1図参照）。非行名別に見ると、平成17年までは覚醒剤取締法違反の人員が他の非行名と比べて最も多かったが、その人員は15年以降減少傾向にあり、令和4年（14人）は平成15年（143人）の約1割であった（少年院入院者の非行名別構成比については、3-2-4-3図参照）。

なお、女子の少年院入院者は、男子と比べ、保護者等からの被虐待経験があるとする者の割合が高い（3-2-4-8図参照）。

女子の少年院入院者の処遇に関しては、平成28年度以降試行されてきた「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」が、令和4年11月から本格的に運用されている。同プログラムは、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に指導を行う「基本プログラム」（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応が取れるようにすることを目的とした「アサーション・トレーニング」及びマインドフルネス瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す「マインドフルネス」）に、特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する在院者を対象に個々の処遇ニーズに応じて指導を行う「特別プログラム」（性、摂食障害及び自傷行為に関するプログラム）を選択・組み合わせて実施している。

4-7-2-7図 女子少年院入院者の人員（非行名別）・女子比の推移



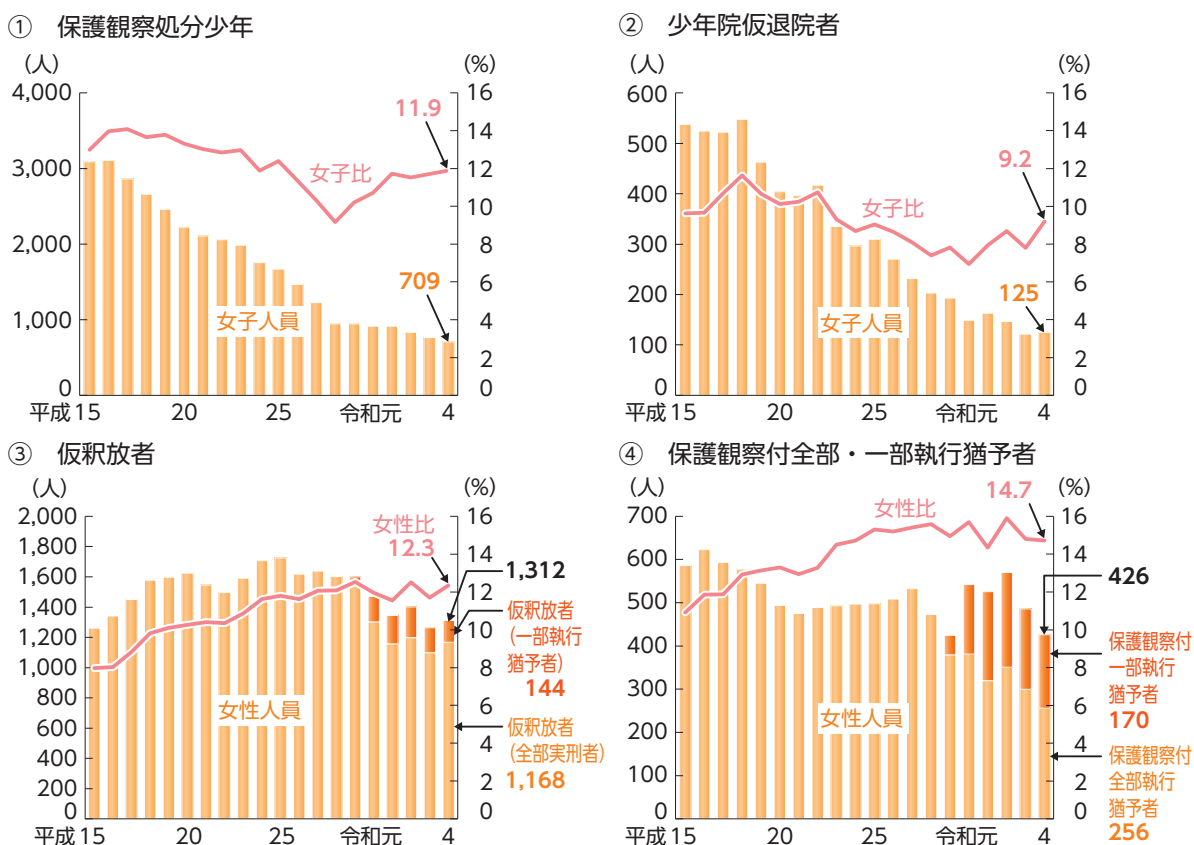
注 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

3 保護観察

4-7-2-8図は、女性の保護観察開始人員及び女性比の推移（最近20年間）を、保護観察の種別ごとに見たものである。保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の人員は、いずれも近年は減少傾向にある。いずれの女子比も、近年は低下傾向にあったが、保護観察処分少年については、平成28年に10%を下回った後、29年からは10～11%台で推移している。少年院仮退院者については、30年に6.9%まで低下した後、令和元年からは7～9%台で推移している。仮釈放者の人員は、平成20年まで増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にある。女性比は、29年（12.5%）まで上昇傾向にあり、その後は、12%前後で推移しており、令和4年は12.3%（前年比0.7pt上昇）であった。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加し、令和2年まで500人台で推移していたが、3年以降減少し、4年は426人（前年比62人減）であった。女性比は、平成23年以降14～15%台で推移している（CD-ROM参照）。なお、女性の仮釈放率は、令和4年は74.0%であり、平成15年（79.9%）と比べて6.0pt低下しているが、男性の仮釈放率（令和4年は60.8%）と比べて相当に高い（2-5-2-1図CD-ROM参照）。

4-7-2-8図 女性の保護観察開始人員・女性比の推移

(平成15年～令和4年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

女性の保護観察対象者のうち、その多くを窃盗事犯者が占めている（CD-ROM資料2-9参照）ところ、令和2年に嗜癖的な窃盗事犯者を対象とした「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成され、それらの者の保護観察の実施に活用されている（第2編第5章第3節2項（7）参照）。特に女性の嗜癖的な窃盗事犯者については、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、社会不適応状態に陥って、窃盗を繰り返すに至った者が少なくないことから、窃盗に至った要因のアセスメントを行い、適切な処遇を行うことが有用であるとされる。

第8章

高齢者犯罪

我が国の総人口は、令和4年10月1日現在、1億2,495万人で、高齢者人口は65歳以上では3,624万人（総人口に占める割合は29.0%）であり、70歳以上では2,870万人（同23.0%）である（総務省統計局の人口資料のうち、人口推計による。）。

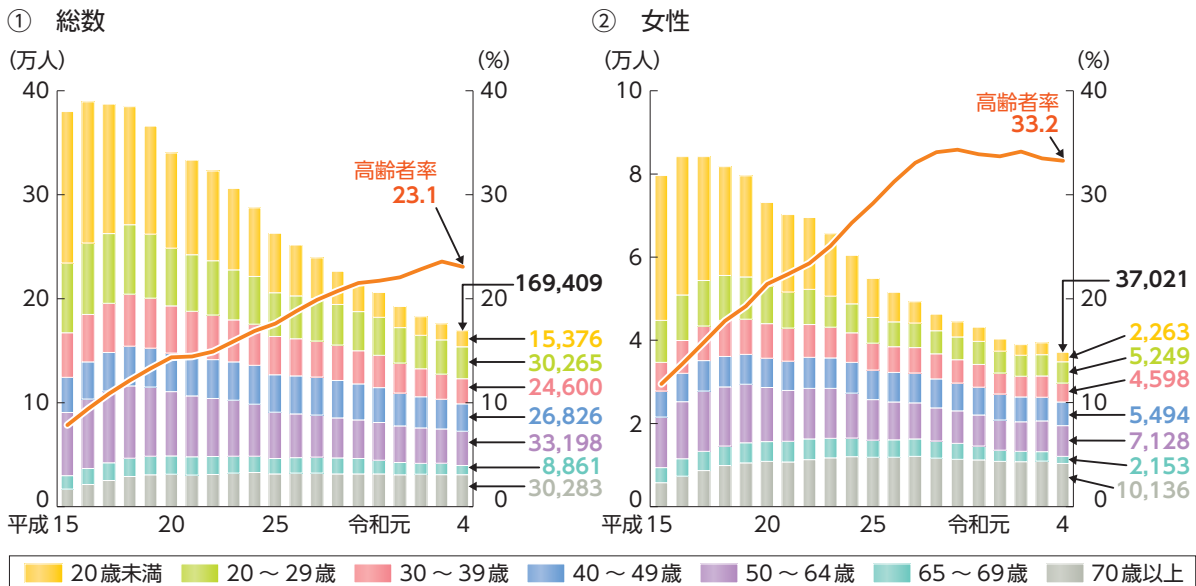
第1節 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。以下この節において同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、4-8-1-1図のとおりである。高齢者の検挙人員は、平成20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後高止まりの状況にあったが、28年から減少し続けており、令和4年は3万9,144人（前年比5.1%減）であった。このうち、70歳以上の者は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65%以上を占めるようになり、令和4年は77.4%に相当する3万283人（同3.9%減）となった。高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、ほぼ一貫して上昇し、平成28年以降20%を上回り、令和4年は23.1%（同0.5pt低下）であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年にピーク（1万6,503人）を迎え、その後高止まり状況にあったが、28年から減少し続けており、令和4年は1万2,289人（前年比6.6%減）であった。このうち、70歳以上の女性は、平成23年以降女性高齢者の検挙人員の7割を超えるようになり、令和4年は82.5%に相当する1万136人（同6.4%減）となった。女性の高齢者率は、平成10年から平成29年（34.3%）まで上昇し続けた後は横ばいで推移し、令和4年は33.2%（同0.3pt低下）であった。

4-8-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

（平成15年～令和4年）



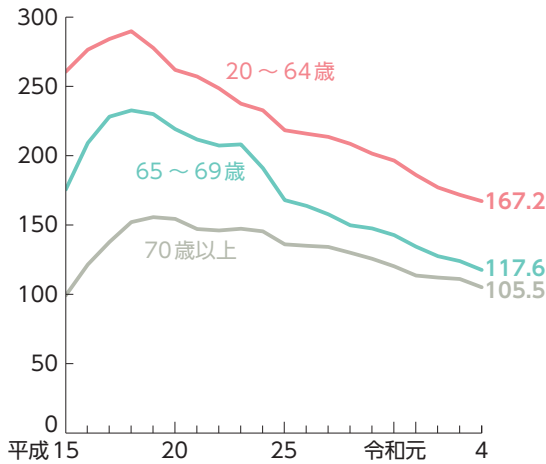
注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-8-1-2図のとおりである。

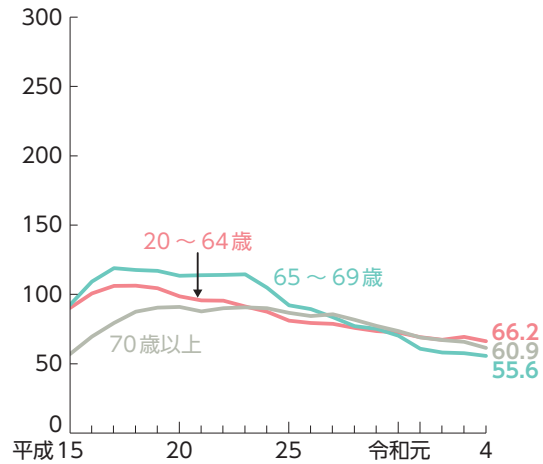
4-8-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）

(平成15年～令和4年)

① 総数



② 女性

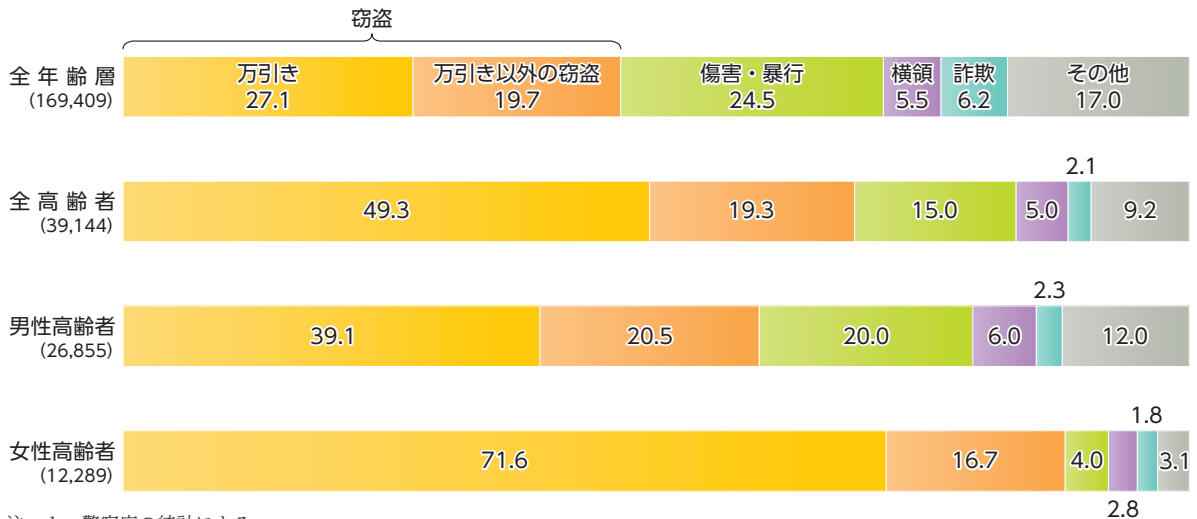


- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。

4-8-1-3図は、令和4年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。全年齢層と比べて、高齢者は窃盗の構成比が高いが、特に、女性高齢者は、約9割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約8割と顕著に高い。

4-8-1-3図 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和4年)



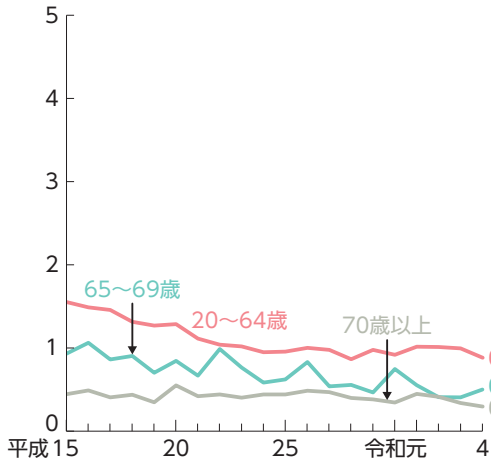
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、4-8-1-4図のとおりである。

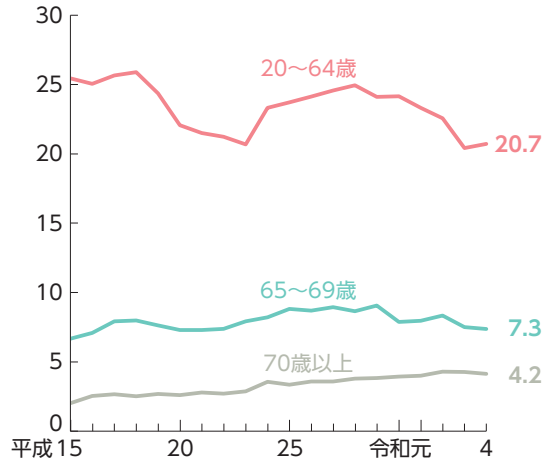
4-8-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

（平成15年～令和4年）

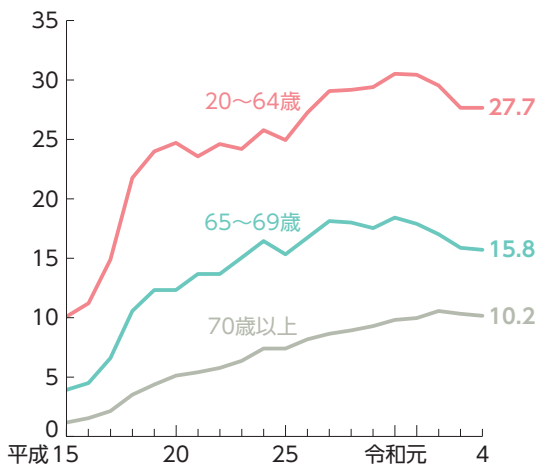
① 殺人



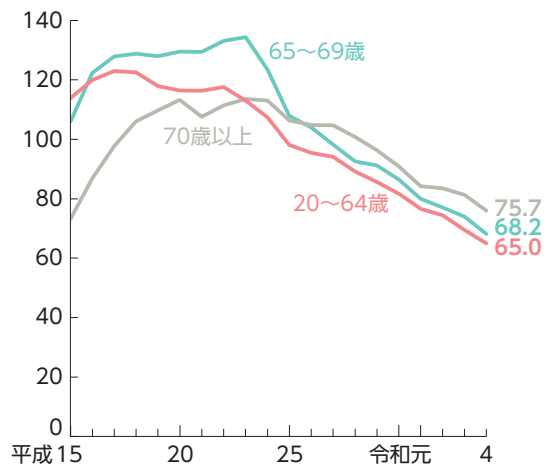
② 傷害



③ 暴行



④ 窃盗



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

第2節 処遇

1 検察

令和4年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-8-2-1図のとおりである。

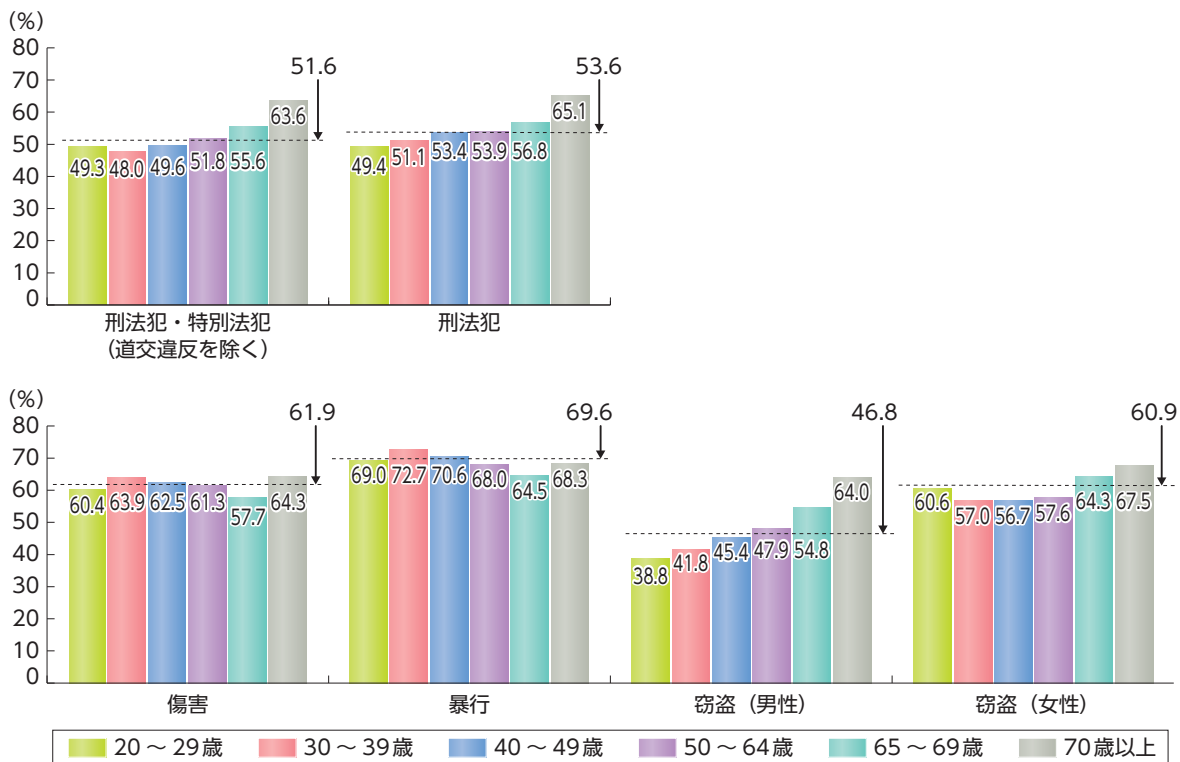
刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）における65～69歳の者及び70歳以上の者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも12.0pt高い。

このうち刑法犯で見ると、件数の多い窃盗の後記の状況を受けて、高齢者の起訴猶予率は、全体で他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも11.5pt高い。

罪名別で見ると、65～69歳の者の起訴猶予率は、傷害、暴行共に他の年齢層と比べて低かった。70歳以上の者の起訴猶予率は、傷害では、他の年齢層よりも高かったが、暴行では、65～69歳、50～64歳の者に次いで低かった。窃盗について、更に男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性の起訴猶予率は、年齢層による差が男性ほど大きくないものの、70歳以上の者は他の年齢層よりも高い。

4-8-2-1 図 起訴猶予率（罪名別、年齢層別）

（令和4年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 被疑者が法人である事件を除く。
 4 年齢が不詳の者を除く。
 5 各グラフ上の点線は、全体（20歳未満の者を含む。）の起訴猶予率である。

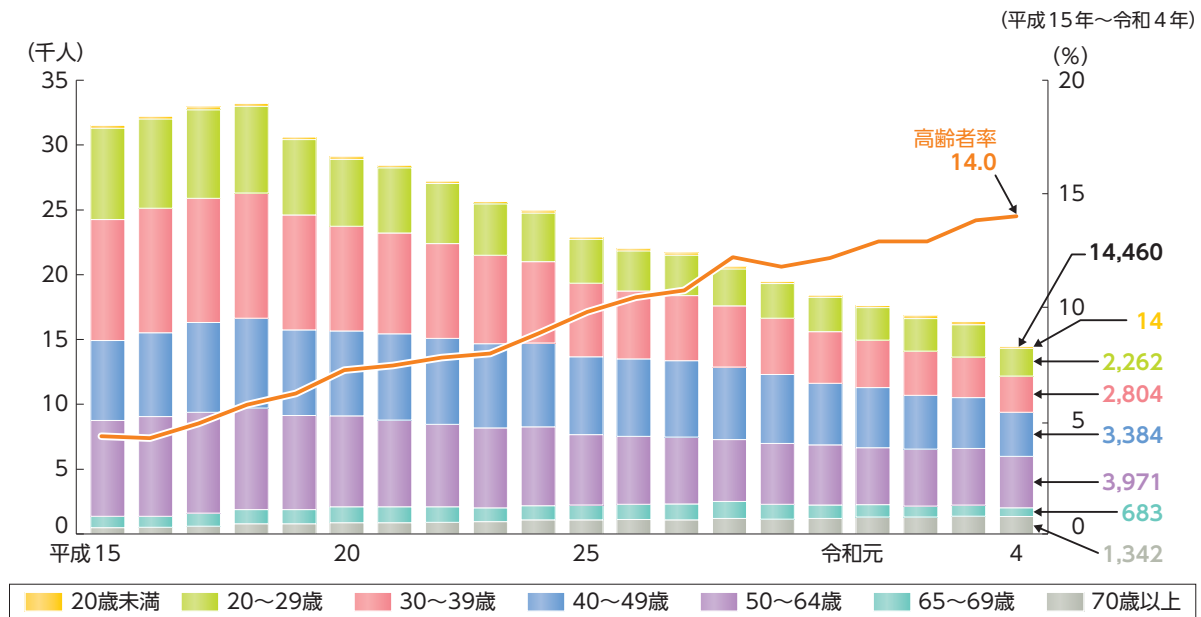
2 矯正

4-8-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は、平成28年（2,498人）に元年以降で最多となった後、29年以降は2,100人～2,200人台で推移していたが、令和4年は2,025人（前年比9.3%減）で、平成15年と比べると約1.5倍であった。70歳以上の入所受刑者人員は、同年と比べて約2.8倍と、増加が顕著である。他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、高齢者率は、上昇傾向にあり、令和4年は14.0%で、平成15年と比べて9.7pt上昇した。

女性の高齢入所受刑者の人員も、増加傾向にあったが、平成29年（373人）をピークとして、30年以降は290～330人台で推移しており、令和4年は333人（前年比1.5%増）で、平成15年と比べると約3.3倍であった。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、20年以降に大きく増加し、22年以降は一貫して65～69歳の女性の入所受刑者人員を上回り、25年以降は180～240人台で推移していたが、令和4年は256人（前年比8.5%増）で平成元年以降最多となり、平成15年の約5.4倍であった。女性の高齢者率も、上昇傾向にあり、令和4年は21.4%で、平成15年と比べて16.0pt上昇している（CD-ROM参照）。

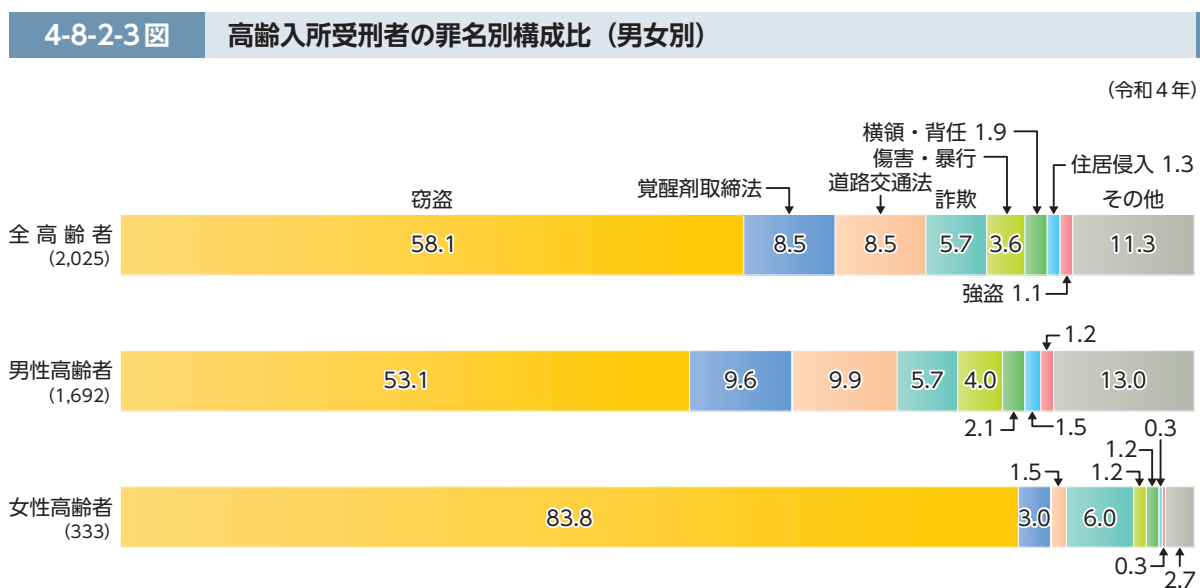
4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和4年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が18.1であったのに対し、65～69歳は9.1、70歳以上は4.7であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が3.6であったのに対し、65～69歳は2.0、70歳以上は1.5であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-8-2-3図は、令和4年における高齢の入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見たものである。罪名別構成比について全高齢者で見ると、窃盗が最も高く、次いで覚醒剤取締法違反と道路交通法違反が同率であった。女性高齢者は、男性高齢者と比べて、窃盗の構成比が顕著に高い（女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-7-2-4図参照）。



注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、実人員である。

平成30年度から、各矯正管区の基幹施設（札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所、高松刑務所及び福岡刑務所）において、入所受刑者のうち、入所時の年齢が60歳以上の者などに対して、認知症スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われると判定された受刑者に対して、医師による診察を実施する取組を行っている。令和元年から実施対象施設に栃木刑務所及び和歌山刑務所が追加され、4年においては、744人に対して検査を実施し、そのうち、医師による診察を受けた者が145人、認知症と診断された者が28人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 保護観察

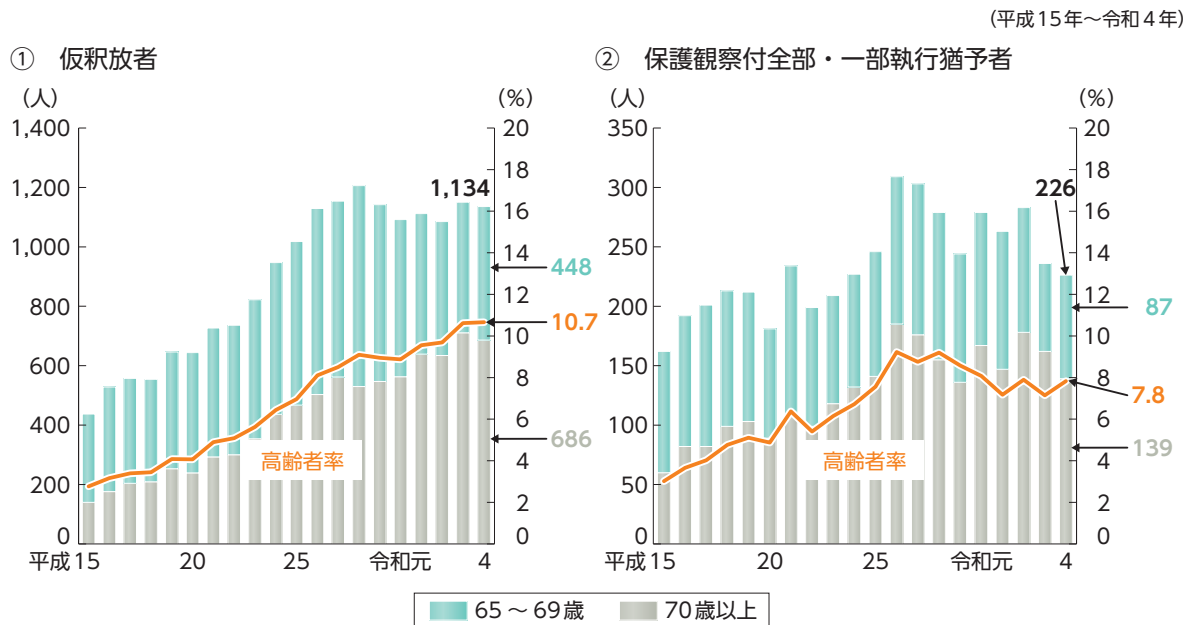
高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率（保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、**4-8-2-4図**のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM参照）。

仮釈放者では、高齢者の保護観察開始人員及び高齢者率は増加・上昇傾向にある。令和4年の高齢者の保護観察開始人員は、平成15年と比べて約2.6倍に増加し、1,134人（前年比16人減）であり、特に、70歳以上は約4.9倍に増加し、30年以降、65～69歳の人員を上回っている。

保護観察付全部・一部執行猶予者では、高齢者の保護観察開始人員は増減を繰り返しており、高齢者率については、平成26年及び28年に9.2%に達した後は低下傾向にあり、令和4年は7.8%（前年比0.7pt上昇）であった。4年の高齢者の保護観察人員は、平成15年と比べて約1.4倍に増加した。特に、70歳以上は約2.3倍に増加し、23年以降、65～69歳の人員を上回っている。

令和4年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は1,188人、65～69歳は31人、70歳以上は14人となっている（CD-ROM参照）。

4-8-2-4図 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和4年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が13.8であったのに対し、65～69歳は5.9、70歳以上は2.4であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和4年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、43.6%であり、出所受刑者全体の仮釈放率（62.1%）よりも18.6pt低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、**2-5-2-1図** CD-ROM参照）。年齢層別に見ると、65～69歳は47.8%（前年比2.7pt上昇）、70歳以上は41.2%（同1.6pt低下）であった。4年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、66.9%であり、高齢出所受刑者全体の仮釈放率よりも23.3pt高く、年齢層別に見ると、65～69歳は72.3%（同4.2pt上昇）であり、70歳以上は65.4%（同2.0pt低下）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第1節 外国人の在留状況等

1 外国人新規入国者等

外国人新規入国者数は、平成25年以降急増し、令和元年には約2,840万人に達したが、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより、同年は約358万人（前年比87.4%減）、3年は約15万人（同95.8%減）と2年連続で大幅に減少したが、4年3月以降、水際対策の段階的な緩和等により、同年は342万3,531人と前年の約22.6倍に増加した。もっとも、元年と比べると、約8分の1の水準であった。4年における外国人新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が95万2,743人と最も多く、次いで、台湾31万7,293人、米国30万2,382人の順であった。在留資格別の構成比は、観光等を目的とする短期滞在が83.6%と最も高く、次いで、技能実習（5.2%）、留学（4.9%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、平成27年以降過去最多を更新し続けた後、令和2年から2年連続で減少したが、4年は307万5,213人（前年比11.4%増）となり、過去最多を更新した。同年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。76万1,563人）が最も多く、次いで、ベトナム（48万9,312人）、韓国（41万1,312人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

2 不法残留者

我が国の不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成3年から8年までは各年5月1日現在の、9年以降は各年1月1日現在の各推計値）は、5年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には6万人を下回り、5年の5分の1未満にまで減少した。27年からは6年連続で増加した後、令和3年から2年連続で減少したが、5年は7万491人（前年比5.6%増）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

3 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月2日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和4年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、1万300人（前年比42.8%減）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が9,137人（88.7%）と最も多く、次いで、刑罰法令違反527人（5.1%）、不法入国176人（1.7%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

第2節 犯罪の動向

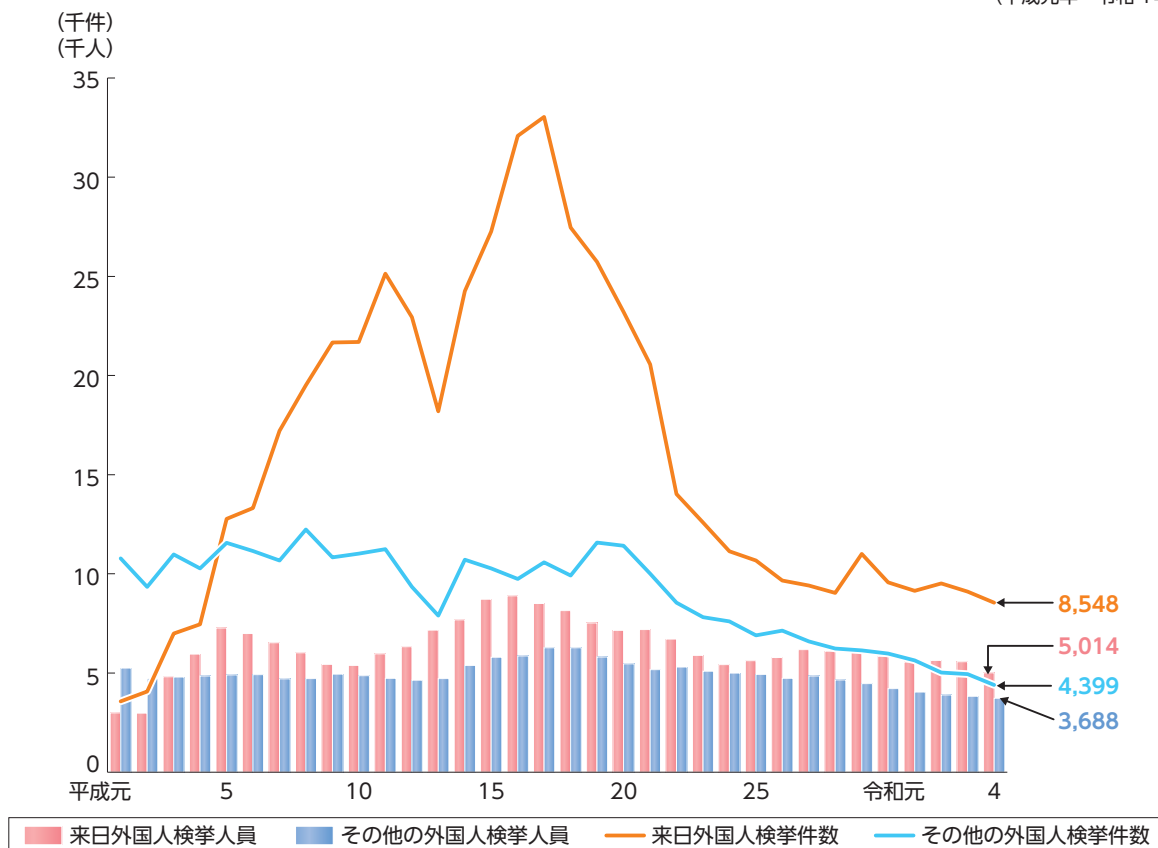
1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成3年以降増加傾向にあり、17年に4万3,622件を記録したが、18年からは減少傾向にあり、令和4年は1万2,947件（前年比7.9%減）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、17年に1万4,786人を記録した後、18年からは減少傾向にあり、令和4年は8,702人（同7.5%減）であった（4-9-2-1図 CD-ROM参照）。4年における刑法犯検挙人員総数（16万9,409人）に占める外国人の比率は、5.1%であった（警察庁の統計による）。

4-9-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、5年からその他の外国人を上回って、17年（3万3,037件）のピーク後に減少し続け、29年に一旦増加に転じ、30年から再び減少に転じた後は、9,000件台で増減を繰り返していたが、令和4年は前年より557件減少し、8,548件（前年比6.1%減）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年まで減少傾向にあったが、25年からは増減を繰り返しており、令和4年は5,014人（同10.0%減）であった。

4-9-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和4年）

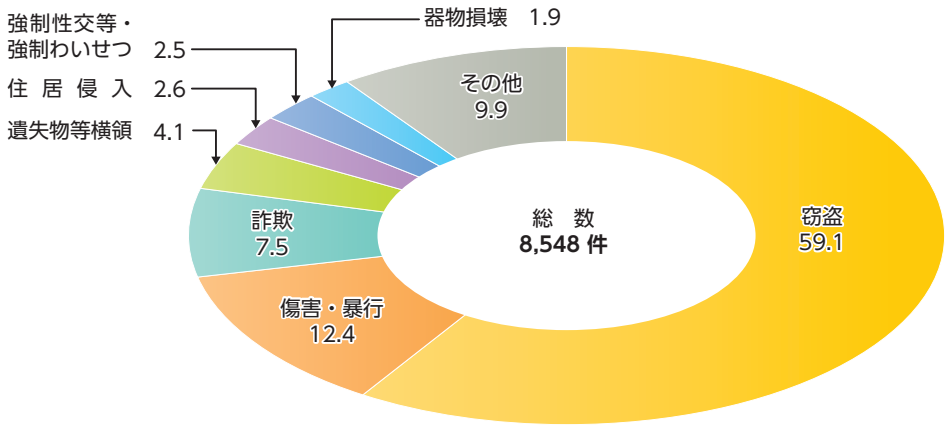


注 警察庁の統計による。

4-9-2-2図は、令和4年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、強盗は0.7%（57件）、殺人は0.5%（45件）であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-2図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

（令和4年）



注 警察庁の統計による。

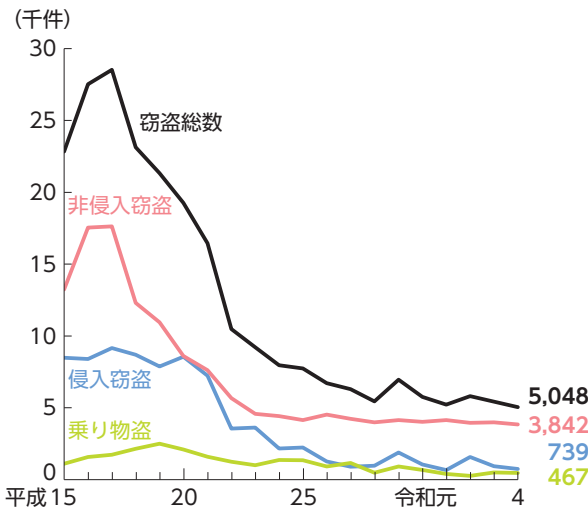
4-9-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

令和4年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが2,620件（検挙人員770人）と最も多く、次いで、中国1,068件（同468人）、ブラジル233件（同123人）の順であった。傷害・暴行は、中国が266件（同327人）と最も多く、次いで、ベトナム146件（同160人）、ブラジル99件（同106人）の順であった（警察庁の統計による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

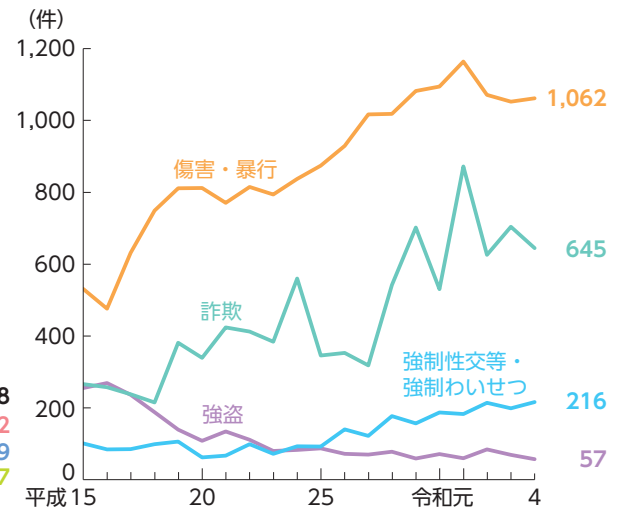
4-9-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

（平成15年～令和4年）

① 窃盗



② 強盗、傷害・暴行、強制的性交等・強制的わいせつ、詐欺



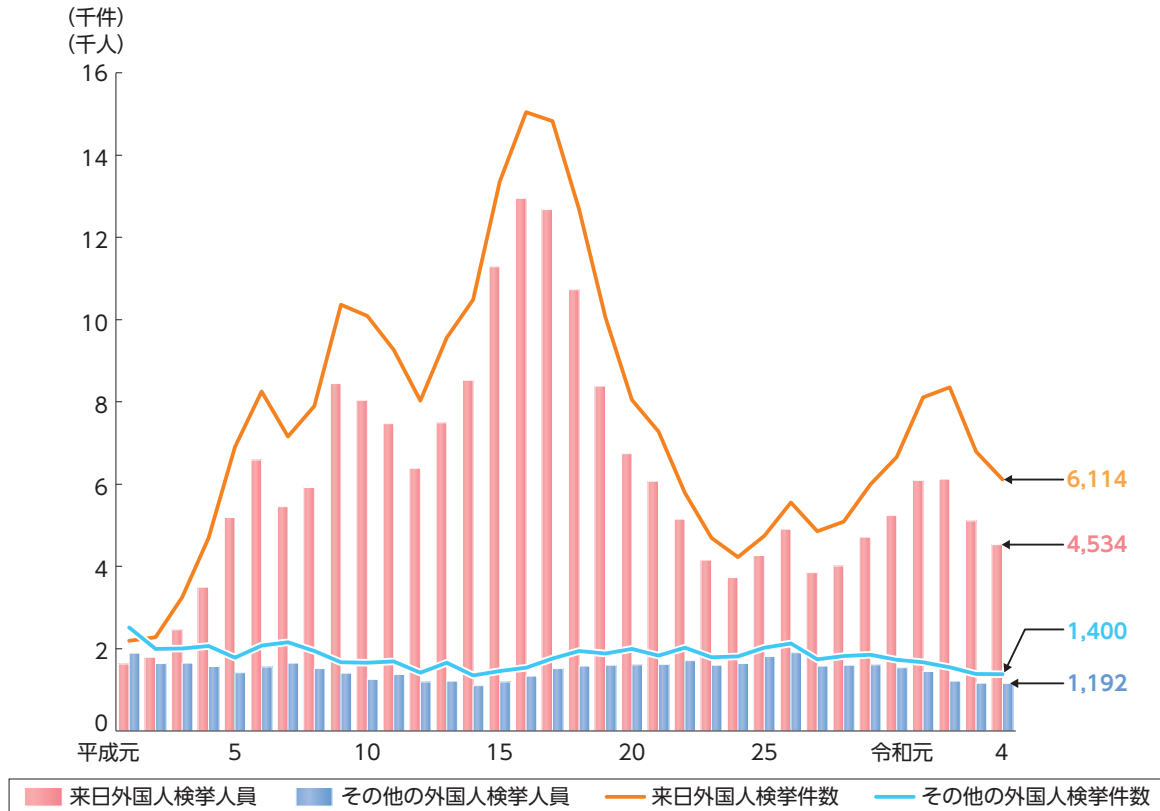
注 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。

2 特別法犯

4-9-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少した後、25年からの増減を経て、28年から5年連続で増加していたが、令和3年から減少に転じ、4年は、検挙件数6,114件（前年比9.9%減）、検挙人員4,534人（同11.2%減）であった。

4-9-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和4年）



注 1 警察庁の統計による。
2 交通法令違反を除く。

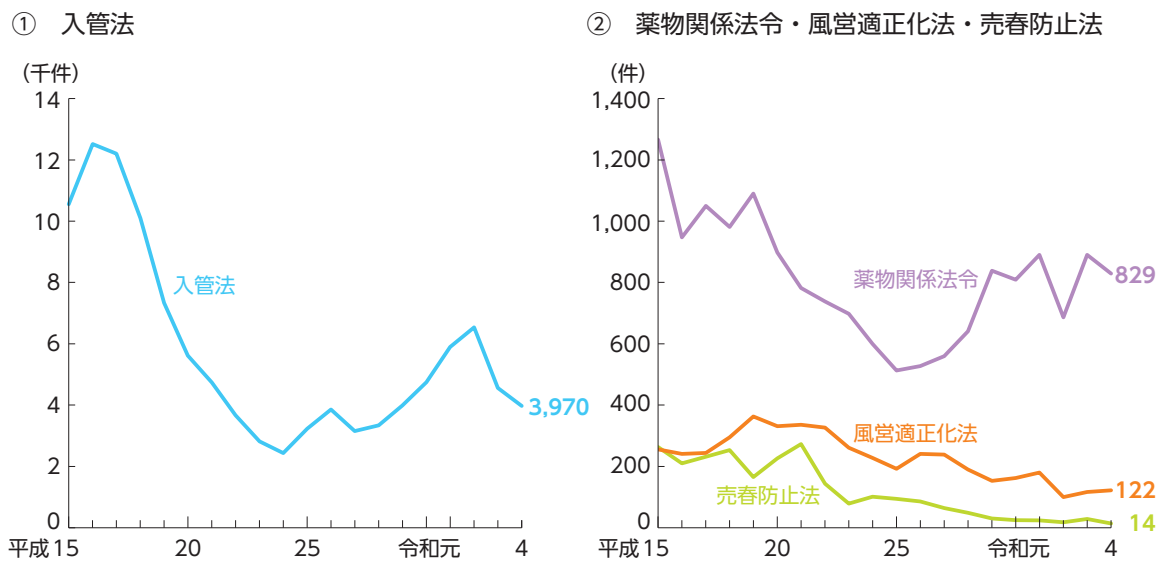
4-9-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたところ、25年から27年までの増減を経て、28年から増加し続けていたが、令和3年から減少に転じ、4年は3,970件（前年比13.0%減）であった。4年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が2,458件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）620件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・収受を含む。）402件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

令和4年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、ベトナムが1,884件（検挙人員1,289人）と最も多く、次いで、中国756件（同490人）、タイ305件（同241人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が346件（同285人）であり、ブラジルが77件（同58人）と最も多く、次いで、ベトナム55件（同43人）、タイ49件（同32人）の順であった（警察庁の統計による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-5 図 来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

(平成15年～令和4年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

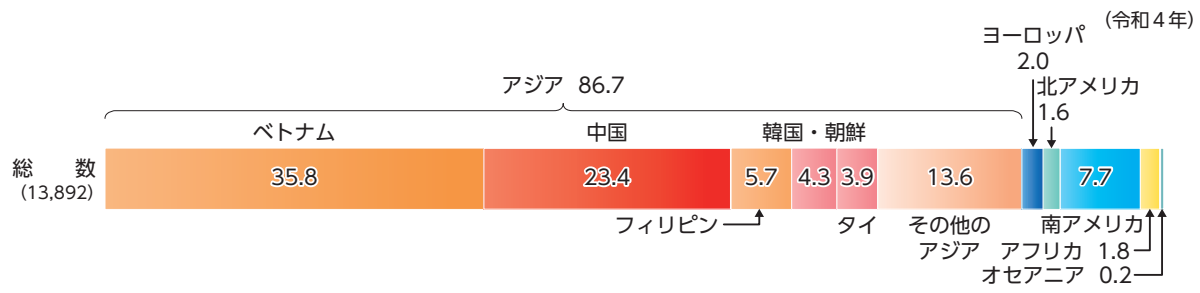
第3節 処遇

1 検察

(1) 受理状況

令和4年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-9-3-1 図のとおりである。統計の存在する平成5年以降一貫して最も高かった中国の構成比を、令和元年にベトナムが上回り、4年も引き続き、ベトナムが35.8%と最も高く、次いで、中国（23.4%）、フィリピン（5.7%）の順であった。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が2,022人と最も多く、次いで、窃盗（986人）、麻薬及び向精神薬取締法違反（217人）の順であり、中国は、入管法違反が784人と最も多く、次いで、窃盗（724人）、詐欺（362人）の順であり、フィリピンは、入管法違反が226人と最も多く、次いで、窃盗（167人）、傷害（86人）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら地域・国籍別の検察庁新規受理人員を見るに当たっては、各地域・国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-3-1 図 来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比



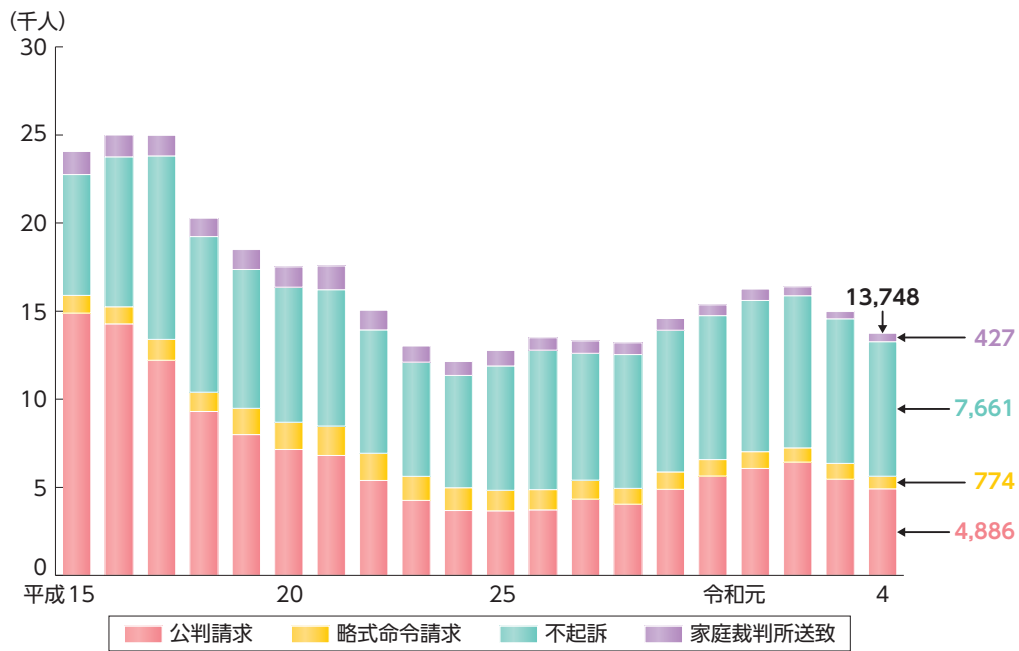
注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 処理状況

4-9-3-2図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移し、29年から増加していたが、令和4年は1万3,748人と前年比で8.2%減少した（CD-ROM資料4-7参照）。なお、4年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（26万3,587人）の5.2%、外国人被疑事件の終局処理人員（1万7,975人）の76.5%を占めている（CD-ROM資料4-8参照）。

4-9-3-2図 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移

（平成15年～令和4年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和4年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、4-9-3-3表のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では4.2pt高く、特別法犯では1.5pt低く、入管法違反を除いた特別法犯では2.2pt低い（CD-ROM資料2-2及び4-8参照）。

4-9-3-3表 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理状況（罪名別）

(令和4年)

罪 名	全 終 局 処 理 人 員	[起訴率]	来日外国人終局処理人員		[起訴率]
			数	(%)	
総 数	263,587	[39.3]	13,748	(100.0)	[42.5]
刑 法 犯	181,474	[36.2]	6,564	(47.7)	[40.4]
住 居 侵 入	5,787	[40.4]	247	(1.8)	[36.0]
文 書 偽 造	2,463	[28.6]	102	(0.7)	[60.0]
強 制 わ い せ つ	4,126	[32.8]	178	(1.3)	[34.1]
強 制 性 交 等	1,597	[32.1]	48	(0.3)	[38.6]
殺 人	942	[30.5]	30	(0.2)	[63.3]
傷 害	33,560	[30.1]	1,191	(8.7)	[24.3]
窃 盗	72,359	[43.4]	2,710	(19.7)	[48.6]
強 盗	1,418	[29.6]	55	(0.4)	[44.2]
詐 欺	16,833	[48.0]	650	(4.7)	[62.6]
横 領	6,743	[21.5]	186	(1.4)	[6.8]
毀 棄 ・ 隠 匿	7,377	[22.9]	194	(1.4)	[20.6]
特 別 法 犯	82,113	[45.8]	7,184	(52.3)	[44.3]
風 営 適 正 化 法	1,345	[45.6]	159	(1.2)	[44.7]
銃 刀 法	5,512	[16.1]	198	(1.4)	[19.3]
売 春 防 止 法	440	[32.2]	14	(0.1)	[46.2]
大 麻 取 締 法	7,749	[45.4]	309	(2.2)	[47.9]
覚 醒 剤 取 締 法	9,697	[70.3]	439	(3.2)	[63.2]
関 税 法	368	[69.0]	162	(1.2)	[73.9]
入 管 法	4,669	[44.3]	4,169	(30.3)	[44.8]

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「来日外国人」は、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 () 内は、構成比である。

2 裁判

令和4年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、4,077人（前年比14.7%減）であり、有罪人員総数に占める比率は、9.4%であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和4年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、3,471人（前年比15.9%減）であった。通訳言語は31に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,209人（34.8%）と最も多く、次いで、中国語691人（19.9%）、タイ語259人（7.5%）、タガログ語239人（6.9%）、ポルトガル語188人（5.4%）、英語162人（4.7%）、シンハラ語129人（3.7%）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和4年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、3,162人（前年比16.2%減）であり、全部執行猶予率は、全罪名では86.3%、入管法違反を除くと77.9%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、4年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は、2人であった（CD-ROM資料4-9参照）。

3 矯正

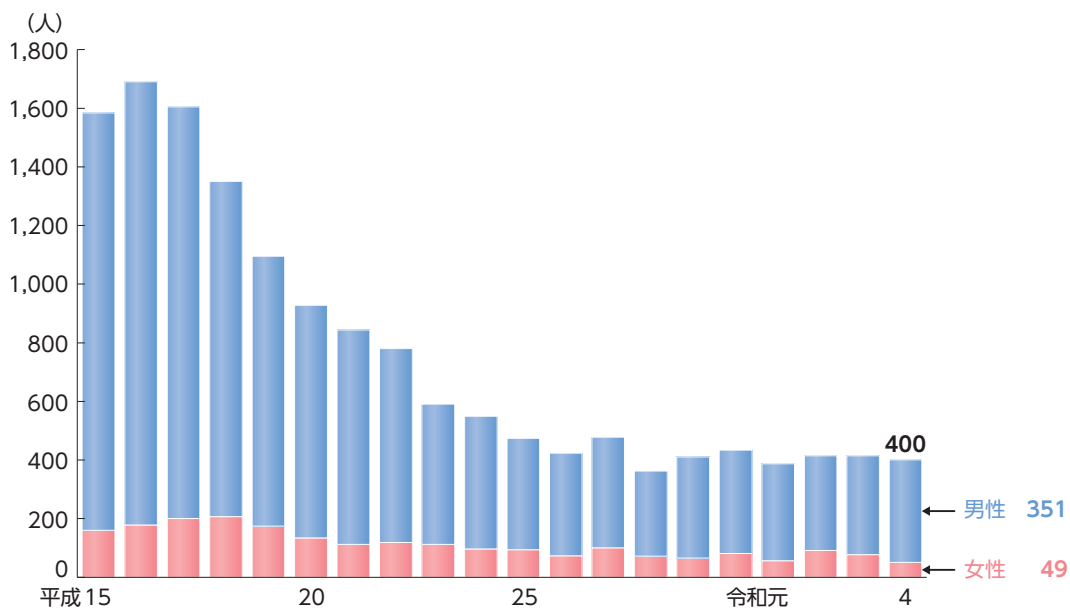
令和4年における外国人の入所受刑者は、687人（前年比1.2%減）であった（矯正統計年報による。）。

日本人と異なる処遇を必要とする者は、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇を行っている（2-4-3-2表参照）。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-9-3-4図のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあったが、近年は400人前後で推移しており、令和4年は400人（前年比3.6%減）であった。4年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、ベトナムが100人と最も多く、次いで、中国75人、ブラジル53人の順であった（CD-ROM資料4-10参照）。罪名別に見ると、覚醒剤取締法違反が93人と最も多く、次いで、窃盗の87人であった（矯正統計年報による。）。なお、これらF指標入所受刑者人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和4年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,401人（男性1,169人、女性232人）であり、前年末比で4.3%増加した（矯正統計年報による。）。

4-9-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）

（平成15年～令和4年）



注 矯正統計年報による。

4 保護観察

令和4年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、379人（前年比15.4%減）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は29人であった。）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が178人と最も多く、次いで、中国50人、ブラジル33人の順であった（CD-ROM資料4-11参照）。来日外国人に限ると、166人（同22.1%減）であり、その内訳は、仮釈放者が153人、保護観察付全部執行猶予者が8人、保護観察付一部執行猶予者が5人であった（保護統計年報による。）。なお、外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和4年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者85人、保護観察付全部執行猶予者30人、保護観察付一部執行猶予者10人の合計125人（前年末比33.5%減）であった（法務省保護局の資料による。）。なお、外国人の保護観察係属人員については、仮釈放者のうち、64人は退去強制事由に該当し、国外退去済みの者が49人、退去強制手続により収容中の者が9人、仮放免中の者が6人であった（法務省保護局の資料による。）。

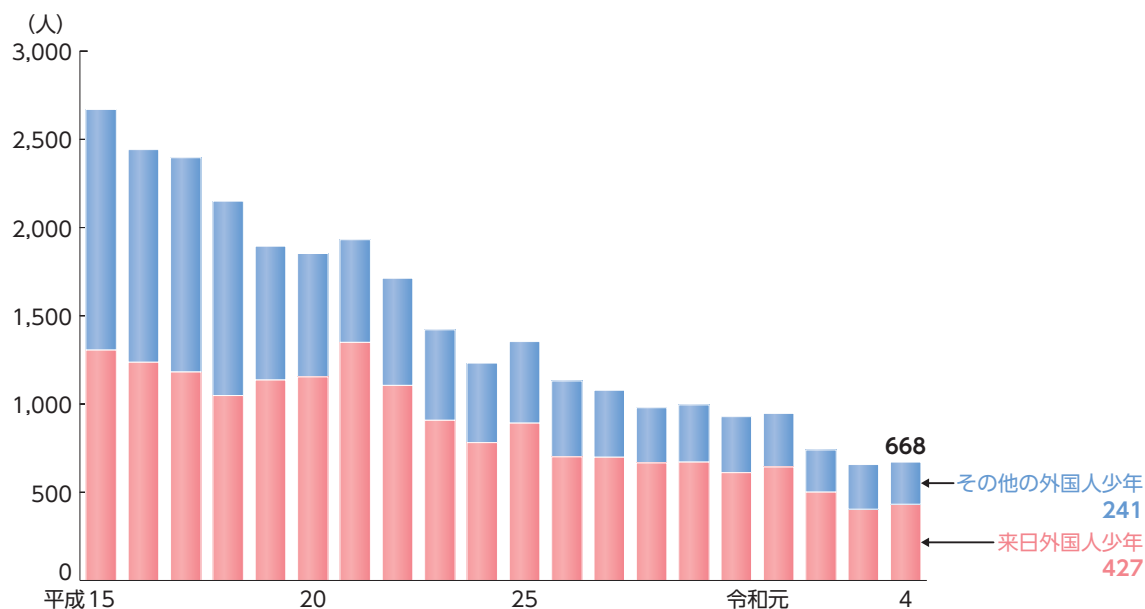
第4節 外国人非行少年の動向と処遇

1 外国人犯罪少年の動向

4-9-4-1図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-9-4-1図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

（平成15年～令和4年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 検察官の送致に係るものに限る。
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和4年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、ブラジルが111人（26.0%）と最も多く、次いで、フィリピン96人（22.5%）、中国93人（21.8%）、ペルー20人（4.7%）、ベトナム17人（4.0%）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が201人（53.5%）と最も多く、次いで、傷害（暴行及び凶器準備集合を含む。）57人（15.2%）、横領（遺失物等横領を含む。）25人（6.6%）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

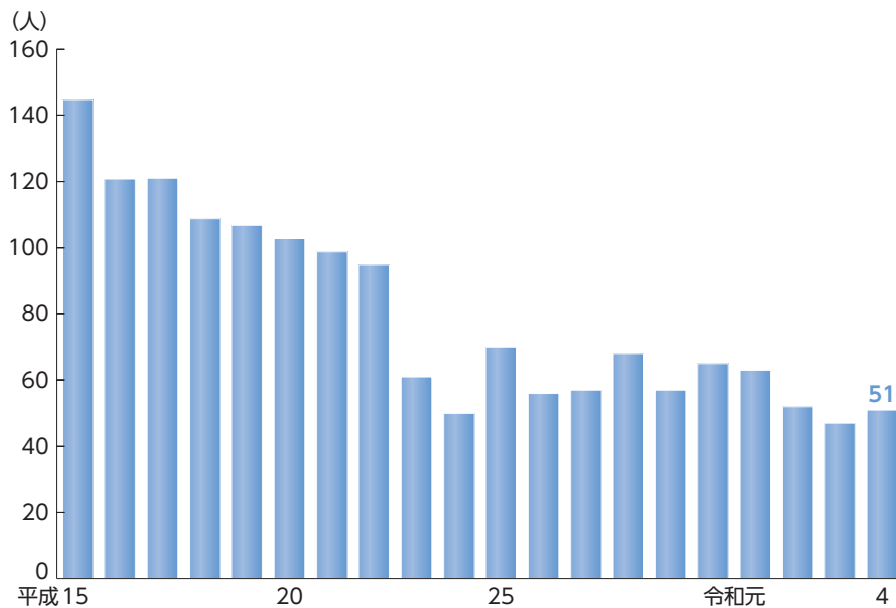
2 外国人非行少年の処遇

(1) 矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-9-4-2図**のとおりである。令和4年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、フィリピンが20人と最も多く、次いで、ブラジル13人、中国及び韓国・朝鮮いずれも3人の順であった（CD-ROM参照）。なお、これら外国人の少年院入院者の人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-4-2図 外国人の少年院入院者の人員の推移

(平成15年～令和4年)



注 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（**3-2-4-9表**参照）。

(2) 保護観察

令和4年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、220人であった。その内訳は、保護観察処分少年182人、少年院仮退院者38人であった。国籍別に見ると、ブラジルが69人と最も多く、次いで、中国40人、フィリピン36人の順であった（CD-ROM資料**4-11**参照）。なお、これら外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和4年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年98人、少年院仮退院者23人であった（法務省保護局の資料による。）。

第10章

精神障害のある者による犯罪等

第1節 犯罪の動向

4-10-1-1表は、令和4年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、0.8%であったが、罪名別で見ると、放火（12.6%）及び殺人（6.2%）において高かった。

4-10-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

（令和4年）

区分	総数	殺人	強盗	放火	強制性交等・強姦	傷害・暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数 (A)	169,409	785	1,322	532	4,406	41,496	2,993	79,234	10,507	28,134
精神障害者等 (B)	1,344	49	16	67	33	446	76	251	26	380
精神障害者	1,039	29	13	55	25	350	67	180	20	300
精神障害の疑いのある者	305	20	3	12	8	96	9	71	6	80
B/A (%)	0.8	6.2	1.2	12.6	0.7	1.1	2.5	0.3	0.2	1.4

注 1 警察庁の統計による。

2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

第2節 処遇

1 検察・裁判

令和4年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、370人であった（2-2-4-3表参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、4人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和4年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、**4-10-2-1表**のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第2編第4章第3節5項及び第3編第2章第4節3項（5）参照）。

4-10-2-1表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

(令和4年)

種別	総数	うち精神障害を有する者					
		知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害	
入所受刑者	14,460	2,435 (16.8)	313 (2.2)	103 (0.7)	314 (2.2)	…	1,705 (11.8)
少年院入院者	1,332	459 (34.5)	106 (8.0)	4 (0.3)	21 (1.6)	237 (17.8)	91 (6.8)

- 注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
 2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。
 3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。
 4 () 内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）及び第3編第2章第5節3項（1）参照）における「精神障害」の類型に認定された者は、令和4年末現在、3,770人（このうち、「発達障害」は1,201人、「知的障害」は813人）であり、保護観察対象者全体（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）に占める比率は17.9%である（**2-5-3-6表**CD-ROM及び**3-2-5-6表**CD-ROM参照）。保護観察所では、このタイプの保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第2編第5章第2節2項及び第6節2項参照）。

4 精神保健福祉法による通報

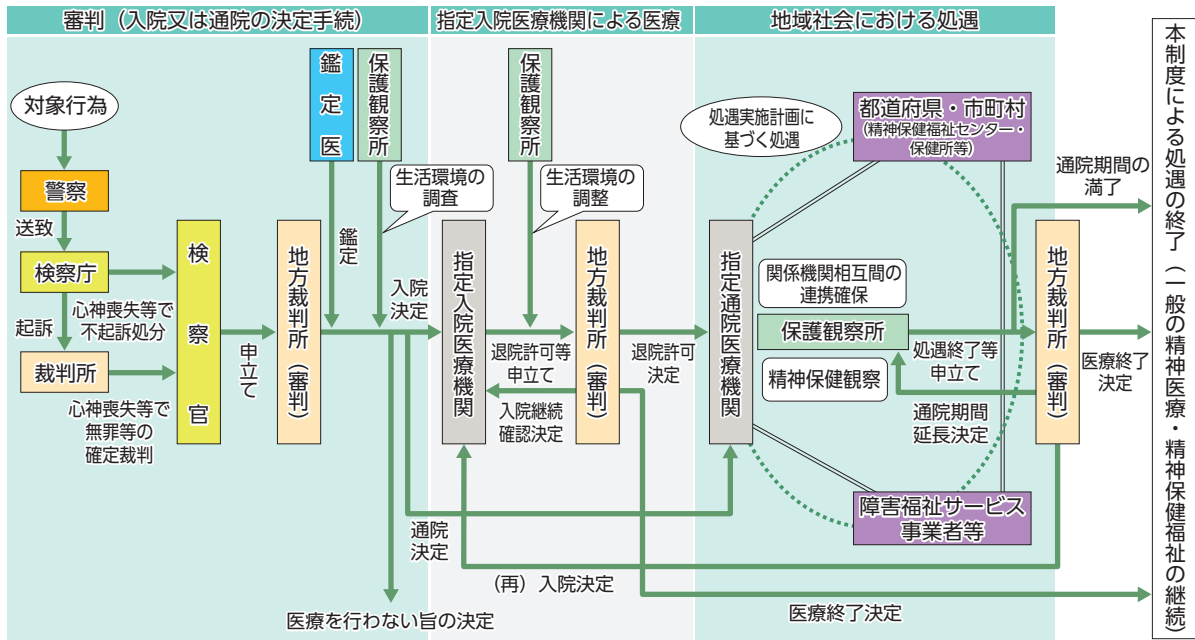
精神保健福祉法により、精神障害者に適時適切な医療及び保護を提供する趣旨から、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長に対し、通報義務が課せられている。すなわち、①警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、②検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、心神喪失者等医療観察制度（本章第3節参照）の申立てをしない限り、速やかに、その旨を、③保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、速やかに、その旨を、④矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の居住地、氏名等を、それぞれ都道府県知事に（警察官は最寄りの保健所長を経て。矯正施設の長は本人の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に。）通報しなければならない。

令和3年度における精神保健福祉法に基づく都道府県知事への通報件数は、警察官の通報が1万7,609件、検察官の通報が2,731件、保護観察所の長の通報が8件、矯正施設の長の通報が5,059件であった（厚生労働省政策統括官の資料による。）。

第3節 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-10-3-1図のとおりである。

4-10-3-1図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火、不同意わいせつ及び不同意性交等（監護者わいせつ及び監護者性交等並びに令和5年法律第66号による改正前の強制わいせつ及び強制性交等を含む。）、殺人、強盗（これらの未遂を含む。）並びに傷害）を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減軽する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の**生活環境の調査**を求めることができる。令和4年における生活環境の調査の開始件数は、283件であった（保護統計年報による。）。

令和4年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、**4-10-3-2表**のとおりである。

4-10-3-2表 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員（対象行為別）

（令和4年）

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総数	不起訴	確定裁判		総数	入院決定	通院決定	医療を行わない旨の決定	却下		取下げ	申立て不適法による却下
			無罪	全部執行猶予等					対象行為を行ったとは認められない	心神喪失者等ではない		
総数	278	258	2	18	313	248	24	37	1	3	-	-
放火	88	80	-	8	100	76	12	11	-	1	-	-
強制性交等	13	12	-	1	14	10	1	3	-	-	-	-
殺人	79	72	1	6	84	66	7	9	-	2	-	-
傷害	90	87	1	2	106	88	4	13	1	-	-	-
強盗	8	7	-	1	9	8	-	1	-	-	-	-

- 注 1 司法統計年報、法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。
 2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。
 3 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、消火妨害に当たる行為を含まない。
 4 「強制性交等」は、強制わいせつに当たる行為を含む。
 5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。
 6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。
 7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。
 8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。
 9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

(1) 入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和5年4月1日現在、全国に35の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。）に入院し、心神喪失者等医療観察制度に基づく専門的で手厚い医療を受ける。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和4年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は259件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は834件であった（保護統計年報による。）。

(2) 退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、6月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならない。対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の要否等を審判により決定する。令和4年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）が248件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）が106件受理された。また、同年における退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は206件、医療終了決定は36件であった（司法統計年報による。）。

3 地域社会における処遇

裁判所の通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）又は退院許可決定を受けた者は、原則として3年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和5年4月1日現在、全国に4,069の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。）による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定める。各関係機関は、これに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施する。処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行う。

令和4年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は227件（このうち退院許可決定によるものは203件）、終結件数（移送によるものを除く。）は199件（このうち通院期間の満了によるものは131件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は584件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は53件、（再）入院決定は10件であった（司法統計年報による。）。

なお、保護観察所に社会復帰調整官が置かれ、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

第11章

公務員犯罪

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和4年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-11-1表**のとおりである。

4-11-1表 公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

(令和4年)

区分	新規受理			終局処理							
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令 請求	不起訴	起訴 猶予	その他
総数	13,339	11,647	1,692	13,612	1,900	448	1,452	11,597	8,153	3,444	115
窃盗	385	376	9	402	80	58	22	309	264	45	13
詐欺	182	145	37	189	29	29	—	158	36	122	2
横領	73	72	1	70	4	3	1	65	44	21	1
収賄	130	120	10	137	25	25	—	112	—	112	—
偽造	639	301	338	627	10	8	2	616	54	562	1
職権濫用	914	146	768	964	3	3	—	961	6	955	—
その他の刑法犯	2,125	1,668	457	2,150	313	128	185	1,813	574	1,239	24
過失運転致死傷等	7,844	7,844	—	7,831	933	35	898	6,836	6,687	149	62
特別法犯	1,047	975	72	1,242	503	159	344	727	488	239	12

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
 3 道交違反を除く。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

令和4年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-11-2表**のとおりである。

4-11-2表 収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

(令和4年)

区分	新規受理			終局処理							
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命令 請求	不起訴	起訴 猶予	その他
総数	150	130	20	158	40	40	—	118	—	118	—
国会議員	1	—	1	1	—	—	—	1	—	1	—
地方公共団体の議会の議員	5	3	2	5	4	4	—	1	—	1	—
国家公務員	7	—	7	7	—	—	—	7	—	7	—
地方公共団体職員	117	117	—	124	21	21	—	103	—	103	—
みなす公務員	20	10	10	21	15	15	—	6	—	6	—

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
 3 「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
 4 警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
 5 「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。